

令和4年（2022年）11月9日（水曜日）

第 4 号

令和4年
北海道議会 決算特別委員会第1分科会会議録

第4号

令和4年（2022年）11月9日（水曜日）

出席委員

委員長

久保秋雄太君

副委員長

武田浩光君

星克明君

宮下准一君

中川浩利君

加藤貴弘君

三好雅君

赤根広介君

安藤邦夫君

須田靖子君

高橋亨君

角谷隆司君

大谷亨君

出席説明員

環境生活部長 森隆司君

環境生活部
ゼロカーボン推進監 今井太志君環境生活部
アイヌ政策監 相田俊一君

環境生活部次長 佐藤充孝君

環境生活部次長兼
地域脱炭素担当局長 甲元信宏君

環境保全局長 竹澤祐幸君

自然環境局長 高橋奉己君

ゼロカーボン推進局長 山田哲史君

くらし安全局長 田辺きよみ君

スポーツ局長 高見芳彦君

アイヌ政策推進局長 松谷雅一君

気候変動対策
担当局長 竹本広幸君

総務課長 村松卓己君

政策調整担当課長 西清人君

水道広域化推進室長 名苗拓央君

水・大気環境担当課長 中尾睦子君

自然公園担当課長 小島宏君

野生動物対策課長 鈴木英樹君

エゾシカ担当課長 田名瀬雅元君

ヒグマ対策室長 井戸井毅君

ゼロカーボン推進
担当課長 奈良華織君気候変動適応
担当課長 三ツ木寛史君

交通安全担当課長 箱崎和好君

スポーツ振興課長 阿部真之君

オリンピック・パラリンピック
連携室長 鏡法裕君

アイヌ政策課長 鶴ヶ崎徹君

総合政策部長 濱坂真一君

総合政策部
次世代社会戦略監 中村昌彦君総合政策部
地域振興監 北村英則君総合政策部
交通企画監 宇野稔弘君

総合政策部次長 薬袋浩之君

知事室次長 飯田 滋 君
官民連携推進室長 佐藤 秀行 君
政策局長 天野 紀幸 君
次世代社会戦略局長 所 健一郎 君
地域創生局長 和田 弘之 君
地域行政局長 清水目 剛 君
交通政策局長 千葉 繁 君
航空港湾局長 清水 茂男 君
政策局次長 大矢 邦博 君
同 笠井 敦史 君
ICT推進担当局長 西本 佳史 君
科学技術振興担当局長 松田 尚子 君
鉄道担当局長 斎藤 由彦 君
物流担当局長 野口 正浩 君
総務課長 蓮見 光志 君
広報広聴課長 鞠子 宜紀 君
広報担当課長 箭本 充 君
官民連携推進室参事 福山 琢也 君
政策局参事 栗原 肇 君
同 藤原 和道 君
同 菅原 伸一 君
同 石井 順一郎 君
デジタルトランスフォーメーション
推進課長 小林 靖幸 君
情報政策課長 鈴木 昭弘 君
情報基盤担当課長 守山 英男 君

科学技術振興課長 藤嶋 泰道 君
兼産学官連携室長
地域戦略課長 馬場 俊哉 君
地域政策課長兼 笹森 穰 君
胆振東部地震災害
復興支援担当課長
財政担当課長 森越 誠 君
公営企業担当課長 内藤 敏徳 君
行政連携課長 木下 広 君
交通企画課長 渡辺 和隆 君
公共交通支援 小林 達也 君
担当課長
地域交通計画 千代 紳 君
担当課長
鉄道企画担当課長 佐藤 寿志 君
物流企画担当課長 白戸 則幸 君
空港戦略担当課長 丹野 正樹 君
空港港湾担当課長 表谷 吉恭 君

議会事務局職員出席者

議事課主幹 高橋 究 君
議事課主査 中澤 正和 君
同 門倉 里博 君
同 我満 壮宏 君
同 藤田 知樹 君
同 渡部 徹 君
同 吉本 麻美 君
同 熊澤 史昭 君

午前 10 時 開議

○久保秋雄太委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔中澤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

星 克明 委員

中 川 浩 利 委員

であります。

○久保秋雄太委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 環境生活部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

宮下准一君。

○宮下准一委員 おはようございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

それでは、まず初めに、アイヌ施策の推進についてであります。

近年、民族共生象徴空間・ウポポイをはじめとして、アイヌ文化への関心が高まっている一方で、昨年、アイヌの方々を傷つける不適切な発言が放送されるという誠に残念な出来事が発生しております。

このように、アイヌの方々への差別は依然としてなくなっておらず、差別解消に向けた取組を継続、強化することが必要と考えるところであります。

そこで、アイヌの方々への差別解消に向けた道の取組について、以下、伺ってまいります。

昨年、民放のテレビで発生した不適切な放送事案の概要とその後の経過についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 アイヌ政策課長鶴ヶ崎徹君。

○鶴ヶ崎アイヌ政策課長 不適切な放送事案についてであります。令和3年3月12日に、日本テレビの朝の情報番組であります「スッキリ」において、アイヌの方々を傷つける不適切で差別的な表現を含んだ放送が行われました。

このことに対しまして、道といたしましては、同日、同社に口頭で強く抗議し、再発防止と正しい理解の促進に取り組むよう求めたほか、国において、アイヌ政策を所管する内閣官房長官に対して、国として再発防止に向けた適切な対応を行うよう働きかけるとともに、道民、国民の皆様に対しましては、3月19日に、知事と北海道アイヌ協会理事長の連名による理解促進に向けた共同メッセージを発出したところでございます。

日本テレビでは、放送当日である3月12日金曜日の夕方のニュースで、また、翌週の月曜日の「スッキリ」の番組内で、謝罪を行ったほか、3月22日には社長が記者会見で謝罪し、さらに、6月6日には、社長が来道し、北海道アイヌ協会総会の場で謝罪を行うとともに、原因究明や再発防止等の取組の徹底に加え、検証結果等について放送すること、さらには、社内研修、番組のチェック体制の強化などを実施することを確約したところでございます。

本年7月までの取組としましては、社会への普及啓発を目的とした放送を9本、社内研修を2回、社内報等を活用した啓発を6回のほか、放送ガイドラインの改正、自社の番組審議会での審

【第1分科会 11月9日 第4号】

議、民放連が行う研修の受講等が行われております。

また、放送倫理・番組向上機構、いわゆるBPOにおきましては、令和3年7月21日付で、本事案について放送倫理違反があったと判断したものと承知しております。

以上でございます。

○宮下准一委員 次に、道の認識についてであります。

こうした事案が発生したことも踏まえ、アイヌの方々への差別の実態について、道としてその現状をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 アイヌ政策推進局長松谷雅一君。

○松谷アイヌ政策推進局長 差別に対しての認識についてでございますが、道としましては、アイヌ協会など関係団体の皆様はもとより、国の力添えもいただきながら、長年、差別解消に向けた取組を進めており、また、ウポポイをはじめ、各地域にも様々なアイヌ文化関連施設の整備が進みまして、アイヌのSDGsにもつながる価値観が、漫画など多くの媒体により取り上げられ、接する機会が増えたことで、アイヌ文化の理解の裾野が広がってきた一方で、今般のテレビ番組における不適切な表現や、誹謗中傷とも言えるインターネット上の心ない投稿、特にウポポイに就業する職員の方々に対する著しく差別的な表現の書き込みなど、差別や偏見は依然として後を絶たない状況でございます。

このような差別や偏見をなくしていくためには、国民の皆様全体に、先住民族であるアイヌの方々がかつて歩んでこられた歴史、文化などへの関心を持っていただき、正しい理解を深めていただくことが重要と考えているところでございます。

○宮下准一委員 次に、昨年度の取組についてでございますが、令和3年度のアイヌ政策推進費は、決算額で約5億3900万円計上されております。

また、アイヌ政策推進局では、地方創生推進交付金や人権啓発推進の予算も活用して、様々な事業に取り組んでいるものと承知をしております。

これらのうち、差別解消に向けた理解促進のために、道としては、昨年度、どの程度の事業費をかけて、どのような事業を実施したのか、昨年度の取組についてお伺いをいたします。

○鶴ヶ崎アイヌ政策課長 昨年度の取組についてでございますが、まず、アイヌ文化理解促進普及啓発事業としましては、アイヌの歴史や文化への理解を深めるための幼児向けの人形劇の制作を行うとともに、啓発用動画の制作、ウェブによる発信などを行い、それらの決算額は2349万44円となっております。

さらに、人権啓発推進事業として、アイヌの方々への理解を深めるためのフォーラムを開催するとともに、啓発冊子を作成、配布し、それらの決算額は321万7500円となっており、二つの事業を合わせた合計額は2670万7544円となっております。

以上でございます。

○宮下准一委員 次に、アイヌ文化理解促進普及啓発事業についてお伺いをいたします。

アイヌの方々への差別解消のための理解の促進に向けて、昨年度に行った事業のうち、アイヌ

文化理解促進普及啓発事業では、具体的にどのようなことを行い、どのような成果を上げたのか、お伺いをいたします。

○鶴ヶ崎アイヌ政策課長 アイヌ文化理解促進普及啓発事業についてであります。この事業では、アイヌの歴史やアイヌ文様、刺しゅう、食文化、言葉、文芸、伝統音楽、織物などを題材とした一般向けの動画を制作し、それらの動画を動画配信サイトにチャンネルを開設して配信しております。

また、松浦武四郎がアイヌの少女と道内を旅する様子を描いた、アイヌの言葉や文化を学ぶことができる人形劇「タケシロウとルイカ」を制作し、動画サイトに配信しております。これらの動画全体で1万回を超えて再生されており、広く啓発を行ったところでございます。

人形劇につきましては、フォーラムでも上演しております。このような人形劇を幼稚園などで上演してほしいなどの声が寄せられているなど、高評価をいただいているところでございます。

○宮下准一委員 次に、人権啓発推進事業では、昨年度、具体的にどのようなことを行い、どのような成果を上げたのか、お伺いをいたします。

○鶴ヶ崎アイヌ政策課長 人権啓発推進事業についてであります。アイヌの歴史や文化についての正しい知識を啓発するための冊子であります「アイヌの人たちの歴史・文化・暮らし」を昨年度に改定し、1000部を印刷いたしまして、イベントで配布するなど、各種啓発に活用しているところでございます。

また、令和4年3月には、札幌でアイヌフォーラム北海道を開催し、動画の上映、人形劇やアイヌ古式舞踊の披露をするとともに、アイヌの方々が受け継いできた文化や現状の課題などについて、アイヌの方や研究者の方などによるトークセッションを実施したところでございます。

フォーラム終了後のアンケートでは、回答のあった方の83.5%が、アイヌの歴史や文化について理解が深まったと回答するなど、アイヌの歴史や文化に一定の理解が深まり、差別や偏見の解消に寄与したものと考えております。

○宮下准一委員 昨年度の事業の成果を踏まえて、どのような課題があると考えているのか、お伺いをいたします。

○鶴ヶ崎アイヌ政策課長 昨年度の事業における課題についてであります。アイヌの方々に対する差別や偏見をなくすためには、広く国民の皆様に正しい理解をいち早く深めていただくことが重要であり、ネットで動画に能動的にアクセスしたり、フォーラムに参加するようなアイヌ文化に関心を有する方々以外の層もターゲットとして、積極的に理解促進に向けた啓発を行うなど、さらに効果的な取組を行う必要があると考えております。

特に、幅広い年齢層の集客が見込める若年者に向けた啓発につきましては、子どもたちがより多く参加できるよう、身近な場所など参加しやすい場所や機会を捉えて啓発を行うことで、効果的に取組を進めたいと考えております。

○宮下准一委員 次に、これまでの取組の課題を踏まえてですけれども、アイヌの歴史や文化へ

【第1分科会 11月9日 第4号】

の理解促進について、昨年度の結果を踏まえ、本年度はどのように取組を行っているのか、お伺いをいたします。

○鶴ヶ崎アイヌ政策課長 本年度の取組についてであります。幅広い年齢層の集客が見込める子ども向け人形劇を全道各地で開催するアイヌ文化人形劇キャラバンを実施しているところでございます。

具体的には、道内14か所の幼稚園や図書館などで、8月から来年3月にかけて、21回上演することとしております。

また、アイヌの楽器であるムックリの演奏、舞踊、アイヌの伝統料理を親子で体験したり、パネルや工芸品の展示でアイヌ文化を親子で学習する北海道アイヌ文化キャラバンを、札幌、旭川、帯広及び函館の4都市で、8月から今月にかけて6回開催することとしております。

さらに、自宅において、ムックリの演奏や料理など、親子でオンライン学習をして体験するアイヌ文化オンラインイベントを今月に7回開催する予定でございます。

このように、昨年度の成果、課題を踏まえまして、動画や人形劇等を活用して、幼少期から大人までアイヌの文化や歴史への理解と関心を高めるための啓発を実施しているところでございます。

なお、アイヌの方々への理解促進を目的としたフォーラムにつきましては、昨年度に引き続き開催することを予定しているところでございます。

○宮下准一委員 理解の促進についてであります。アイヌの方々への差別を解消するためには、粘り強く取り組んでいくことが必要と考えます。

道としては、アイヌの方々への差別の解消に向けた取組において、どのようなことが課題と考えているのか、また、その課題解決に向けて、理解促進が図られるようどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○松谷アイヌ政策推進局長 理解促進に向けた取組などについてでございますが、昨年日本テレビの不適切な放送表現にとどまらず、現在においても、SNSを使った誹謗中傷とも言える心ない投稿など、アイヌの方々への差別や偏見は、依然として解消していない状況でございます。

その原因といたしましては、アイヌの方々への関心や正しい理解が十分でないことがあると考え、道としては、差別感情の解消に向けて、今後とも、幼年層から成人、高齢者層まで、全世代を対象とした教育、啓発活動を粘り強く進める必要があると考えているところでございます。

昨年度来、取組を進めている人形劇や料理体験は、子どもと保護者が一体となって歴史や文化を体感、体験する事業でございまして、ターゲットとする子どもはもとより、同行する親世代、祖父母世代などへの訴求も期待できるものと捉えてございます。

道といたしましては、今回の手法も含めまして、道民の皆様がアイヌの歴史や文化について触れて考える機会を創出し、理解と関心を醸成することで、差別や偏見の抑制、解消を図ってまいりたいと考えてございます。

○宮下准一委員 今後のアイヌ施策についてであります。これまで、道のアイヌ施策のうち、

差別解消に向けた理解の促進について伺ってまいりました。

アイヌ施策推進法では、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として差別することを禁止しております。

法律が施行されて3年半がたとうとしており、アイヌ政策推進交付金を活用した市町村の事業も進んでおりますが、差別や偏見を解消することは容易なことではありません。

アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて、道は、今後、アイヌ施策をどのように推進していくのか、アイヌ政策監にお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 環境生活部アイヌ政策監相田俊一君。

○相田環境生活部アイヌ政策監 今後のアイヌ施策についてでございますが、道では、これまで、長年にわたり、差別や偏見の解消に向けまして啓発に取り組んでまいりました。

また、近年、アイヌ文化への社会の関心も高まっている一方、昨年テレビ番組における不適切な表現やインターネット上の差別的な書き込みなどが後を絶たない状況でございます。

アイヌの歴史、文化や、差別の現状について、正しい理解をさらに深めていただくことが重要と考えているところであります。

そのため、今後は、アイヌの歴史、文化などに興味を持つ方々への取組はもとより、関心のなかった層の方々を対象とし、様々な機会を捉えて、より幅広いターゲットに対して、国や市町村、関係団体など、多様な主体と緊密に連携しながら、効果的に啓発を実施するなど、アイヌの方々への理解を促進することにより、差別感情や偏見を解消できるよう、アイヌの方々の民族としての誇りが尊重される共生社会の実現に向けまして、今後とも積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下准一委員 ただいま、アイヌ政策監から、道では差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組んできているとの答弁がございましたが、差別や偏見に、より敏感であるはずの全国キー局の放送局でさえ、このような不適切な放送をしてしまうということを考えますと、アイヌの歴史や文化についての啓発は、これまでの取組の対象を広げ、より幅広い層に対し取り組んでいく必要があることを示していると思います。

また、これまでの子ども向け人形劇などの取組に加え、例えば、企業等における現役社会人を対象とした研修も含め、様々な方を対象として、アイヌの方々について理解をしていただけるよう、これまで以上に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。以上のことを指摘させていただきます。

それでは、次に、野生鳥獣対策についてお伺いをいたします。

初めに、アライグマ対策についてであります。

アライグマによる農業被害が依然として全道各地で発生しており、市町村は、対応に大変苦慮していると聞いております。

道では、アライグマの根絶を目指し、令和2年度からアライグマ根絶モデル実証事業を3年計

【第1分科会 11月9日 第4号】

画で実施しており、今年度が事業最終年となりますので、アライグマ対策の状況について、以下、伺ってまいります。

道は、アライグマ根絶モデル実証事業を実施しておりますが、昨年度の本事業の概要と取組の成果はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 野生動物対策課長鈴木英樹君。

○鈴木野生動物対策課長 実証事業についてでございますが、道では、アライグマによる生態系への影響や農業被害の防止に向けまして、効果的、効率的な捕獲を促進するためのプログラムの策定に取り組んでおり、南幌町をモデル地域として、捕獲や生態に関するデータの収集、分析による基礎資料の作成に加えまして、効率的な捕獲手法の検討などを実施しているところでございます。

令和2年度に引き続き、昨年度は、センサーカメラや捕獲通知システムなどICTを活用しまして、生息や捕獲のデータの収集、分析を行うとともに、時期や場所など捕獲手法の検証を行い、5月から7月までの春期で23頭、9月の夏期で7頭、さらに、2月の冬期で1頭の合計31頭を捕獲したところでございます。

○宮下准一委員 次に、生息及び被害の状況についてですが、アライグマによる農業被害や全道各地での目撃が増え続けていると承知しておりますが、どのような状況なのか、また、どのようなことが課題となっているのか、お伺いをいたします。

○鈴木野生動物対策課長 生息状況などについてでございますが、アライグマの生息や痕跡が確認された市町村数は、令和4年3月現在で163市町村となり、ここ10年間で約2割増加し、ほぼ全道各地域で確認されており、農業被害額は、令和2年度で1億4200万円となり、10年前と比較して約5割増加している状況でございます。

また、捕獲数についても増加しており、令和2年度は過去最高の2万5806頭を捕獲しましたが、生息域の拡大や農業被害の増加には歯止めがかかっておらず、さらなる実効性のある対策の強化が必要であると考えております。

○宮下准一委員 次に、地域の取組についてであります。アライグマの被害が拡大する中、道や市町村では様々な対策が進められてきておりますが、市町村の対策の中には、実績を上げている取組もあると聞いております。

こうしたほかの地域にとって参考となる取組を広く紹介するなど、地域での取組に活用していただくことも有効と考えますが、道としては、どのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○鈴木野生動物対策課長 取組事例の活用についてでございますが、道では、これまで、捕獲効果の高い子育ての時期である3月から6月までの4か月間を春期捕獲推進期間に設定しまして、市町村に対して捕獲強化を促し、捕獲数の上積みを図るとともに、市町村や農協職員、捕獲従事者などを対象に、全道各地で研修会を実施し、捕獲効率の向上や人材の育成を図ってきたところでございます。

また、道が職員を派遣し対策を実施した新十津川町では、捕獲から捕獲個体の処分までの処理サイクルを構築し、効率的な捕獲につなげているほか、深川市では、捕獲対策に市民グループが参加し、効果的に成果を上げている取組などがございます。

こうした様々な取組事例につきましては、他の地域においても、それぞれの地域の実情に合わせて活用していただくことで、効果的な捕獲が可能であると考えておりまして、研修会の場などを通じまして、市町村や農業関係者の方々に紹介するなど、情報の全道展開に努めているところでございます。

○宮下准一委員 次に、アライグマ捕獲プログラムについてであります。増え続けるアライグマの農業被害に、市町村は大変苦慮しているところであります。道がアライグマ根絶モデル実証事業により作成するアライグマ捕獲プログラムに期待をしております。

このプログラムの内容はこういったものなのか、お伺いをいたします。

○鈴木野生動物対策課長 捕獲プログラムについてでございますが、アライグマの根絶に向けては、地域における効率的、効果的な捕獲対策が重要であることから、実務の主体となる市町村において生息状況を把握し、それを踏まえて、どのような対策を講じていくべきかの方向性を定める支援ツールとして作成するものでございます。

その内容としましては、1年を通じた捕獲サイクルなど捕獲の進め方、具体的な捕獲方法を示す技術マニュアル、地域内における生息数の推計や捕獲目標の算出方法、先進事例を参考とするなど目標達成のための改善方法などを示すこととしております。

○宮下准一委員 最後に、今後の対応についてであります。市町村などの努力にもかかわらず、依然として生息域や農業被害が増加しております。

アライグマは、食べ物やねぐらを探して広域的に移動していると伺っており、一つの自治体が単独で実施するばかりでなく、周辺市町村との連携した取組も重要であります。

特定外来生物であるアライグマを本道から排除するためには、アライグマ捕獲プログラムの早期の全道展開など、対策の強化が必要であると考えます。

道は、プログラムをどのように活用しアライグマ対策を進めるのか、今後の対応についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 自然環境局長高橋奉己君。

○高橋自然環境局長 今後の対策についてでございますが、道では、これまで、市町村の皆様と連携して、春期一斉捕獲の実施や地域の人材育成などに取り組んできたところでございまして、捕獲数は増加してきておりますものの、依然として生息域の拡大や農業被害額は増加をしております。さらなる効果的な対策を講じていく必要があります。

現在、実証事業で得られたデータや知見などを基に、捕獲プログラムの本年度中の策定に向け、作業を進めているところでございまして、策定後は、早期にプログラムを全道に展開し、切れ目なく捕獲圧を維持していくことが重要と考えてございます。

また、アライグマは広域に移動しますことから、単独の市町村ばかりでなく、近隣の市町村と

【第1分科会 11月9日 第4号】

も連携して対策を講じていくことが有効でございますことから、今後は、プログラムの各市町村への普及拡大に加え、近隣市町村も含め、広域的な捕獲の展開を促すなど、地域と一体となってアライグマの根絶を目指し、効果的、効率的な捕獲対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下准一委員 今、答弁があったとおり、地域と一体となってアライグマの根絶を目指して、効果的、効率的な捕獲対策に取り組んでいくことをお願い申し上げます。

次に、エゾシカ対策についてお伺いをいたします。

近年、エゾシカによる農作物等への被害や、車、電車との接触事故など、様々な影響が増加しております。

先月下旬には、道東の標茶町の国道で、エゾシカと接触したと見られるワゴン車が対向するトラックと衝突し、お二人の方が亡くなる痛ましい事故も発生しております。

そこで、道のエゾシカ対策について、以下、伺ってまいります。

昨年度のエゾシカ対策に関して、捕獲等の状況や農作物等への被害対策等も含めた取組状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 エゾシカ担当課長田名瀬雅元君。

○田名瀬エゾシカ担当課長 昨年度の取組状況についてでございますが、道では、自ら鳥獣保護区などにおいて捕獲をいたします指定管理鳥獣捕獲等事業を実施いたしましたほか、ジビエ利用拡大推進事業といたしまして、狩猟者が捕獲したエゾシカを食肉処理施設に搬入した際の経費、1頭当たり8000円を助成するなどいたしまして、捕獲を推進したところでございます。

また、国の交付金を活用いたしまして、農林業の被害防止に携わる捕獲人材育成のための研修や自動撮影装置を使った生息状況の調査を行い、地域の捕獲対策を担う市町村の支援を実施したところでございます。

○宮下准一委員 次に、近年の被害状況についてであります。今年度も、先ほどの交通事故を含め、多くの被害が出ております。

また、市街地への出没も相次いでおり、先日は、私の地元・清田区のホームセンター駐車場で、エゾシカと遭遇し、接触した小学生が軽傷を負う事例も発生しております。

ここ数年の交通事故や農作物の被害状況について、お伺いをいたします。

○田名瀬エゾシカ担当課長 近年の被害状況についてでございますが、令和3年の道内におきますエゾシカが関係する交通事故の件数は4009件でございます。5年連続で最多を更新しており、振興局別では、胆振管内が677件と最も多く、続いて、釧路管内が645件、石狩管内が472件となっております。

事故の特徴といたしましては、約4割が10月から11月に発生をし、8割以上が夕方から夜間に発生しております。

また、農林業の被害額につきましては、平成23年度に64億円と過去最高になって以後、令和元年度には38億円まで減少いたしました。令和2年度には41億円に増加をしたところでござい

す。

なお、令和2年度につきまして、道東地域における被害が全体の約3分の2を占め、作物別では、牧草の被害が全体の約4割を占めるという状況になってございます。

○宮下准一委員 次に、今年度の取組についてであります。交通事故や農作物被害等の状況を踏まえ、今年度はどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○田名瀬エゾシカ担当課長 今年度の取組についてでございますが、交通事故や農林業被害が増加する中、道では、交通事故対策として、国道などで道路管理者に協力をいただき、道路電光掲示板を使った注意喚起や、道内の交通事情や野生動物の行動に不慣れな道外からの観光客に向けまして、レンタカー事業者と連携して啓発活動に取り組むとともに、10月26日の標茶町での事故の発生を受けまして、市町村、関係機関・団体などに対しまして、また、10月30日の札幌市清田区での事故後には、教育庁を通じまして各小中学校に、それぞれ注意喚起の文書を発出したところでございます。

また、今年度から、新たに、市町村での捕獲が難しい行政境界付近におきまして、道が捕獲を行うエゾシカ捕獲困難地対策事業を実施しようとしているところでございます。

○宮下准一委員 今後の取組についてお伺いをいたします。

エゾシカの移動の時期を迎え、例年、事故も多く発生しているとのことですが、今年から始まった第6期の北海道エゾシカ管理計画に基づき、道としては、今後、どのようにエゾシカによる被害防止などの対策に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○高橋自然環境局長 今後の取組についてでございますが、道では、本年4月に運用を開始いたしました管理計画に基づきまして、エゾシカの生息数の適切な管理に向けて、道自らが実施いたします捕獲対策の充実を図りますとともに、国の交付金を活用して、市町村が実施します捕獲やくくりわななどの機材の購入、農地周辺部における侵入防止柵の設置などに対し支援をしてまいりる考えでございます。

また、エゾシカによる事故の防止につきましては、道路管理者や鉄道管理事業者などが実施をされております対策のほか、国有林では、国が捕獲対策の強化などに取り組んでいるところでございます。

道といたしましても、関係機関と連携をして、引き続き、エゾシカによる被害の発生抑止対策を総合的に推進してまいります。

以上でございます。

○宮下准一委員 ただいま答弁にありましたとおり、道と関係機関が連携を強化していただきまして、被害の発生抑止対策の総合的な推進をお願いしたいと思います。

それでは、次に、水道広域化推進プランについてお伺いをさせていただきます。

国では、平成30年に水道法を改正し、住民生活に不可欠なライフラインである水道事業の持続的な経営確保のため、市町村の区域を超えた広域連携の推進を都道府県の責務として位置づけ、今年度末までに水道広域化推進プランを策定するよう都道府県に要請しております。

【第1分科会 11月9日 第4号】

この要請を受け、道としては、プランの策定に取り組んでいると承知しておりますが、これまでの取組状況などについて、以下、お伺いをしてまいります。

国からの要請を受けて、道では、令和4年度をめどに水道広域化推進プランを策定すべく、作業を行っているものと承知しております。

令和元年度から昨年度までの水道広域化に関する決算状況の推移について、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 水道広域化推進室長名苗拓央君。

○名苗水道広域化推進室長 水道広域連携推進事業費に係る決算についてであります。道では、水道広域化推進プランの策定に向けまして、令和元年度は、水道事業の現状分析と将来推計を、2年度は、事務処理の共同化などのソフト連携シミュレーションを、3年度は、浄水場の集約などのハード連携シミュレーションをそれぞれ委託により行ったほか、毎年度、外部有識者から意見を聴取する検討会を開催したところでございます。

決算状況につきましては、令和元年度は、予算額5451万1000円に対しまして、決算額は4974万2000円、2年度は、予算額2122万3000円に対しまして、決算額は1894万1000円、3年度は、予算額2901万1000円に対しまして、決算額は2649万9000円となっております。

○宮下准一委員 次に、これまでのシミュレーションなどの実施内容についてであります。道では、水道広域連携推進事業として、令和元年度には現状分析と将来推計、令和2年度にはソフト連携シミュレーション、そして、令和3年度にはハード連携シミュレーションを行っておりますが、それぞれの業務の実施内容についてお伺いをいたします。

○名苗水道広域化推進室長 これまでの実施状況についてであります。令和元年度におきましては、道内全ての水道事業を、水道整備基本構想で区分してございます11の圏域ごとに、給水人口、給水収益、施設や職員の状況などについて取りまとめるとともに、令和50年度までの推計を行いました。

また、令和2年度は、ソフト面でのシミュレーションといたしまして、25の道立保健所の区域を基本として、施設の維持管理や料金関係事務など、13の業務に関しまして、共同委託や共同購入など、事務の広域的処理に係る効果を算定いたしました。

さらに、令和3年度は、ハード面でのシミュレーションといたしまして、道内全ての浄水場を対象に、浄水場の集約や地下水源の活用による浄水処理方式の転換といった手法について、組合せの抽出や効果の算定を行ったところでございます。

○宮下准一委員 次に、道内水道事業の課題についてであります。これまで実施した現状分析と将来推計などによって、今後の水道事業について、どのような課題が見込まれているのか、お伺いをいたします。

○名苗水道広域化推進室長 今後の課題についてであります。本道は、広域分散型の地域特性を有するなど、水道事業にとっては収益性が低い経営環境となっております。

人口減少による水需要の減少に伴い、施設能力がより一層過剰となることに加え、料金収入の

減少に伴う収支不足や水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、多くの自治体で資金不足となり、水道事業の経営に支障が生じるおそれがございます。

このほか、職員の高齢化や担い手不足により、技術力や財務マネジメントの低下などの課題が見込まれるところでございます。

○宮下准一委員 次に、プラン策定の考え方についてであります。経営上の課題や広域連携に関するシミュレーションの結果を踏まえ、道としては、どのような考え方でプランの策定を進めていくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 環境保全局長竹澤祐幸君。

○竹澤環境保全局長 プラン策定に対する考え方についてであります。これまで実施した将来推計により、本道の水道事業は、今後、様々な経営上の課題に直面することが見込まれていますが、広域連携によるシミュレーションにおいては、施設の維持管理業務の共同化、水道メーターの共同購入、浄水場の集約などにより、経費削減の効果が見込まれるとともに、業務運営や施設利用の効率化、担い手不足などへの対応が期待されるところであります。

道といたしましては、道内水道事業が持続的に安定して経営ができるよう、様々な形態の連携パターンを示すとともに、各自治体の意見や考え方を丁寧に向いながらプランを策定し、水道事業の広域連携の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下准一委員 今後の広域連携に向けた取組の推進についてであります。

急速な人口減少や施設の老朽化など、道内の水道事業者を取り巻く環境は厳しい状況であります。道としては、プランの策定により、今後どのように水道事業の広域化の推進に取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 環境生活部長森隆司君。

○森環境生活部長 水道の広域化に関する今後の取組についてでございますが、人口減少に伴う給水収益の悪化や水道施設の老朽化に加えまして、職員の高齢化など厳しい経営環境にある本道の水道事業におきまして、広域連携の取組は、経営基盤を強化し、水道水の安定供給を確保する上で大変有効な手段であると認識をしております。

道といたしましては、これまでのプランの策定を通じまして、比較的高い削減効果のあった業務や地域に加え、広域連携を希望される地域、自治体などを対象に意見交換を重ねながら、その実情を踏まえた詳細な検討を行い、広域連携の取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○宮下准一委員 ありがとうございます。

次に、交通安全対策についてお伺いをいたします。

昨年、道内では、交通事故の発生件数が8304件、負傷された方が9598人、亡くなった方は120人おられたとのこととあります。

こうした交通事故を防止するため、道や道警察、関係機関・団体により、様々な取組が行われ

【第1分科会 11月9日 第4号】

てきていると承知をしておりますが、道民の交通安全意識の高揚を図ることが大変重要と考えますので、以下、伺ってまいります。

初めに、道は、道内における交通事故の現状をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 交通安全担当課長箱崎和好君。

○箱崎交通安全担当課長 交通事故の現状についてであります。本道における発生件数と死傷者数は、平成12年をピークに減少傾向にあり、昨年は、ともにピーク時の4分の1に減少し、死者数は、統計の記録が残る昭和22年以降、最少となったところであります。

一方、高齢者が原因者となる交通死亡事故の割合は増加傾向にあり、全国平均よりも高く、また、歩行中の事故による死者数の約9割が高齢者となっていることから、高齢歩行者への一層の対策が必要と認識しております。

○宮下准一委員 次に、啓発活動についてであります。交通事故を防止するには、ドライバーや歩行者が交通ルールを守ることが必要であり、道民の交通安全意識の高揚を図るための取組が重要と考えます。

道において、これまでも、交通事故防止のための各種啓発活動に取り組んできておりますが、昨年度はどのような取組を行ったのか、お伺いをいたします。

○箱崎交通安全担当課長 意識高揚を図る取組についてであります。道では、毎年、交通安全運動推進方針を策定し、道警察や市町村、関係機関などと連携しながら、春、夏、秋、冬の4期、40日の交通安全運動を展開し、総決起大会やセーフティーコールのほか、毎月15日の「道民交通安全の日」や、7月13日の「飲酒運転根絶の日」などにおいて、昨年度は、高校生による飲酒運転根絶をテーマとした演劇や企業等と連携した商業施設におけるイベントの開催など、様々な啓発活動を行い、道民の交通安全意識の高揚を図ったところであります。

○宮下准一委員 次に、地域の活動についてであります。私の地元・清田区でも、早朝から街頭に立って活動している交通安全指導員の方々をよく目にしますが、広域な本道において全道に交通安全の取組を広げていくためには、行政だけではなく、地域の交通安全指導員の方々の地道な活動が不可欠であります。

現在、道内において活動している交通安全指導員の人数とその活動内容について、お伺いをいたします。

○箱崎交通安全担当課長 指導員の活動状況についてであります。道内においては、全ての市町村で交通安全指導委員会などが組織されており、約4500人の方々が指導員として活動しております。

指導員は、ボランティアとして、朝夕の通学路の街頭指導や、春、夏、秋、冬の期別運動での街頭啓発、施設を訪問しての交通安全教育など、地域の交通安全運動の中核となって、幅広い活動をしていただいているところであります。

以上です。

○宮下准一委員 次に、交通安全指導員への支援についてであります。ボランティアで行っている交通安全指導員の方々の活動を支えるため、道では、具体的にどのような支援を行っているのか、お伺いをいたします。

○箱崎交通安全担当課長 指導員への支援についてであります。道では、北海道交通安全指導員連絡協議会を通じまして、市町村などに対し、指導員の制服、防寒着などの被服購入費の助成を行うとともに、指導員の資質向上を図るため、全道を4ブロックに分けた研修会の開催のほか、飲食店等を訪問し協力を呼びかける飲酒運転根絶見回り隊の事業に補助金を交付しております。

また、指導員に対して、北海道社会貢献賞や北海道善行賞、知事感謝状を贈呈することにより、長年の功績に敬意と感謝を表するとともに、多くの住民の方々にその地道な活動を知っていただき、今後の一層の活動の励みとなるよう努めているところであります。

○宮下准一委員 次に、補助金額の推移についてであります。道内各市町村の交通安全指導員を構成員とする北海道交通安全指導員連絡協議会を通じた交通安全指導員への支援に係る道の補助金について、10年前、及び、ここ数年での金額の推移についてお伺いをいたします。

○箱崎交通安全担当課長 協議会に対する補助金についてであります。10年前の平成24年度は908万9000円であり、その後、平成28年度は、飲酒運転根絶条例の施行を受け、飲酒運転根絶見回り隊の事業を追加し、1040万円と増額しております。平成29年度から減額となっていたところですが、令和2年度から本年度まで、953万4000円と減額せずに同額で推移しているところであります。

○宮下准一委員 それでは、最後に、今後の取組についてお伺いをいたします。

交通事故のない安全な北海道の実現のためには、道民一人一人が交通ルールを遵守し、交通安全意識を高揚させていくことが大切であり、これらを浸透させるためにも、効果的な啓発活動を継続していくことは大変重要であります。

今後とも、地域の交通安全指導員の方々などと連携した取組を進めていく必要があると考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 ぐらし安全局長田辺きよみ君。

○田辺ぐらし安全局長 今後の取組についてであります。交通安全運動は、指導員をはじめ、地域で活動する多くの方々、また、市町村や関係機関・団体によって支えられているものと認識をしております。

また、指導員の活動は、交通事故の防止を通じて、地域の安全を支える重要な役割を果たしておりますことから、こうした活動が滞ることがないように、新規指導員の確保のための環境整備などに向け、交通安全指導員連絡協議会と一層の情報共有や連携を図ってまいる考えです。

道といたしましては、今後とも、交通安全指導員の活動の支援に努めますとともに、関係機関・団体、民間事業者等とも連携して、様々な取組を積極的に実施し、地域と一体となって交通安全対策を進めてまいる考えでございます。

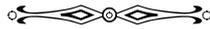
○宮下准一委員 ただいまの答弁のとおり、道は、関係機関・団体、民間事業者等と連携を強化しまして、地域と一体となって交通安全対策を進めていくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 宮下委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩



午前10時58分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑の続行であります。

武田浩光君。

○武田浩光委員 おはようございます。

それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

市街地周辺ヒグマ出没対策検証事業費についてであります。

近年の夜間等の市街地周辺に出没するヒグマの増加に対処するため、最新のICT等を活用し、有効な出没対策の検証などを行うため、1400万円の予算が措置をされておりますが、この事業の内容と執行状況及び成果についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 ヒグマ対策室長井戸井毅君。

○井戸井ヒグマ対策室長 市街地周辺等での対策についてであります。近年、市街地周辺への出没が増えてきていることを受けまして、昨年度は、ICTを活用した防除技術の検討、検証のほか、生息数推定のための生息密度調査を実施したところでございます。

このうち、ICTを活用した事業では、夜間や市街地への侵入をより効率的に監視できるよう、自動撮影カメラの画像からヒグマを判定するAIを開発したほか、AIを組み込んだドローンを用いて、空からヒグマを探索するとともに、こうした装置と音や光などの忌避装置を組み合わせ、追い払いなどの検証を行ったところでございます。

この事業により、AIを組み込んだ自動撮影カメラでは、高確率で判定できたほか、ドローンによる確認に成功するなど、一定の成果が認められたところであり、こうした検討、検証の事業成果を市町村にも情報共有し、ヒグマ対策への活用を促しているところでございます。

以上です。

○武田浩光委員 これらの調査によりまして、令和3年度に道総研が道からの受託研究としてヒグマ地域個体群生息数推定調査を実施していますが、この調査の目的と、その結果が今年度以降のヒグマ対策にどのように生かされるのか、お伺いをいたします。

○井戸井ヒグマ対策室長 生息数推定の調査についてであります。適正な保護管理を進めるためには、生息状況の把握が重要であります。ヒグマは、基本的に、人目を避け、単独で広範囲

に行動し、生息密度が低いという特徴から、正確な個体数やその動向を把握することが難しい動物であり、生息数推定値のさらなる精度の向上に向けた調査を行っていくことが必要です。

このため、道では、令和元年度からの3年間、体毛のDNAから生息密度を調べるヘア・トラップ調査を西興部村で実施し、その結果を活用して生息数の推定を行い、昨年度に管理計画を改定したところでございます。

今後も引き続き、定期的なモニタリングを行うなどして、適正な保護管理を図るために不可欠な生息数推定値の精度向上に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○武田浩光委員 ヒグマ管理計画では、ヒグマの生息数が増えていることが示されておりますが、道は、今後、ヒグマの適正な管理についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○井戸井ヒグマ対策室長 ヒグマの適正管理についてであります。ヒグマ管理計画では、生息密度の低さなどから生息数の正確な把握は困難であるため、幅を持たせた推定を行い、その経年的な変化を比較し、個体数の管理を図ることとしているところであります。また、人とのあつれきの多くは、ごみや農作物などに執着する、いわゆる問題個体に起因するものでありますことから、道では、問題個体を特定して排除するなどの管理を進めていくこととしております。

近年、道内各地では、ヒグマが市街地周辺に出没するなど、従前とは異なる行動形態が見られますことから、道としては、現在、狩猟期間等の見直しの検討を行っているところであります。その結果も踏まえ、最新の生息状況などの科学的データを精査し、専門家の意見も十分にお聞きしながら、個体数調整の可能性などの検討を進めることとしております。

以上でございます。

○武田浩光委員 今、答弁で、「個体数調整の可能性などの検討を進める」とありました。まさにそこだと思っております。ヒグマの個体数が本当に増えているのか、増えているとしたら、各地域個体群の適正生息数というのはどのくらいなのか、そのためにも精度の高い生息数推定値が必要となりますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、エゾシカ対策推進費についてお伺いをします。

第6期北海道エゾシカ管理計画に基づき、実効性ある個体数管理を実現し、被害の低減を図るため、1000万円余りが予算措置をされているところであります。

この事業の内容を伺うとともに、ここ数年の推定生息数についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 エゾシカ担当課長田名瀬雅元君。

○田名瀬エゾシカ担当課長 エゾシカ対策推進費などについてでございますが、管理計画に基づき、主に適切な個体数管理のために実施をいたしますライトセンサスなどの調査に要する経費でございます。この調査結果を踏まえて、有識者会議におきまして、生息状況に関する動向の把握や個体数管理などの手法について検討を行っているところでございます。

推定生息数につきましては、有識者会議における検討結果などを踏まえ、毎年度公表しておる

【第1分科会 11月9日 第4号】

ところでございまして、平成23年度の77万頭をピークに、30年度には65万頭まで減少いたしました。令和元年度以降、徐々に増加をしてきており、3年度は、前年度よりも2万頭多い69万頭となっております。

○武田浩光委員 それでは、エゾシカの捕獲については、エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費として7110万円が予算計上されておりますが、この事業の執行状況を伺うとともに、ここ数年の捕獲数の推移について伺いをいたします。

○田名瀬エゾシカ担当課長 エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業についてでございますが、本事業は、平成26年度の鳥獣保護管理法の改正に伴いまして、都道府県が直接、捕獲対策を実施することが可能となりましたことから、道では、それまで市町村による有害駆除が行われていなかった鳥獣保護区や、捕獲時の安全性確保が特に必要な地域などを実施地域に選定いたしまして、平成27年度から捕獲に取り組んできているところでございます。

初年度となります平成27年度の捕獲数は212頭で、その後、年々、捕獲頭数を伸ばしまして、令和3年度には731頭を捕獲し、平成27年度から令和3年度までの7年間の累計捕獲数は3497頭となっております。

○武田浩光委員 今、生息数と捕獲数をお伺いしました。生息数は、順当に減ってきておりましたが、近年は増えていると。ただ、捕獲数は徐々に増えているということであれば、エゾシカが爆発的に増えているというわけではないというふうに思うのですよね。

エゾシカとの共生のためには、エゾシカの適正な生息数を踏まえた上で、保護による生息数の維持、あるいは、捕獲対策の推進が必要になると考えます。

現在、エゾシカの生息数は増加傾向にあるというふうに先ほどの答弁でも言われていたましたが、道では、適正生息数をどのように考えているのか、伺いをいたします。

○田名瀬エゾシカ担当課長 エゾシカの適正管理についてでございますが、道の管理計画では、適正な生息状況を維持できるよう、基準年であります平成23年度を100といたしまして、例えば、東部地域では、37.5にまで生息数を引き下げることなどの目標を設定したところでございます。

生存率や繁殖率などは、環境とともに変化するため、正確な情報を得ることは困難でありますことから、地域ごとに管理水準を定め、その水準に応じた捕獲等を行い、絶滅や増え過ぎを避けながら、できる限り適正な水準を維持し、人間活動とのあつれき軽減や個体群の存続を目標に、生息数の管理に取り組んでいるところでございます。

○武田浩光委員 エゾシカの場合は、ある程度の基準年を100として、それに対して明確な数字を設定しているということでした。

ただ、そうはいっても、ヒグマ、エゾシカともに市街地への出没事例は増加をしています。それぞれの管理計画によって、生息数の推定や捕獲計画を推進することは重要であるというふうに認識しておりますが、そろそろ管理計画だけで市街地侵入対策を行うには限界に来ているのではないかとも思われるところです。所見をお伺いするとともに、今後の取組について伺いをいた

します。

○久保秋雄太委員長 自然環境局長高橋奉己君。

○高橋自然環境局長 今後の取組についてでございますが、ヒグマの市街地への侵入につきましては、ヒグマ管理計画に基づき、移動経路の下草の刈り払いや誘引物を放置しないといった対策を進めることに加えまして、人里に出没する個体は、人への警戒心が低いと考えられておりますため、現在、こうした問題個体の発生を抑制するための対策と実施に向けた検討を進めているところでございます。

また、エゾシカにつきましては、エゾシカ管理計画に基づき、市町村や地域の関係団体がアーバンディア対応マニュアルを参考にしながら、事故等の防止体制を整備するよう促すことにより、市街地への侵入はもとより、農業被害の抑制などに向け、捕獲圧を一層高めているところでございます。

ヒグマ、エゾシカとも、それぞれの実情や特性を踏まえて策定した計画に基づき、おのこの課題に取り組むことが重要と考えてございまして、市街地への出没対策はもとより、適切な保護管理対策を着実に推進してまいります。

以上でございます。

○武田浩光委員 今、お答えをいただきましたけれども、確かに、ヒグマ、エゾシカともに管理計画をつくったばかりですので、これを見直すということにはなかなかならないのかなというふうには思います。しかし、この広大な北海道では、ヒグマ、エゾシカともに、農業被害もあれば、市街地出没、また、幹線道路や線路における交通事故など、その被害というのは多岐にわたっています。

先ほど、一番最初の質問の答弁にもありましたように、ドローンで一定の成果が得られたとのことですが、ドローンで映すだけでは、やっぱり、ちょっと難しいと思うんですね。例えば、発信機をつけて追いかけるとか、ただ、それも難しさがあることは十分知っています。

さらには、生息数も推定値でしかないのですが、その推定をしていく中で、では、個体群における密度がどうなっているのかなのです。ところが、密度も、その地域に一定間隔でばらばらであればいいですけれども、山も、単一林になっていけば、餌がなければ餌のあるところに集まってきます。餌のあるところは人里に近いわけですよ、里山と言って。そうすると、やはり、問題個体がどうして出るのか。好きで問題個体になっているわけじゃないのだと思うのですよね。多分、偏在している、そういう実態も関係があるんじゃないかと。やはり、そういったことをもっともっと調べていかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。

答弁の中でも、近年は、従前とは異なる行動形態が見られる個体が増えてきたというお話もありました。ということは、これまでの行動形態から導き出した管理計画では限界があるのではないかというふうに私は思っております。

この点を踏まえまして、今後、さらに検討していただくことを御指摘申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 武田委員の質疑は終了いたしました。

加藤貴弘君。

○加藤貴弘委員 それでは、順次質問してまいります。

初めに、ゼロカーボン北海道についてであります。

脱炭素モデル地域構築調査検討事業についてであります。

ゼロカーボン北海道の実現に向けては、それぞれの地域における脱炭素化の取組を進めていくことが重要であります。道内では、国の先行地域に選定された地域もありますが、人員不足や専門知識を有する職員の不足などが課題となっている市町村も多いと聞いております。

市町村の取組を推進するために令和3年度に実施した、脱炭素モデル地域構築調査検討費について伺います。

まず、本事業を実施した目的と事業の概要、令和3年度の取組の成果について伺います。

○久保秋雄太委員長 ゼロカーボン推進担当課長奈良華織君。

○奈良ゼロカーボン推進担当課長 事業の目的などについてでございますが、本事業は、ゼロカーボン北海道の実現に向け、地域の特性を踏まえた脱炭素化を道内各地域に広げるため、市町村が取組を進めるために有効な情報を分かりやすく整理し、可視化することを目的に、市町村の取組状況に関するアンケート調査を行うとともに、環境・エネルギー分野の有識者による懇話会を開催し、市町村支援の方向性についての御意見を頂き、取り組んだものでございます。

本事業においては、アンケート調査から市町村における人員や専門知識の不足が明らかになったほか、有識者から、市町村の取組状況を踏まえた支援や地域の脱炭素化の事業化支援、自治体等の人材育成といった包括的な支援を行う必要性など、様々な御意見を頂いたことも踏まえ、成果として、農業、観光などの分野別の将来イメージや具体的取組、事業実施に活用できる支援策などを提示した支援ツールを作成し、市町村に提供したところでございます。

○加藤貴弘委員 昨年度の調査検討結果を令和4年度の取組にはどのように反映したのか、また、道としては、地域の特性を生かして、全ての市町村が脱炭素に向けた取組を推進できるよう、市町村支援をどのように行うのか、具体的な方向性についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 環境生活部次長兼地域脱炭素担当局長甲元信宏君。

○甲元環境生活部次長兼地域脱炭素担当局長 お答えを申し上げます。

市町村の支援についてでございますが、道では、市町村アンケートや有識者からの御意見も踏まえ、市町村の取組状況に応じた支援や人材育成が必要という観点から、脱炭素先行地域を目指す市町村向けの研修会の開催に加え、地球温暖化対策実行計画の策定を予定する市町村の職員向け勉強会を年度内に4回開催するほか、30を超える市町村に職員を派遣し、研修会の講師を務めてきております。さらに、5市町村に専門家の派遣も行っているところでございます。

また、道総研や道内国立大学と連携し、様々な分野で研究を行っているゼロカーボンに関する専門家リストを取りまとめ、市町村の取組に参画する有識者の候補として市町村に情報提供して

おりますほか、北海道地域づくり総合交付金の中に、地域の脱炭素の取組に用途を特定しました事業枠を設けるなどしております。地域特性や取組状況、目指す取組にきめ細かに対応しながら、市町村の脱炭素化を後押ししてまいります。

○加藤貴弘委員 気候変動への適応についてであります。気候変動対策としては、気候変動の影響に対して、被害を回避、軽減する適応を進めることも重要であります。

道では、気候変動適応策について、現在見直しを行っている条例においても、新たに規定を盛り込むことを検討しておりますが、大学や研究機関との連携や、道民、事業者の関心を高め、取組を促進するための適切な情報提供を行うことが重要であります。

道は、昨年4月に北海道気候変動適応センターを開設し、関係機関と連携した取組を進めていると承知しておりますが、昨年度はどのような取組を行ってきたのか、また、今年度はこれまでどのような取組を行っているのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 気候変動適応担当課長三ツ木寛史君。

○三ツ木気候変動適応担当課長 これまでの取組についてであります。道では、昨年4月に、気候変動の影響と適応に関する情報の収集、整理、提供や技術的助言を行う拠点として、気候変動適応センターを設置し、これまで、道総研、北海道環境財団や气象台、北海道大学などと連携しながら、道内の気候変動に関する約370件の研究情報を収集し、分かりやすく分類してホームページで公開しているほか、毎月のメールマガジンの発行による最新の科学的知見などの情報提供、さらには、市町村における適応の取組の推進のための技術的助言などを行っているところで

す。今年度は、地域特有の影響を把握し、地域の実情に応じた適応策を推進するため、新たに、国の事業を活用し、道民の皆様をはじめ、農協や漁協、観光団体などの方々から、気候変動の影響や適応の事例について情報を収集、整理し、科学的な分析を行うほか、富良野市や北広島市において道民を対象にしたセミナーを開催し、将来の気候変化やその変化に伴う生活への影響など、広く適応に関する情報発信や理解促進に向けた取組を行っているところであります。

○加藤貴弘委員 条例の改正を契機として、本道における適応の取組を一層加速化することが必要と考えます。

道としては、今後どのように推進していくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 気候変動対策担当局長竹本広幸君。

○竹本気候変動対策担当局長 今後の取組についてであります。近年の気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出抑制を行う緩和だけではなく、中長期的に避けられない影響に対しての適応を進めていくことが重要でございます。

このため、現在見直しを進めております地球温暖化防止対策条例において、気候変動適応に関する施策の推進について新たに規定することを検討しているところでございます。

また、今年度から実施している道民参加による地域の気候変動影響に関する情報収集・分析を進め、日常生活や事業活動の中で実感している影響の抽出や、将来予測に関する研究の収集、分

【第1分科会 11月9日 第4号】

析を行い、その結果を、道民の皆様、市町村や事業者の方々と共有しながら、気候変動適応に対する理解の醸成を図ることとしております。

道としては、今後とも、きめ細やかな科学的知見の収集、提供など、適応センター機能の充実に努め、各主体の適応の取組を促進するほか、庁内において、情報共有、連携を密にし、道の施策へ適応の視点を組み込み、各分野での適応策が講じられるよう取り組んでまいります。

以上です。

○加藤貴弘委員 ゼロカーボン北海道の実現には、道民への意識醸成が不可欠であります。

道民などへの普及啓発を行う、ストップ・ザ・地球温暖化事業について、昨年度の実施状況と成果についてお伺いをいたします。

○奈良ゼロカーボン推進担当課長 事業の実施状況についてでございますが、本事業は、地球温暖化対策や、道民、事業者の方々に対する普及啓発に要する経費が計上されておまして、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進員の地域の勉強会などへの派遣のほか、北海道地球温暖化防止対策条例で定める「北海道クールアース・デイ」における普及啓発を実施しております。

具体的には、令和3年度の地球温暖化防止活動推進員の派遣実績といたしまして、江別市、帯広市など、地域の環境イベントや勉強会への講師派遣を合計31回実施しております。

また、「北海道クールアース・デイ」につきましては、過去の「クールアース・デイ」を紹介する動画等を活用した広報や、SNSなどを通じた環境配慮行動の呼びかけなどを実施するとともに、振興局では、家庭用のキャンドル配布や身近な公共施設でのパネル掲示などの普及啓発を行っております。

○加藤貴弘委員 道がさきに実施した道民への調査からは、ゼロカーボン北海道の意義や目標値など、特に10代から20代の若年世代への周知が進んでいないというふうに言えます。

来年4月には、G7気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌で開催されることが予定されておりますが、この機会をしっかりと活用して、ゼロカーボン北海道の意義や取組について、道民への普及啓発に積極的に取り組んでいくことが必要であります。

道として、道民への普及啓発についてどのように考え、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 環境生活部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○今井環境生活部ゼロカーボン推進監 道民の方々への普及啓発に関しまして、今後の取組についてでございますが、道が5月に実施しました道民意識調査では、道のCO₂排出量の削減目標について、10代から20代の約半数が「知らない」と答えており、若者世代の認知度はいまだ低い状況と認識してございます。

ゼロカーボン北海道の実現には、道民や事業者の方々の参画、特に未来の北海道を担う若い世代の方々の積極的な参加が欠かせないものでございますから、道では、今年度、身近なことから取組を始めていただくゼロカーボン北海道チャレンジプロジェクト、通称・ゼロチャレを実施し

ており、その一環として、脱炭素先行地域を視察する高校生向けのバスツアーや、高校の探究学習で活用いただけるウェブ教材の提供を行っております。

道では、来年4月に決定したG7気候・エネルギー・環境大臣会合の札幌開催をゼロカーボン北海道に関する周知や機運醸成の契機と捉え、国や札幌市、関係団体とも連携しながら、ゼロチャレなど具体的な行動変容につながる取組を促進し、若者をはじめ、道民、事業者の方々に脱炭素の考え方や行動が定着するよう、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 先ほどの質問でも言わせていただきましたけれども、道民の意識調査では、若年世代の方たちがなかなか意識的に薄いというような結果が出ておりますので、今の答弁にあったように、普及啓発がとても重要になるのだというふうに思います。

レジ袋が有料になって、少し時間が経過しましたが、このレジ袋に関しては、必要があるとか、必要がないとか、そういった議論もありますけれども、私は、レジ袋の有料化というのは本当に必要だったのだなというふうに思っています。

今、コンビニやスーパーに買物に行ったときに、レジ袋は要りますかというふうなことを聞かれます。3円とか2円とかかかってしまいますけれども、そうすると、若い人たちからも、レジ袋に3円かかるなら要らないとか、そういう声も聞いております。また、今、国内で28億枚のレジ袋を削減できたというような結果も出ております。

こういったことを少しずつ積み重ねていくことで、意識の啓発というのも高まっていき、そういう意識の醸成も図られていくのかなというふうに思いますので、国でやっている取組ももちろんそうでありましてけれども、ぜひ、道としても、様々な角度から意識の変化につながるような取組をしていただきたいなというふうに思います。

次に、スポーツ振興についてであります。

スポーツに関しては、昨年の東京オリパラをはじめ、今年に入り、北京オリパラの開催、スポーツ推進条例の制定、スポーツみらい会議の設立など、様々な動きがありますが、各年度での着実な取組を積み重ね、それらを次の展開へとつなげていくことが重要であります。

こうした観点に立って、以下、伺ってまいります。

まず、東京オリパラについて伺います。

東京オリンピック2020では、札幌市でも、マラソン、競歩やサッカーの予選が開催されました。残念ながら、無観客、聖火リレーは中止となりましたが、昨年度に道が実施した主な事業とその決算額についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 オリンピック・パラリンピック連携室長鏡法裕君。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 東京オリパラ関連の道事業についてでございますが、道では、東京大会関連事業について、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、規模の縮小や開催方法を変更し、聖火リレーなど六つの委託事業と、ホストタウンの交流事業など二つの補助事業で、総額4億3182万円の事業を実施したところでございます。

【第1分科会 11月9日 第4号】

主な実施事業といたしましては、感染症の状況などを踏まえまして、公道でのリレーを中止し、点火セレモニーのみを実施した聖火リレーに2億6070万円、札幌市をはじめ道内市町村との連携による魅力発信や、専用ウェブサイトでの情報発信に9373万円を支出、また、ホストタウンと海外アスリートの交流事業に約115万円、ホストタウンが実施する新型コロナウイルス感染症対策に、補助金といたしまして約3858万円を支出したところでございます。

○加藤貴弘委員 それでは、主な事業について伺います。

まず、聖火リレーであります。公道でのリレーは中止になったと承知しておりますが、決算額は意外と高額となっております。その理由を伺いたいと思います。あわせて、中止に至った経緯も伺います。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 聖火リレーについてでございますが、東京大会の聖火リレー関連業務委託契約は、当初の契約額3億1666万円に対しまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から契約内容を変更し、2億6070万円となりました。

経費のうち、中止決定時において既に制作済みの交通規制看板などの費用の全額や、当日必要となった警備員の人件費など、キャンセルが可能な業務につきましては、受託者と協議をした結果に基づき、変更後の額となったところでございます。

なお、予定されておりました公道での聖火リレーにつきましては、大会組織委員会のガイドラインにおいて、緊急事態宣言などが発出されている場合は、点火セレモニーのみを実施することとされており、5月28日に、緊急事態宣言の対象期間の延長が決定されたことから、道では、公道での実施を中止し、点火セレモニーのみを実施することとしたところでございます。

○加藤貴弘委員 次に、魅力発信の事業についてでございますが、感染症の影響により、当初の予定どおり実施できなかった取組もあると思いますが、最終的にどのように実施されたのか、お伺いをいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 魅力発信事業についてでございますが、道では、札幌での競技開催を大きなチャンスと捉えまして、札幌市をはじめ道内市町村との連携による魅力発信などの事業を予定していたところでございます。

感染症の影響によりまして、飲食販売、スポーツ体験・交流メニューなど、人との接触が伴うイベントは中止することとしましたが、市町村の写真パネル展、観光・アイヌ文化等の情報発信は、赤れんが庁舎で開催したほか、専用のウェブサイトを開設し、大会レガシーを含め、北海道の様々な情報を発信したところでございます。

また、子どもたちなどへのレガシー承継を目的として予定していたマラソン競技の観戦やスポーツ交流は中止をし、代替事業といたしまして、アスリートなどと子どもたちのオンライン交流を実施いたしました。

以上です。

○加藤貴弘委員 次に、ホストタウンの事業でございますが、オリンピックは、実際の競技だけでなく、海外からの選手団へのおもてなしや交流も重要な事業と認識しておりますが、感染症の影

響により、受入れを中止せざるを得ない状況があったと思いますが、どのような取組を行ったのか、お伺いをいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 ホストタウン等の受入れについてでございますが、道内においては、札幌市をはじめ、22の自治体が海外の選手団との交流などを行うホストタウンとして登録し、交流の準備を進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、受入れを中止、断念した市町村も多かったところでございます。

最終的には、函館市でのカナダのバドミントン選手団、北見市でのエクアドルのマラソン、競歩の選手団など、6市町において受入れが行われました。

函館市では、事前合宿の選手団を空港で歓迎するとともに、お見送り時には、激励の応援メッセージを伝えたほか、北見市では、事前合宿が行われたエクアドルの選手団と、大会終了後に、市内の高校の競歩競技の選手とのオンライン交流を実施するなど、コロナ禍により選手との接触が控えられる中、各市町において最大限のおもてなしや交流の取組が行われたところでございます。

以上です。

○加藤貴弘委員 東京大会について、大会組織委員会は、6月に最終報告書を公表しておりますが、道は、大会全般について、マイナス面も含め、どのように評価しているのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 スポーツ局長高見芳彦君。

○高見スポーツ局長 東京大会についてでございますが、大会の開催に向けては、大会の運営を担った大会組織委員会の会長の交代や、開会式の演出担当者の本番直前での辞任などの問題が発生したほか、大会後において組織委員会の元理事が逮捕されるといった事案も生じたことは、開催地の一つとして残念でございます。

一方で、大会組織委員会は、公式報告書において、共生社会を目指す大会の意義を世界に伝えることとなった、大会でアスリートが躍動する姿を見た、国内、そして世界の人々からは、困難を乗り越え、大会を開催してよかったとの評価を得たと総括しているところでございます。

道といたしましても、マラソン・競歩競技の開催地が急遽、札幌に変更されるとともに、大会が1年延期されるなど、異例づくしの大会となりましたが、感染症の拡大により様々な制約がある中で、北海道の魅力を世界に発信することができたとともに、パラリンピックの開催もあり、共生社会の実現に向けて理解が進んだものと認識をしております。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 関連してであります、2030招致についてお伺いをいたします。

昨日、札幌市では、大会概要案の更新版を公表しました。

競技会場の一つとなっている真駒内公園屋内競技場については、どのように計画に記載されているのか、お伺いをいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 真駒内公園屋内競技場についてでございますが、

【第1分科会 11月9日 第4号】

今回、札幌市が公表しました大会概要案の更新版では、競技会場ごとの施設整備費と仮設費が掲載されたところがございます。

競技会場候補となっております屋内競技場について、大会開催に当たり必要となる具体的な改修等は、I O Cの開催地決定後に国際競技連盟との協議を行った上で決定することとなりますが、これまで道と市で行ってきた調整・協議結果を踏まえ、市では、車椅子観客席設置やトイレ改修等のバリアフリー化など、現時点で想定される改修内容により、施設整備費として約4億円と試算したところがございます。

なお、大会後に撤去するセキュリティーフェンスや練習会場の設置など、一時的な仮設費につきましては、市が独自に約40億円と試算したものであり、組織委員会が負担する大会経費となるものがございます。

以上です。

○加藤貴弘委員 来年9月から10月のI O C総会において開催地が決定された場合の道の取組について、お伺いをいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 招致決定後の対応についてでございますが、I O C総会において開催地が札幌市に決定した場合は、競技会場候補となる真駒内公園屋内競技場の改修について、国際競技連盟と具体的な協議を行っていく必要がございます。

また、決定後に、I O Cと札幌市、J O Cとの間で締結されますオリンピック開催都市契約によりまして、大会組織委員会が設立されることとなっており、過去の例によれば、職員の派遣や開催に当たっての安全な実施体制の確保といたしまして、関係機関による警備のほか、聖火リレーなど、広域的な機運醸成の取組が想定されるなど、一定の人的、財政的な協力が見込まれるところがございます。

以上です。

○加藤貴弘委員 候補地が絞り込まれるとされる次回のI O C理事会に向けて、今後、道はどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 環境生活部長森隆司君。

○森環境生活部長 2030年札幌招致に向けた取組についてでございますが、オリパラの開催は、道内のスポーツ振興にとどまらず、地域活性化や観光振興、さらには、道内初のパラリンピックの開催を通じた共生社会の実現など、多方面におきまして、今後の北海道の活性化に大きく寄与するものと認識をしております。

招致に向けましては、札幌市民の皆様はもとより、道民や国民の皆様に、新たな大会概要案に掲げる開催の意義や大会のコンセプトに加え、大会運営費や運営面での透明性や公正性の確保の取組などについて御理解をいただくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、引き続き、札幌市とJ O Cが設置をいたしましたプロモーション委員会に参画し、新たに策定されました招致スローガンを活用した広報など、透明性の確保にも留意をしながら、機運醸成の取組や国への要望活動など、市の招致活動に連携協力をしてま

いる考えでございます。

○加藤貴弘委員 この件に関しては、改めて知事にお伺いをさせていただきたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、本道のスポーツ振興の主体として競技力向上などに取り組む、道スポーツ協会への補助金についてであります。

昨年度に補助をした事業ごとの決算と主な状況についてお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 スポーツ振興課長阿部真之君。

○阿部スポーツ振興課長 北海道スポーツ協会への補助金についてでございますが、昨年度の決算額は、総額で約9170万円となっております、その内訳といたしましては、強化選手を指定し、競技力向上のための道内外での合宿や、指導者研修を実施するスポーツ競技力向上推進費補助金が約5580万円、国体へ本道選手団を派遣する経費を支援する国民体育大会派遣費補助金が約1380万円、国体の道予選や、スポーツ少年団の大会、研修会を実施するスポーツ団体活動費補助金が約410万円、ジュニア選手の強化合宿などを実施するジュニアスポーツアスリート強化育成事業費補助金が約1800万円となっているところでございます。

○加藤貴弘委員 次に、スポーツ活動に関する暴力行為等について伺います。

スポーツ活動における暴言や暴力行為などについては、よく報道で目にし、大きな社会問題ともなっていることから、我が会派では、これまでも道の取組を促してきたところであります。

道スポーツ協会にも相談窓口を設置して取り組んでいることは承知しております。

道としては、これまでどのような取組をされてきたのか、お伺いをいたします。

○阿部スポーツ振興課長 スポーツ活動における暴力行為等に関する取組についてでございますが、道では、スポーツにおける暴力行為等に関し、相談や問合せにつながるよう、日本スポーツ協会や道スポーツ協会が設置している相談窓口について、道のホームページで紹介をしております。

また、昨年度は、このほか、道スポーツ協会や札幌市スポーツ協会と連携し、両団体加盟の各競技団体へ相談窓口の周知を行ったほか、各市町村に対しましても相談窓口の周知を行っております。

なお、今年度も、道スポーツ協会など関係団体と連携をし、競技団体の指導者などが集まる場を活用し、5月に2回、10月に1回、合わせて約200人の方々へ、暴力行為等の根絶の周知や相談窓口の紹介を行ったところでございます。

○加藤貴弘委員 ただいま御答弁をいただいた中で、各市町村に対しても相談窓口の周知を行っている、それから、5月に2回、10月に1回、相談窓口の紹介等を行ったということですがけれども、まだまだ、被害を受けている方たちの保護者等に、そういった場所があるという情報が届いていないのじゃないのかなと思っております。

そういった意味では、少年団とかになると、小学校に通っている人たちが大半でありますので、道教委とも連携しながら、小学校に配付する資料もあつたらいいのかなというふうに思いま

【第1分科会 11月9日 第4号】

すので、検討していただきたいと思います。

今年度、市町村を通じ、住民が相談窓口を求める役割や対応などの実態把握のためアンケート調査を実施すると、第2回定例会で我が会派の同僚議員に答弁をされておりましたが、調査の概要についてお伺いをいたします。

○阿部スポーツ振興課長 市町村への調査についてでございますが、道では、本年9月に、スポーツ活動に関する暴力行為等の相談対応につきまして、市町村における状況を把握するため、道内179市町村にアンケート調査を実施し、そのうち、約93%に当たる166市町村から回答を得ております。

主な調査結果といたしましては、相談を受けたことがあるかとの問いに、「ある」と回答した団体は4団体、また、相談対応への懸念としては、「相談対応のノウハウが不十分」が106団体、「相談対応のスキルが不十分」が83団体、「外部にどのような窓口があるのか、よく分からない」が52団体となっております。

相談窓口に求められていることとしては、「相談対応に関する知識」が90団体、「スポーツ活動や暴力行為等に関する知識」が86団体、「外部の相談窓口を紹介できる仕組み」が49団体などとなっております。

○加藤貴弘委員 第2回定例会で答弁をされて、すぐにその調査を行っていただいたというのは、本当にありがたいことだなというふうに思います。

ただ、結果として、「相談対応のスキルが不十分」という回答が83団体あるわけでありまして。相談しても解決が望めないのだなというふうに、ある意味、こういった回答からも分かるわけでありまして。早急に、解決する仕組みづくりと併せて、相談できるような体制を構築していただきたいなと思います。

スポーツ活動に関する暴力行為等の相談対応について、ただいま答弁をいただきましたけれども、道として、どのような認識を持ち、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○高見スポーツ局長 調査結果などについてでございますが、スポーツは、他者を尊重し、これと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度を培うなど、人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、暴力やハラスメントなどの行為は、健全な心身の成長を阻害することから、あってはならないものと考えております。

道では、暴力行為等の根絶などの周知に取り組んできておりますが、今回の調査結果から、市町村をはじめ、道民の皆様にも、暴力行為等根絶の重要性や相談窓口について、なお一層周知していくことが重要であると改めて認識を深めたところでございます。

今回の調査結果を踏まえ、発信の方法や内容に工夫を加え浸透を図るとともに、相談の解決につながるよう取組を進め、引き続き、誰もが安心してスポーツ活動に取り組める環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○加藤貴弘委員 スポーツ局の方たちがすごく取り組んでいただいているのは、本当にありがたいなというふうに思っております。

しかし、これは札幌の話なので、なかなか関連することはないのかも分かりませんが、私のところに、少年団で活動しているお子さんの保護者から、度々、こういった事案の相談があります。日ハムの元選手の方が少年団の指導をしているというところで、その方が物すごい罵声を浴びせたり、子どもを追い詰めるような指導をしているという話をよく聞きます。去年に関しては、そのチームで2人の子どもが辞めてしまいました。今も、2名、そういった相談を——これは親御さんにも確認して、今日こういう話をしているよということだったので伝えますけれども、こういったことで、子どもが2名、すごい苦しんでいるという状況が今も続いているということで、札幌市のほうにも相談に行っているということの事案であります。

これは氷山の一角なのだというふうに思いますし、今、少子化で、スポーツをする子どもたちがどんどん少なくなっているという、競技団体を含めて、いろんな競技でそういったことが問題として取り上げられております。そのような中で、そういう一部の指導者がいることによって、いろんな指導者の人たちに迷惑がかかっている部分もあるのだというふうに思います。

スポーツ活動をするに当たって、子どもたちの成長や健全な育成とか、それぞれの成長を見込みながら親御さんたちは送り出しているのだと思いますので、こういったことが起きないように、仮にこういったことが起きたとしても、すぐ相談できるような体制づくりを、引き続きになると思いますが、ぜひ、そのような体制の構築を早急にしていただきたいなというふうに思います。

次に、障がい者スポーツについてであります。

東京2020パラリンピック大会や北京の冬季大会の開催により、障がい者スポーツやパラアスリートが各メディアで取り上げられ、広く認知されてきております。

私は、以前から障がい者スポーツの推進を求めてきましたが、障がい者スポーツが注目を集める中、道は、これまでどのような取組をしてきたのか、お伺いをいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 障がい者スポーツについてでございますが、道では、障がい者スポーツの推進に向けて、全国大会への派遣や体験会、セミナーの開催に取り組んでいるところでございます。

昨年度の道が実施する事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、スポーツ大会や体験会など、参加者が接触するイベントを中止し、パラアスリート発掘のセミナーや競技団体などとの定期的な情報交換会などをオンラインにより開催したところでございます。

また、残念ながら感染症の影響により中止となりました北海道障がい者スポーツ大会は、今年、3年ぶりにオホーツク管内で開催されるとともに、全国障害者スポーツ大会も10月29日から3日間の日程で、4年ぶりに栃木県で開催され、道では、例年どおり、派遣者の助成を行っているところでございます。

以上です。

○加藤貴弘委員 道では、障がい者スポーツ関係者と定期的に情報交換をしているとのことですが、障がい者スポーツを推進する上での課題をどのように認識しているのか、お伺いをいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 障がい者スポーツの推進についてでございますが、道では、障がい者スポーツ団体同士の交流を促進するとともに、道内の団体の活動状況や課題などを把握するための情報交換会を、令和3年2月から定期的に開催しているところでございます。

この情報交換会では、参加者から、資金や介助の必要性などから競技人口が増えない、練習場所などの情報が少ない、裾野拡大の必要性などが主な課題として挙げられているところでございます。

道では、こうした意見等も踏まえまして、今年度から、障がい者の皆様が身近な場所でスポーツを実施できるよう、コーディネーターを配置し、道内各地域のパラスポーツクラブチームの活動場所や内容、イベントなどの情報を発信するとともに、障がい者の皆様が参加するスポーツイベントに直接出向き、課題や意見をお伺いする取組を行っているところでございます。

以上です。

○加藤貴弘委員 今、御答弁いただきましたが、情報交換会によって、各団体の方たちと一緒に意見交換をして、意見の吸い上げをしていただいているのは承知しております。参加されている方たちも、数名、私も知っている方たちです。障がい者スポーツの振興について、僕自身も7年ぐらい前から勉強させていただいておりますが、いまだに、参加者からは、その一部ではありませんけれども、練習場所の情報が少ないとか、競技する場所がないという話を聞きます。これはずっと変わっていないところでありまして、参加している方たちも、こういった声を上げてはおりますけれども、半分、諦めの中で声を上げているということも承知しておりますので、ぜひ、そういった声を形にさせていただけるように、そこは強く指摘をさせていただきます。

障がい者スポーツには、競技する場所の確保など、まだまだ多くの課題があると考えますが、道として、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○森環境生活部長 障がい者スポーツに関し、今後の取組についてでございますが、共生社会の実現と障がい者の皆様の社会参画を促進する観点からも、誰もが身近な地域におきましてスポーツに親しむことができる環境づくりが重要と認識をしております。

このため、障がい者スポーツへの理解と今後の支援の輪を広げるきっかけづくりとするため、民間企業などから参画をいただき、今年度、新たに、ボッチャや車椅子リレーなど、誰もが参加できるプログラムを通じた運動会を開催するとともに、障がい者スポーツ協会との連携を強化し、パラスポーツ用具の整備とその利用促進、障がい者スポーツ団体が行う活動の定着に向けた支援制度の創設など、実施環境の充実に取り組んできたところでございます。

道といたしましては、引き続き、障がい者スポーツ団体はもとより、情報交換会に参加されていない団体を含む幅広い方々からも御意見を頂きながら、共生社会の実現に向けた障がい者スポ

一つの理解促進と魅力の発信に取り組んでまいります。

○加藤貴弘委員 今、部長から御答弁いただきましたけれども、練習場所の話は置いておいても、イベントや運動会も含めて様々な事業をやっている中で、少しずつ、障がい者スポーツの振興というのは前に進んでいるものだというふうに私自身も認識しております。

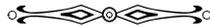
こういった中で、各スポーツ団体、また、参加していない団体の方たちからも話を聞く機会を設けて意見を聞いていただけるということでもあります。そのように幅広く意見を聞くことはとてもいいことでもありますので、課題への対応も含めて、ぜひ、形にしていただけるようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。

○久保秋雄太委員長 加藤委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩



午後 1 時 開議

○武田浩光副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境生活部所管に関わる質疑の続行であります。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、午前中に加藤委員からもございましたけれども、私も、通告に従い、オリパラについて伺ってまいります。

さて、ちまたで話題の2030年の冬季オリパラについては、年内にもIOCにより候補地が一本化され、来年春にも開催都市が決定される見通しのところ、後ろ倒しとなる旨が報道されるなど、先行きの不透明感が漂っております。

また、札幌市が行った大会招致に関する市民への意向調査の結果は、一応、過半数が賛成ということでありましたけれども、昨年の東京オリパラをめぐる混乱であったり、あるいは、相次ぐ不祥事、汚職等に対する冷めた視線などもあって、いま一つ、道民、市民の盛り上がりを欠く状況にあり、心配をしているところであります。

このような中、昨日、札幌市によって大会概要案の更新版が公表されました。私もまだ詳細に分析はできておりませんが、道としての今後の関与について、令和3年度決算を手がかりに伺っていこうというふうに思っております。

まず初めに、令和3年度決算における東京オリンピック関連の経費の執行状況について、主な事業内容と併せてお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 オリンピック・パラリンピック連携室長鏡法裕君。

○鏡法裕君 東京オリンピック関連経費の執行状況についてでございますが、道では、東京2020オリンピックの関連事業について、新型コロナウイルス感染症

【第1分科会 11月9日 第4号】

の影響により、規模の縮小や開催方法を変更して実施したところでございます。

主な事業の執行状況といたしましては、公道でのリレーを中止し、点火セレモニーのみを実施した聖火リレーが2億6070万円、市町村との連携による魅力発信や、赤れんが庁舎や専用のウェブサイトによる情報発信が9373万円となっております。

また、道内のホストタウンなどが実施する新型コロナウイルス感染症対策に、補助金といたしまして約3858万円を支出したところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 今伺った各事業について、コロナ禍がどのように影響したのか、お伺いいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 新型コロナウイルス感染症の影響についてでございますが、コロナ禍という前例のない厳しい状況の中、オリンピック史上初となる大会の開催延期が決定され、安全、安心を最優先に大会が実施されたものと承知しているところでございます。

道といたしましては、道民に、スポーツの力、オリンピックの力を見てもらうこと、来道者に北海道の魅力を見てもらうこと、この二つを念頭に、道民の皆様喜んで受け入れてもらえる大会となることを願いながら事業を進めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、聖火リレーの公道でのリレー中止をはじめ、マラソン競技の観戦自粛といった規模の縮小や、物販など、人との接触が伴うイベントについては、専用ウェブサイトによる情報発信に変更するなど、感染対策を講ずる必要も生じたところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 様々にコロナ禍の影響があったということであります。そして、答弁のとおり、道内での聖火リレーは、大幅に縮小して実施されたというふうに承知しておりますが、当初予定していた事業をどのように変更したのか、また、当初予定していた事業と比較して、どの程度、経費が圧縮をされたのか、お伺いいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 聖火リレーについてでございますが、道内における聖火リレーは、6月13日、14日の2日間に道内の18市町において予定しておりましたが、本道での緊急事態宣言の発出を受け、大会組織委員会のガイドラインに基づき、公道でのリレーを中止し、6月13日は白老町、6月14日は札幌市において、代表ランナーによる点火セレモニーを実施するとともに、参加予定であった聖火ランナーの皆様のコメントを収録し、言葉のリレーとしてホームページに掲載したところでございます。

経費につきましては、聖火リレー関連業務委託契約といたしまして、当初の契約額3億1666万円に対しまして、変更後は2億6070万円となり、5596万円の減額となったところでございます。

○中川浩利委員 今の答弁にあった聖火リレー関連の業務委託については、当初契約が約3億2000万円でしたが、公道でのリレーの中止により、これが、実施2週間前に約2億6000万円の變更契約を締結したというふうに説明を受けております。しかし、コロナ禍によって、前の年から

1年、オリンピックを延期したりしておりますので、そういった中止などの可能性について、前もって想定をしておけば、もっとロスの少ない契約を交わせた可能性があったのではないのでしょうか。

よって、契約を交わす前に、コロナ禍の影響を受けた場合における委託業務の範囲、あるいは、その委託料について、あらかじめ定めておくべきではなかったのかというふうに思いますが、見解を伺います。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 契約の取扱いについてでございますが、契約に当たっては、想定される事態について、可能な限り相手方と事前に協議をしておくことが必要であると考えますが、オリンピックの聖火リレーにつきましては、契約時点においてコロナの感染状況が見通せず、業務内容や委託料の変更について、あらかじめ時期や影響の範囲などを個別具体的に定めておくことが難しかったところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 感染拡大の状況といったものをぎりぎりまで見極めての判断であったことなど、一定の理解はいたしますけれども、さりとて、それによって無駄に支出された経費がなかったのかどうかということは、しっかりと検証されなければならないというふうに思っております。

聖火リレーを含めた各種事業について、道は、その効果をどのように分析、検証したのか、また、予算の執行についても、単に委託業者の言い値での支出となっていないか等の検証が十分に行われたのかの形跡が見えません。見解を伺います。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 事業の成果についてでございますが、東京2020オリンピック関連事業においては、札幌での競技開催を大きなチャンスと捉え、聖火リレーや、札幌市をはじめ道内市町村との連携による魅力発信などの事業を予定していたところでございます。

結果といたしまして、感染症の拡大の影響により、飲食の提供やスポーツ体験、物販など、対面での事業は中止となりましたが、代替事業として、専用のウェブサイトを開設し、マラソンコースや道内市町村の紹介など情報を発信し、道民をはじめ多くの皆様に北海道の魅力を伝えたほか、どさんこアスリートと子どもたちのオンライン交流を実施するなど、札幌開催のレガシーとして一定の成果があったものと考えているところでございます。

なお、予算の執行については、規模の縮小や方法の変更、代替事業の内容により、適切に積算しており、聖火リレーについては、事業を見直した上、直前で中止となったことから、沿道警備などのキャンセル料を負担しているところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 一定の成果とか、適切に積算とか、主観的過ぎて、私はなかなか納得しづらいわけでありましてけれども、だからこそ、道における東京オリパラ事業全体の評価はもちろん、個別事業における成果や課題、また、今後を見据えた場合における改善点など、次に生かすための

道としての検証を幅広く行う必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 東京オリパラに係る取組についてでございますが、道では、札幌開催競技の安全かつ確実な実施に向けた取組のほか、市町村と連携した本道の魅力発信やおもてなし、ホストタウンの支援などの事業を実施したところでございます。

会場などの安全確保や、マラソンコースとなった道庁敷地内の路面補修など、大会運営に関する事業に関しましては、予定どおり実施をされ、所期の目的が達成されたものと考えております。

一方、機運醸成や魅力発信、おもてなしなどの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることとなり、聖火リレーについては、公道でのリレーを中止し、無観客で点火セレモニーのみを実施するなど、安全、安心を最優先する観点から、中止と判断したのもあったところでございます。

道といたしましては、札幌市と連携して大会組織委員会の取組を支援し、札幌開催競技を予定どおり終えることができたものと考えているところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 予定どおり終えられたとの総括でありましたけれども、例えば、一部、報道ではありますけれども、男子マラソンの際には、沿道に観客が密集をして、幾重にもなる人垣ができた。韓国の事故じゃありませんけれども、「無法地帯」といった見出しも出されたということです。

すなわち、これは、感染自粛の呼びかけに全く効果がなかったと。全くとは言いませんけれども、なかなか効果が限定的だったといったこと、こうしたことは、そもそも予定どおりではないというふうに思われますので、当然、検証が必要だということについては指摘をさせていただきます。

次に、視野を広くして、東京オリパラ大会全体についての道の評価を伺いたいと思います。

具体的には、予算、決算、あるいは、復興五輪であるだとか、多様性と調和、そういった理念の実現度、あるいは、開催に至るまでの混乱、数々の不祥事の発生、あるいは、緊急事態宣言下で開催されたことなど、そういったことを全て含めての道の評価を伺いたいというふうに思いますが、それは、東京オリパラのマイナス面の部分というのを他山の石とするためであります。いかがでしょうか。

○武田浩光副委員長 スポーツ局長高見芳彦君。

○高見スポーツ局長 東京オリパラに対する道の評価についてでございますが、東京大会は、コロナ禍により、史上初の開催延期が決定し、延期に伴う追加経費はもとより、緊急事態宣言下での開催により、コロナ対策のための経費も必要となったところでございまして、延期決定前の2019年12月の予算1兆3500億円と最終決算1兆4238億円とを比較すると、大会の開催経費の総額は738億円の増額となったものと承知しております。

また、大会組織委員会の会長の交代や、開会式の演出担当者の本番直前での辞任、国のオリパ

ラ責任者の辞職など、オリパラの理念にふさわしくない事態が発生したことは、残念でございます。

大会組織委員会は、公式報告書におきまして、前例のない大会となったが、専門的な知見に基づき必要な対策を関係機関と連携し徹底して講じ、安全、安心に運営を行うことができた、東日本大震災の被災地の復興を後押しし、被災地が復興を遂げつつある姿を世界に発信した、共生社会を目指す大会の意義を世界に伝えることとなったと総括しておりますが、道といたしましても、マラソン・競歩大会が札幌で開催されたことは、世界に向けて北海道の魅力を発信できたほか、東京パラリンピック大会の開催もございまして、共生社会の実現に向けた理解が進んだものと認識をしております。

以上でございます。

○中川浩利委員 今回の答弁を聞いて、大会組織委員会がちょっといいことを言い過ぎなのですね。例えば、復興五輪を一つ取っても、一体、福島などを含めてどうだったのかといった評価も踏まえて、やっぱり、より厳しく見ていくという姿勢が大事だというふうに思いますので、道においては、そのような観点で、今後進めていただきたいと思います。

以下、2030年の札幌冬季オリパラ招致に向けた道の対応等について順次伺いますが、まず、招致に向けたスケジュールについてお伺いいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 今後の招致スケジュール等についてでございますが、札幌市とJOCが主体となって招致活動を進めている2030冬季オリパラは、現在、IOCとの継続的な対話のステージにあり、今後開催されますIOC理事会において、開催候補地を絞り込んだ、狙いを定めた対話のステージへの移行を目指しているところでございます。

札幌市では、このたび、招致スローガンや大会コンセプトを盛り込んだ大会概要案の更新版を公表したところであり、引き続き、招致活動に取り組むこととしております。

なお、最終的な開催地については、来年9月から10月に開かれる予定のIOC総会での決定が見込まれているものと承知をしております。

○中川浩利委員 次に、招致については、札幌市とJOCが主体になって行うものと考えますが、招致段階で、道はどのような役割を担い、どう関与していくのか、お伺いいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 招致段階における道の役割などについてでございますが、道では、札幌市とJOCが中心となって設立されました全国的な機運醸成を進めるための会議体であるプロモーション委員会に参画しまして、これまで開催意義などについて議論を行ってきましたほか、道内で開催される各種イベントなど様々な機会を通じまして、効果的な広報活動に取り組むなど、招致の主体である札幌市とJOCに連携協力しているところでございます。

○中川浩利委員 次に、実際に札幌での開催が決定した場合の道の役割について、大会概要案等において、どのように記載、整理をされ、道としても現時点でどのような関与の在り方を想定されているのか、お伺いいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 開催される場合の道の役割などについてでございますが、I O Cが示すビジョンでは、恒久施設の整備が将来にわたる地域のレガシーとなる場合は、施設の所有者において実施されるべきとされていることから、大会開催後も使用し続けるために行う真駒内屋内競技場の改修については、所有者である道が行う必要があります、今回の大会概要案に経費等が掲載されたところでございます。

また、現時点では詳細は未定でございますが、東京大会の例によれば、大会の安全な実施体制の確保といたしまして、関係機関による警備のほか、ホストタウンや聖火リレーといった広域的な機運醸成の取組が想定されるところでございます。

○中川浩利委員 当然、詳細が未定な部分はあるかと思いますが、では、招致と開催の段階において、道の人的、財政的な負担は生じるのか、特に、道立の真駒内公園屋内競技場について確認をいたします。

また、道の財政的負担は、3000億円程度と見込まれている大会開催経費の中に既に含まれているのでしょうか。加えて、先ほども触れた聖火リレーは、東京大会同様、大会開催経費には含まれていないと考えますが、その実施主体や費用負担についてどうなる見込みなのか、併せて伺います。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 道の負担についてでございますが、招致段階においては、引き続き、札幌市やJ O Cが行う機運醸成などの招致活動に連携協力するとともに、開催に向けた施設整備のうち、会場候補となっている屋内競技場のバリアフリー化などの改修については、施設所有者である道の負担といたしまして、市では、施設整備費を約4億円と試算したところでございます。

なお、一時的な仮設費は、市が独自に約40億円と試算しており、組織委員会が負担する大会経費となるものでございます。

また、開催決定後、大会組織委員会が設立されることとなっており、過去の例によれば、職員の派遣や開催に当たっての安全な実施体制の確保といたしまして、関係機関による警備のほか、聖火リレーなど広域的な機運醸成の取組が想定されるなど、一定の人的、財政的な協力が見込まれます。

なお、聖火リレーにつきましては、その内容について、今後設立される組織委員会において検討されるものと考えております。

以上です。

○中川浩利委員 一定の人的、財政的な協力が見込まれるというふうにございましたけれども、これまで、道は、札幌市による大会概要の公表等を踏まえて対応を検討するとしてきておりまして、道議会での議論はもとより、道民への具体的な説明は特段されてこなかったわけでありませう。

札幌市が公表した大会概要案の更新版では、昨今の物価上昇等を踏まえ、大会開催経費が最大で170億円増加した試算が出されましたが、道として、大会概要案の更新版について、財政的負

担に係る部分を含め、どのように認識をしているのか、見解をお伺いいたします。

○鏡オリンピック・パラリンピック連携室長 大会概要案の更新版についてでございますが、市が公表した大会概要案の更新版では、次のステージとなる狙いを定めた対話に向けて、開催意義や新たな招致スローガンなどのほか、大会経費や経済波及効果を説明するとともに、透明性、公平性を確保し、クリーンな大会を目指す姿勢が示されたものでございます。

また、今回の大会経費の更新に当たりまして、現在の世界情勢などを踏まえた物価上昇率や為替相場により支出が増額となっているものの、一方で、収入もI O Cの負担金などが為替相場により増額をしており、収支は均衡している計画となっているものと承知をしております。

○中川浩利委員 東京オリパラにつきましては、広告代理店等関係者、あるいは、大会スポンサーをめぐる不祥事が発覚するなど、国民にオリパラ利権の存在を強く印象づけることとなってしまいました。

一方で、巨額の大会開催経費を確保するためには、行政だけの努力では限界がありまして、スポンサーをはじめとする民間資金の確保もまた重要だというふうに理解しております。

札幌冬季大会招致をめぐることは、クリーンな大会運営を目指すとのことですが、道として、大会運営の透明性の確保についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○高見スポーツ局長 透明性の確保についてでございますが、J O Cと札幌市は、東京オリパラに係る一連の事件を受け、クリーンな大会に向けた宣言を公表し、開催決定後に設置される組織委員会理事会の規模、役割や、利益相反取引の管理、マーケティング事業の在り方を検討するものと伺っております。

また、スポーツ庁やJ O Cなどで構成する、スポーツ政策の推進に関する円卓会議の下に、今後の大規模な国際または国内競技大会の円滑な開催に向けて、ガバナンスと情報開示に関する検討会議が設置され、札幌市も参加する予定となっております。

招致に当たりましては、市民の皆様の理解の促進が重要であることから、昨日公表されました新たな大会概要案に記載されました大会運営費など、皆様に懸念がある事項や、新たに掲げた透明性、公平性の確保も含めて、札幌市において丁寧な説明をしっかりと行うことが必要と考えておまして、道としても、引き続き、市の招致活動に連携協力してまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 最後に、今後の対応について伺います。

北海道としても、道内で行われるこの一大イベントに協力をし、機運醸成等に貢献すると。そのためには、信頼に足る正確な情報の提供を基礎として、真摯な議論、説明によって、道民の皆さんの十分な理解を得て進めていくというプロセスが極めて重要であるというふうに考えております。

今般の札幌市による大会概要案の更新版の公表も踏まえて、道としての関与や負担の在り方についてもしっかりと議論を行うべきだと考えますけれども、今後、札幌冬季大会に対し、どのように対応し進めていくおつもりなのか、伺います。

○武田浩光副委員長 環境生活部長森隆司君。

○**森環境生活部長** 札幌大会に関する今後の対応についてでございますが、オリパラの開催は、道内のスポーツの振興はもとより、地域活性化や観光振興、さらには、共生社会の実現につながるものと考えており、招致に向けましては、札幌市民の皆様はもとより、道民や国民の皆様を開催の意義を御理解いただくことが重要と認識しております。

道といたしましては、札幌市の判断を尊重しながら、原則として税を投入しない大会運営や、既存施設を最大限活用するとした大会コンセプトなどを踏まえ、引き続き、市民や道民の皆様へ大会開催の意義を御理解いただき、招致につながるよう、機運の醸成や情報発信を行うほか、国への各種要望などの招致活動に連携協力してまいりたいと考えてございます。

○**中川浩利委員** ただいま、部長からも御答弁いただきましたけれども、本件については、知事にもそのお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願ひし、私の質問を終わります。

○**武田浩光副委員長** 中川委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

赤根広介君。

○**赤根広介委員** それでは、初めに、環境政策について伺います。

道では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視、特定事業場に対する立入検査等を実施しておりますが、具体的にどのような調査を行い、本道の水環境はどのような状態にあるのか、伺います。

○**武田浩光副委員長** 水・大気環境担当課長中尾睦子君。

○**中尾水・大気環境担当課長** 水質調査などについてであります。道では、国や関係市と役割分担しながら、生物化学的酸素要求量、いわゆるBODなどに関し、公共用水域や地下水の常時監視を行っております。

公共用水域については、令和3年度は、河川315地点、湖沼41地点、海域146地点で調査を行い、環境基準の達成率は、代表的な汚濁指標であるBODや、化学的酸素要求量、いわゆるCODで見ますと、河川では97.3%、海域では76.9%と、おおむね良好な状態が保たれている一方、湖沼などの閉鎖性水域については45.5%となっております。

地下水については、令和3年度は、302の井戸で調査を実施し、うち、95井戸で硝酸性窒素などの環境基準の超過が見られたところです。

また、水質汚濁防止法に基づき届出された工場、事業場などの特定事業場に対し立入検査を行い、施設の管理状況や排水基準の遵守状況を確認しており、令和3年度は、434事業場に対し延べ496回実施し、うち、排水基準に適合しなかった18事業場に対し、改善を指導したところです。

以上であります。

○**赤根広介委員** この検査などにより、環境基準値を超過する値が検出された場合は、どのように対処し、良好な水質にするのか、伺います。

○中尾水・大気環境担当課長 基準超過時の対応についてであります。環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準でありまして、環境基本法に基づき、行政上の政策目標として定められているところです。

本道の湖沼の環境基準達成率は、全国と同様に低い状況にありますことから、道では、基準が未達成の湖沼について、道総研などの関係機関と連携しながら、原因究明、調査などを行うほか、道も参画した地元関係者による対策協議会が環境保全計画を策定するなどして、水質改善に向けた取組を進めております。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、御答弁いただきました環境保全計画の策定を道としても支援しているわけですが、ネットワークの構築や流域環境保全計画の策定状況がどのようになっているのか、伺います。

○中尾水・大気環境担当課長 流域環境保全計画の策定状況等についてであります。健全な水循環を確保するためには、流域の水環境を総合的に捉え、様々な活動主体が連携協働して取り組むことが必要であります。

このため、道では、流域の関係者が協働して、上流から下流までの流域全体を一体として捉えた環境保全計画を策定できるよう、計画づくりのためのガイドラインを作成し、ネットワークの構築や計画に基づく活動などの支援を行ってきたところであり、これまでに、春採湖や大沼など、五つの流域で計画が策定されております。

また、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、北海道環境財団との協働事業である「北海道e-水プロジェクト」では、複数の団体が協働して取り組む流域ネットワークによる事業について、その行動計画を流域環境保全計画に準じたものとみなし、優先的に採択することでその取組を支援しており、これまでに7地域での事業が採択されております。

以上でございます。

○赤根広介委員 これまでも、地域の住民あるいは民間の皆様との協働の下、様々な取組が行われているということでもありますけれども、流域環境保全計画に基づき、水質浄化に向けてどのような取組が行われているのか、伺います。

また、こうした地域活動における課題について、道の認識を伺います。

○中尾水・大気環境担当課長 計画に基づく取組などについてであります。流域環境保全計画は、対象となる流域における住民、民間団体、その他、関係機関が、河川や湖沼等の現状と将来の目標を共有できるよう、住民等が主体的に進める水環境保全に係る取組について、その方向性と内容を定めるものです。

各流域では、水質や周辺の土地の利用状況をはじめとする地域の特性を踏まえて計画を策定し、生活排水対策や家畜ふん尿対策、植樹や水辺の清掃が行われているほか、水環境保全に関するパネル展の開催といった取組が行われております。

活動に当たっては、事業資金や人材の確保などが課題であると承知しており、道では、少数の

【第1分科会 11月9日 第4号】

関係者によるネットワークで身近な取組から始めることができるよう、「北海道e-水プロジェクト」により活動の支援を行っているところです。

以上です。

○赤根広介委員 何点か、北海道のまさに豊かな自然の源である、命とも呼べる水質の環境保全についてお伺いをしてまいりました。様々、地域での取組も進んでいるということも確認させていただきましたが、こうした地域での取組の一つとして、「網走川流域における産業の持続的発展と水環境保全の可能性」、こういうタイトルで、北海道の健全な水環境の確保に関するシンポジウムが2010年に網走市で開催をされました。

網走川流域の基幹産業であります1次産業の漁業や農業の取組が紹介されるとともに、流域関係者が、流域産業の持続的発展と水環境保全の可能性や今後の具体的な事業、活動等について議論し、最後に、網走川流域ブランドづくりを目指す、こうした意気込みが語られていたわけであります。

しかし、今、この地域を揺るがす問題が発生しているわけであります。

豊かな水資源にあふれる網走湖のそばにあるホテルで、本年3月10日にボイラー燃料用の配管の破損が確認され、油漏れの事故が発生をしたところであります。

改めて、事故の概要や道などの対応状況を含めた、この問題の経過について、その後の新たな事実や展開もあれば、併せて伺います。

○中尾水・大気環境担当課長 事故の経過などについてであります。本年3月、網走市内のホテルにおいて、燃料用の配管の破損により、重油約8000リットルが流出したとされる油漏れ事故が確認されました。

ホテルは、8月、地元に対し、調査の結果、油の拡散や公共用水域への流出が確認されていないことから、現時点では油の掘削除去は行わないものの、定期的な調査を行い、油流出が確認された場合は、土壌の入替えを行うことを説明し、その後、ふ化場方向で新たなボーリングや機械室内部の3か所で手掘りによる掘削調査を実施したところです。

道としては、道総研の地質学の専門家から、地下構造や浸透した油の状況を的確に把握することが重要などの助言があったことから、ホテルに対し、現状把握などの調査や、調査結果に基づく適切な対策の実施などについて、再三にわたり指導を行ってまいりました。

また、こうした取組の速やかな実施などについては、地域と一体となって働きかける必要があるものと考えておりますことから、ホテルが行う調査や対策が科学的根拠に基づき適切に実施されるよう、先月、専門家による技術的助言と関係機関の情報共有を行う場として、道と網走市、専門家、ホテルによる連絡会議を設置したところです。

以上です。

○赤根広介委員 さきの定例会で知事が設置を表明しました、今の御答弁にもありました、いわゆる連絡会議でありますけれども、10月28日に第1回の会議が開催をされたということですが、ホテルからはどのような説明があり、参加者からはどのような意見が出され、議論が交わ

されたのか、伺います。

また、ホテルの説明は、科学的根拠に基づき十分に説得力のある内容なのか、道の受け止めと併せて伺います。

○中尾水・大気環境担当課長 連絡会議での意見などについてであります。先月28日に開催した連絡会議におきまして、ホテルからは、従来の水平方向の広がりを想定したモニタリングに加え、流出した油が地下水面まで到達する可能性も視野に入れ、新たにホテルを囲む3地点で地下水の状況を把握するためのボーリング調査やモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、地下水をくみ出し、重油を除去する方針が示されました。

また、専門家からは、こうしたホテルの方針に関し、ボーリング調査を行う3地点の選定に当たっての考え方や、調査は遅くとも雪解け前までに行う必要があることなどについて、技術的助言がありました。

今後のホテルによるモニタリングや対策の実施に当たっては、連絡会議の場における専門家からの助言を含め、引き続き、科学的根拠に基づいた対応が図られるよう促す必要があるものと考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 これまでの取組に加えて、新たにボーリングを行う3地点を選定する、そういった考え方が示されたということでもあります。一方で、専門家からは、調査は遅くとも雪解け前までに行う必要があるという技術的助言があったということでもあります。これは、一日も早い全面解決を望む地域、漁業者の皆さんの立場からすると、非常にのんきな話だなというふうには感じざるを得ないわけではありますが、新たな調査の実施の見通しというものがどのようになっているのか、伺います。

○中尾水・大気環境担当課長 モニタリングの見通しでございますが、連絡会議では、先生の御指摘のとおり、専門家から、地下水調査は遅くとも雪解け前までに行う必要があるとの助言があったところですので、道からもホテルに対し、できるだけ早くボーリング調査を実施するよう求めているところであります。

以上でございます。

○赤根広介委員 確認ですが、まだいつ行えるか分からないということなのでしょうか。

○中尾水・大気環境担当課長 モニタリングの時期でございますけれども、現時点では、確認はできていない状況であります。

以上でございます。

○赤根広介委員 繰り返しになりますけれども、この問題が発生してから、地元の皆さんは、本当に一日も早い全面解決を望んでいる、これはもう皆さんも重々承知だというふうには思いますが、そうした強い思いをお持ちになっている漁業者をはじめ、地域の皆さんからはどのような意見が出され、道はどのようにそういった意見を受け止めているのか、伺います。

○武田浩光副委員長 環境保全局長竹澤祐幸君。

○竹澤環境保全局長 地域の意向についてでございますが、本件につきましては、9月に、地元対策協議会から、重油に汚染された土壌の全量撤去等の指導を求める要請があったほか、10月には、網走市議会から、早期に具体的な対応を求める意見書の提出があったところでございます。

道としましては、地元関係者の皆様が、近隣のふ化場や網走湖における漁業、周辺環境への被害が生じることを懸念され、問題の早期解決を強く望んでいるものと受け止めております。

現時点では、公共用水域等において油は確認されておらず、また、生活環境に被害を生じるおそれがあると判断できる客観的な判断材料もないことから、水質汚濁防止法に基づく措置を命ずることはできませんが、道としましては、ホテルに対し、引き続き、詳細な調査の実施などについて指導してまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、環境保全局長から、現時点では公共用水域等において油は確認されていない、また、生活環境に被害を生じるおそれがあると判断できる客観的な判断材料もないという御答弁をいただきましたけれども、それでは、まず、現時点で油の所在というものをしっかり把握できているのか、伺います。

また、3月以降、今の答弁にあったように、公共用水域等にまだ油が漏れ出ていない理由というものをしっかり把握できているのか、また、そもそも油というものが今日においてしっかりとコントロール下にあるという科学的根拠はあるのか、この点について伺います。

○竹澤環境保全局長 調査に関してでございますが、ホテルによるこれまでの調査では、実態の詳細な把握には至っておらず、こうした状況の中、現時点では公共用水域への油の流出は確認されていないものの、油が地下水面まで到達する可能性も否定できません。

先月28日に開催された連絡会議において、ホテルからは、流出した油が地下水面まで到達する可能性も視野に入れた対策の方針が示されたところでありまして、道としても、現在、油がコントロール下にあるとは考えていないところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 非常に深刻な状況だというふうに思いますよ。

そこで、昨日、11月8日には、漁業者に対して環境生活部と専門家による説明会が行われたと伺っておりますが、そもそも、先ほど来出ています10月28日の連絡会議終了後、直ちに実施をされていないことが私としては不思議でならないわけでありまして、説明会ではどのような議論が交わされたのか、伺います。

○中尾水・大気環境担当課長 漁協への説明についてであります。地元対策協議会の代表として連絡会議に参画している網走市が、10月28日の会議の結果について、31日に漁協の方々に説明したところ、漁協からは、技術的な事項に関し質問があり、専門家と道から直接説明を受けたいとの要望があったため、昨日、説明の場が設けられ、専門家と当部の職員が対応したところでございます。

この中で、専門家からは、ボーリング本数に関しては、多くなれば精度が高くなるが、最低3

地点で地下水の流れなどを把握できること、油の現状の把握に関しては、現時点では科学的なデータが不足しており、まずは3地点のボーリングで地下水面や地質構造などの基本的な情報を収集すべきであること、機械室の下に油が確認された場合の除去に関しては、場所が特定できれば、時間はかかるが、生物処理や化学処理ができることなど、技術的な観点からの説明がありました。

以上でございます。

○赤根広介委員 10月31日に漁協の方々に網走市が説明して、その際に質問があり、専門家と道から直接説明を受けたいとの要望があって開催したということでもあります。そもそも、こんな要望がなくても、すぐしっかりと道と専門家が説明するというのが、皆さんがこれまで繰り返し答弁している、地域に寄り添った、漁業者に寄り添った対応の、まず、第一義的にやらなきゃいけないことなのじゃないでしょうかね。

まず、その姿勢自体、私は非常に憤りを感じますので、今後、その点を改善していただくよう強く指摘を申し上げます。

また、今の答弁で、まずは3地点のボーリングとありましたけれども、この3地点のボーリング自体がいつ実施できるのかまだ分からない、こういう状況なわけであります。

さきの定例会での議論では、法令上の対応について、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合には、事業者は応急の措置を講じなければならず、事業者が措置を講じていないと認めるときは、知事は措置を命ずることができるとされているが、おそれの判断は事業者によるものとされており、その判断に至る客観的な根拠がない場合は措置を命ずることができないものと考えている、このため、現行法上は、事業者において判断に至る根拠を得るための調査が行われていない場合、道としては、行政指導により必要な調査を求めていく以外に手段がない、こうした趣旨の認識を示されているわけであります。

しかし、このおそれの判断が事業者のみにしか与えられていないのであれば、全く効果を持たない法律と言わざるを得ないわけであります。おそれの判断を行う権利は、いかなる場合においても行政に発生することはないのか、改めてその認識を伺います。

○竹澤環境保全局長 法令上の対応についてであります。水質汚濁防止法では、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合には、事業者は直ちに応急の措置を講じなければならないとされており、おそれの有無については、環境省が公表している法の解説において、おそれがあるかどうかは事業者の方において判断していただくことになるとの考え方が示されております。

したがって、一義的には、事業者がおそれの有無を判断し、措置を行うこととなりますが、事業者において、おそれがあると客観的に判断できる根拠があるにもかかわらず、応急の措置を講じていないと認めるときは、道として、事業者に対し、応急の措置を講ずるよう求めることができるものと考えております。

以上でございます。

○赤根広介委員 「おそれがあると客観的に判断できる根拠があるにもかかわらず、応急の措置

【第1分科会 11月9日 第4号】

を講じていないと認めるときは、」と言われたのですが、そもそも、8000リットルもの重油が流出している時点で、客観的に考えると、当然ながら生活に被害を生じるおそれがあると考えるのが、私は、至極当然の判断ではないのかなというふうに思いますよ。

先般、第3回定例会の終了後、私も地元選出の佐藤伸弥道議と共に現場にお伺いし、漁業者の皆様、あるいは、増協の皆さんに御案内いただきながら、意見交換もさせていただきました。皆さんも現場を見ていると思いますけれども、流出現場と漁業の現場が物すごく近い場所にあつて、その不安たるや、本当にもう何とも言い難いものがあるというふうに思います。

そこで、これは、もうこの時点で、皆さん、道として客観的に見て、被害が生じるおそれがあるというふうに判断できるのじゃないですか。その点、見解を伺います。

○竹澤環境保全局長 おそれについてでございますが、水質汚濁防止法では、生活環境に被害を生じるおそれがあると判断される場合、事業者は応急の措置を講じる必要がありますが、現時点では公共用水域等において油は確認されておらず、また、おそれがあると判断できる客観的な判断材料もないことから、おそれがあるとは言えないということを国に確認しているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 国は、法律に基づいてがんじがらめのそういう判断しかしないですよ。でも、皆さんは現場を預かっているのですよ。漁業者、地元の皆さんのまさに命を預かっていると言っても過言ではないわけであります。なぜそうした視点に立てないのか、私は非常に憤りを感じます。

ぜひ、皆さんが主体的におそれがあるという判断をして、事業者に改善措置命令をしっかりと発出して、それに従わなければ、皆さんがこの問題を解決するために行政代執行を行って、一刻も早く全面解決をする、こういう姿勢がもう求められているタイミングだと思います。

今後、どのように対応するのか、所見を伺います。

○竹澤環境保全局長 今後の対応についてでございますが、道では、これまで、漏えいした油の公共用水域への流出を防止するための措置について、国や法律の専門家に法解釈の確認を重ねるとともに、現地を確認した道総研の地質学の専門家からの技術的な助言を踏まえ、ホテルに対し、現状把握などのための調査を行うことや、調査結果に基づく適切な対策を実施すること、さらに、それらの対応方針について、地元へ丁寧に説明することなどについて、再三にわたり指導を行ってきたところであります。

道といたしましては、ホテルが科学的根拠に基づいて必要な調査や対策を適切に実施するよう、地域が一体となってホテルに働きかける場として設置いたしました連絡会議を通じて、専門家による技術的な助言を行うとともに、油流出による環境汚染の未然防止に向けて、引き続き、ホテルに対し指導を行うなどして、地元関係者の皆様の不安解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 ようやく連絡会議を設置して、新たな手法としてボーリングを行うという考え方が示されたまではいいのです。それが本当に直ちに行われるなら、まだ百歩譲って今後の経過を見守りたいと思いますけれども、それ自体がいつ実施されるのかも分からない中であって、どうやって地元の関係者の皆さんの不安解消に取り組むのですか。不安は、逆に増大していますよ。

ぜひ、そういったことを、本当に皆さんが言うように、漁業者、地域に寄り添って、まさにその立場になって考えて対応していただきたいということは、重ねて指摘をさせていただきます。

21世紀は、水の世紀とも言われております。北海道の豊かな水資源は、今後、世界的にも貴重なものとなると言われております。

人類も生物多様性を構成する生物の一員であり、生物多様性にとって貴重な北海道の水資源を保全し、北海道の豊かで美しい水を中心とした自然環境を守り、そして未来に引き継いでいくために、道として、今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

○武田浩光副委員長 環境生活部長森隆司君。

○森環境生活部長 本道の水環境の保全についてでございますが、世界的に水資源の希少性が高まっている中、道民のかけがえのない財産でございます豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして次の世代に引き継いでいく必要があるものと認識をしております。

そのためには、水質面での対策はもとより、上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点に立って、横断的に施策を進めることが重要と考えております。

このため、道では、流域単位で関係者が連携協力いたしますネットワークの形成をはじめ、水源における適正な土地利用の確保や、森林の持つ水源涵養機能の維持増進など、水資源の確保と保全、水の効率的、持続的な利用などにつきまして、関係者の皆様と連携しながら取組を進め、本道の良好な水環境が将来にわたって保全されるよう努めてまいります。

○赤根広介委員 この網走市の重油流出問題につきましては、漁業被害が単年度で約65億円、そして長期では約227億円、こういう試算も想定をされております。当然、この被害はもちろんなのですけれども、やはり、これまで地域の皆さんや漁業者の皆さんが先人から引き継いできた1次産業の伝統、さらには地域の文化、こうしたことまでも破壊しかねない、それぐらい大きな問題だということを改めて御認識いただきたいと思っております。

それから、皆さん、連絡会議を設置していただきました。ただ、この目的は、しっかりと科学的根拠に基づいて対策を実行するというところでありますけれども、肝腎の科学的根拠というものがまだ一切示されていないわけでありますので、ぜひ、早急な対応というものを知事に改めて問うていきたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、自然公園についてお伺いをいたします。

日高、十勝の両管内にまたがり、令和に入ってから初めてで、かつ、日本最大規模を目指す日高山脈一帯の国立公園化は、地域としても地域振興や交流人口の増加などへの期待があると伺っ

ておりますが、この国立公園化に対する道の認識をまず伺います。

○武田浩光副委員長 自然公園担当課長小島宏君。

○小島自然公園担当課長 国立公園化についてであります。日高山脈襟裳国定公園及びその周辺地域は、道内唯一の典型的な氷河地形、希少な地質、原生的な森林生態系など、国立公園としてふさわしい景観要素が多数存在する地域として、有識者よりその資質が認められているところでございます。

国立公園の指定により、自然環境の保全はもとより、国主導により国内外へプロモーションされることで、日高山脈、えりも地域の知名度が向上し、国立公園を軸とした地域の魅力が増進され、公園とその周辺を訪れる観光客の誘客も期待できるところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 この国立公園化の指定に関して、国、道、市町村の役割や関係がどうなっており、どのような手続が必要となるのか、伺います。

○小島自然公園担当課長 指定に向けた手続についてであります。環境省が定める要領では、公園計画策定などの作業は、都道府県や市町村との連携の下、環境省が主体となって行うことや、国が策定する基本方針や作業スケジュール案、公園計画素案については、関係する都道府県や市町村等に対して意見聴取を行い、指定の趣旨について十分な理解が得られるよう努めることとされております。

その後、関係機関等から了解が得られた場合には、自然公園法に基づき、環境大臣より知事に対し正式協議が行われ、中央環境審議会への諮問、答申を経て、官報告示により国立公園が指定されることとなっております。

以上でございます。

○赤根広介委員 この国立公園化に向けた国の指定が、昨年、そして今年と、2度にわたり当初の予定から延期をされたと伺っております。

その現状がどのようになっているのか、これまでの経過を含めた事実関係について伺います。

○小島自然公園担当課長 これまでの経過などについてであります。当初、国が示した予定では、最短で令和4年3月に指定される見込みとされておりましたが、昨年11月、国は、関係機関との調整状況を踏まえ、指定は4年12月となる見通しを公表したところでございます。

その後、本年6月に開催されました中央環境審議会委員と関係自治体との意見交換会におきまして、国から、地元の土地所有者との調整にお時間を要しており、指定時期が令和5年以降にずれ込む見通しが発表されたところでありまして、現在もその状況に変わりがないものと認識しております。

以上でございます。

○赤根広介委員 ずれ込む見通しが示されたということですが、今、実際の作業の進捗というものがどのような状態にあるのか、伺います。

○小島自然公園担当課長 作業の進捗についてであります。公園計画素案の策定に向けまし

て、現在、環境省が地元の土地所有者との調整を直接行っておりまして、地元説明会を開催するなど、作業を進めていると承知しているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 それで、先般、報道でも、国立化への同意について、地権者の意向確認を進めるとも報じられていたわけでありまして。

そういった意味からも、指定に向けて、やはり、少なからず課題などもあるのかなと想像するわけでありまして、道では、指定に向けて具体的な課題をどう把握されているのか、伺います。

○小島自然公園担当課長 指定に向けた課題についてであります。道では、令和3年に、環境省が事務局となり、連絡調整を行う場として設置されました、十勝・日高管内の関係市町村と両振興局で構成されます関係自治体連絡会や関係自治体からの聞き取りなどを通じ、これまで地域の実情や問題点等の把握に努めてきたところでございます。

この中で、環境省の区域指定の考えと公園の予定区域内の一部土地所有者の要望内容との間に隔たりがあるため、今後、いかに解消するかが課題と認識しているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 今、御答弁を聞く限り、なかなか解決に難しさがあるのかもしれないと率直に感じるわけでありましてけれども、自然公園法では、保護区分により規制も異なると承知しておりますが、その内容について伺います。

○小島自然公園担当課長 保護区分などについてであります。自然公園の区域は、風致景観を保護するため、保護の必要性の度合いに応じて、特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域及び普通地域に区分され、自然環境に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されているところでございます。

工作物の設置や土石の採取などの行為を行う場合には、特別保護地区及び特別地域では許可を受ける必要があり、特に、特別保護地区と第1種特別地域では、現状維持を原則とする強い規制となっているところでございます。

また、普通地域における行為につきましては、規模が基準を超えるものにつきましては、あらかじめ行為内容を届け出ることとされているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 そこで、環境省としては、当該地域一帯を国定公園と同様に、第3種特別地域に指定する意向なのか、伺います。

また、地域指定に関して、国や道は、地元自治体、民間地権者の考えや思いをどのように把握されているのか、併せて伺います。

○小島自然公園担当課長 今後の方向性についてであります。国では、国立公園の指定に向け、自治体連絡会における意見交換や関係自治体からの聞き取りなどを通じ、地域の意見等の把握を行っており、道におきましても、これまで、国に対し、地域の期成会などから寄せられる地元の意向が公園計画の策定に反映されるよう要請してきたところでございます。

【第1分科会 11月9日 第4号】

現時点におきましては、環境省から、国立公園指定予定区域の地種区分について、明らかにされていないところがございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 先ほどの答弁で、今、進捗としては、公園計画素案の策定に向けて国が取り組んでいるということでありました。この素案の策定に関しては、関係する都道府県や市町村に対して意見聴取を行うというようなことでありましたので、この素案の策定に向けて、道としてはどのような意見を国に対して述べているのか、伺います。

○小島自然公園担当課長 道の意見についてであります。国立公園化に向けまして、地元の合意を前提に手続を進めることや早期に国立公園に指定すること、また、指定後の保全対策や利用の促進を図ることなどについて、意見を申し上げてきているところがございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 地元の意向というものは絶対的に尊重されるように、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこで、この地域の中にあります様似町には、地域の産業の特徴でもあり、雇用も支えているかんらん岩の採掘があります。

この採掘は、主に露天掘りと伺っておりますが、原則では、第3種特別地域であろうと、普通地域であろうと、採掘は認められないものと考えられるわけですが、どのような経緯により採掘が可能となっているのか、伺います。

○小島自然公園担当課長 土石の採取についてであります。露天掘りによる土石の採取につきましては、自然公園法で定める基準に適合しないものは原則禁止であります。自然的・社会的条件から判断して、全国一律の許可基準を適用することが適当でない認められる場合は、自然公園法施行規則に基づき、国立公園内においては都道府県知事が特例を定めることができるとされており、事業者からの申出により、第3種特別地域である様似町の一部について、平成21年に土石の採取に関する特例が定められたところがございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 平成21年に特例で認められたということですが、この間、自然公園法に基づく様々な規制だとか、ある意味では、自然を破壊してしまうだとか、そういった問題などは発生しているのでしょうか、発生していないのでしょうか、その点を確認します。

○小島自然公園担当課長 事業による問題についてでございますが、特例措置が定められて以降、採掘事業に係る問題については特になく承知しております。

以上でございます。

○赤根広介委員 これまでのかんらん岩の採掘事業の経過を振り返りますと、今後、この採掘地が民有地あるいは道有林に広がっていくことは容易に想像できるわけですが、道では、かんらん岩の採掘事業の様々な課題について、環境省や自治体、事業者からどのように聞いているのか、伺います。

○小島自然公園担当課長 採掘事業についてであります。地元事業者及び自治体からは、国立公園化に際し、新たに保護規制が設定された場合、事業の計画に支障が生じるおそれがありますことから、地元経済にも影響を及ぼすとの懸念を伺っており、国におきましても、こうした関係者との調整に時間を要しているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 それで、無事に国立公園となった際には、管理が道から国に移管されるわけですが、その際もかんらん岩の採掘事業というものは継続できる見込みとなっているのか、現時点でどのように把握されているのか、伺います。

また、地域経済にも影響を及ぼすとの懸念があるということですが、具体的にはどのような懸念があると聞いているのか、併せて伺います。

○小島自然公園担当課長 事業の継続についてであります。国立公園指定後に区域内で事業を続けようとする場合、公園管理者となります環境省がその事業内容等を踏まえて判断することとなりますことから、現段階では、事業継続の可否を判断することは難しいと考えるところでございます。

また、地元経済への影響についてであります。採掘事業は地元にとっても大きな産業でありまして、保護規制の設定により、事業規模の縮小ですとか、雇用問題にもつながっていく可能性もあると伺っているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 当然、北海道としても、こうした雄大な自然をしっかりと保護していくということは大変重要な事柄でありますけれども、一方で、今、御答弁いただいたように、地域にとっては本当に歴史ある重要な産業ということも、もう一つの側面としてあるわけありますので、この両立をしっかりと図っていくことが、やっぱり、北海道として取り組まなければいけないことなのじゃないのかなというふうに率直に感じるわけあります。

この問題については、民有地に関しては、所有者である民間地権者が、土地が国立公園に指定されることで、何かしらの制約というものが生じる事態になってしまえば、いわゆる民業圧迫であったり、私権の侵害にもつながる可能性があるのじゃないのかなという懸念も感じるわけあります。この点、環境省や道はどのような見解をお持ちなのか、伺います。

○小島自然公園担当課長 国立公園化についてであります。自然公園法では、国立公園の指定に当たり、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、指定することとされており、関係行政機関の長に協議しなければならないと定められているところでございます。

この手続におきまして、民間地権者に対する意見聴取は定められておりませんが、国が示す要領では、特別地域の地種区分等の検討に当たっては、必要に応じて地元関係者に説明を行うなど、納得、協力を得るものとされており、今回の指定に際しましても、要領に基づき、作業が進められているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 本来、自然環境の利用と管理が目的であります国立公園化によって、指定された地域が、地域の特色であり、地域経済や雇用を支える民間事業が圧迫され、その先行きに不安を与えているのであれば、道としても、環境省と地元自治体などとの間に入り、その解決に向けて、より強く関与していくべきと考えるわけであります。

また、解決策は、今、いろいろ検討されているのかもしれませんが、場合によっては、当該地域を除外して国立公園化の指定を行うということも検討すべきであり、仮にそうであったとしても、日本で最大の面積を誇る国立公園化という事実には変わりはないわけでありますので、そうした様々な調整を含めて、道のリーダーシップというものに大いに期待を寄せる所でありますが、これまで議論を交わしてきた地域の皆様の実情などを踏まえ、国立公園の指定に向けて、道としてどのように対応されるのか、所見を伺います。

○武田浩光副委員長 自然環境局長高橋奉己君。

○高橋自然環境局長 今後の対応についてでございますが、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化につきましては、この地域の優れた自然景観を保全しつつ、地域産業の発展を持続させることが、地域活性化を図る上でも重要であると認識してございます。

道といたしましては、保護規制の区域案の策定におきまして、自然環境保全の観点に加え、地域住民の日常生活や産業経済活動への十分な配慮など、慎重な検討がなされ、地元の意向に沿った形で地種区分や公園区域の設定に関する調整が行われますよう、引き続き、地元関係自治体とより緊密に連携を図りながら、地域の実情をしっかりと把握し、国に意見を伝えるなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 自然と調和しながら、地域の産業、伝統をしっかりと後世に紡いでいくということが、持続可能な北海道の果たすべき役割だというふうに私は考えるわけであります。

これは、恐らく、素案が固まるまでが本当に大きな勝負だというふうに思いますので、そうした意味におきましては、知事に直接、この国立公園化に向けた考え方についてお伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○武田浩光副委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時21分開議

○武田浩光副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総合政策部所管審査

○武田浩光副委員長 これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

宮下准一君。

○宮下准一委員 大変お疲れさまです。

自民党・道民会議の宮下准一でございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず初めに、道政情報の発信についてお伺いをいたします。

コロナ禍による人々の価値観やライフスタイルの変化、5Gをはじめとする情報通信技術の進歩等により、インターネットを利用する人の割合が8割を超えたほか、若年者層では、新聞やテレビ離れが進むなど、人々が情報を入手するための行動も変化してきており、道と道民とのコミュニケーションを取り巻く環境も大きく変わってきております。

こうした状況も踏まえて、以下、昨年度に実施した道の広報活動等について伺ってまいります。

まず、SNSの活用についてであります。

多くの人々の情報入手手段はスマホになり、ソーシャルメディアの利用者数は急増しております。

こうした中、行政情報についても、マスメディアを通じた発信だけではなく、ツイッターをはじめとするSNSを活用した広報について、これまで以上に積極的に展開していかなければならないと考えます。

道としてどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 広報担当課長箭本充君。

○箭本広報担当課長 SNSを活用した広報についてでございますが、SNSは、若い世代の方々を中心に利用が拡大しており、また、利用者に対し、発信元から直接かつタイムリーに情報発信できる特性がありますことから、道では、今後、ますます重要な広報手段となるものと認識しております。

道としては、こうした認識の下、ツイッターやフェイスブック、インスタグラムやユーチューブなど、それぞれのSNSの特性を生かしつつ、昨年度より、文字情報に加え、画像や動画を積極的に活用しながら、道の施策や地域の魅力などを発信してきております。

また、こうした取組に加えまして、知事記者会見でのユーチューブによるリアルタイム配信や、今年度より、広報紙などの紙媒体とSNSとの連動など、広報手段を組み合わせる相乗効果の向上を図る取組を行うなど、効果的な情報発信に努めてきたところでございます。

○宮下准一委員 次に、動画の活用についてであります。

【第1分科会 11月9日 第4号】

高速大容量の通信技術などが普及したことで、誰もがどこでも簡単に動画を見ることができるようになりました。

こうした中、各自治体においても、地域情報を盛り込むだけではなく、視聴者の心をつかむ話題性に富んだ動画を発信する機会が増えてきております。

動画を活用した情報発信にどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○**箭本広報担当課長** 動画を活用した広報についてでございますが、若い世代をはじめ、より多くの道民の皆様へ、正確かつ分かりやすく道政情報をお知らせするためには、動画の活用は大変有効でございます。道では、これまで、ユーチューブなどのSNSやホームページなどで動画配信を積極的に行ってきたほか、障がいのある方々向けには、動画における字幕の挿入や知事記者会見の配信における手話通訳の画面のはめ込みなど、動画の特性を生かした情報発信に努めてまいりました。

また、多くの場合、動画については、職員が自ら制作する必要がありますことから、昨年度より、職員向けの撮影・編集マニュアルを作成するとともに、専門家からノウハウを習得する研修会を開催するなど、スキルの向上を図る取組も行ってきたところでございます。

○**宮下准一委員** 次に、SNSや動画による情報発信における課題についてであります。

こうした情報発信に積極的に取り組んでいるとのことですが、現状、道としてどのようなことが課題と考えているのか、お伺いをいたします。

○**箭本広報担当課長** SNSや動画による情報発信の課題についてでございますが、道としては、効果的な道政広報を推進していくためには、正確さや分かりやすさといった観点での情報発信のコンテンツの充実と、多くの道民の皆様が利用しやすい媒体による情報発信の両輪での取組が必要と認識しております。

また、こうした取組や、紙の広報から電子広報へのシフト、文字から画像、動画へのシフトなど、技術の進化や世代間の価値観の変化などの影響を受けますことから、変化を絶えず意識し、適切な広報コンテンツの制作や情報発信する媒体の選択などを検討していくことが課題と考えてございます。

そして、何より、課題解決を進めていく上で、広報のスキルアップに向け、広報広聴課に限らず、全庁的に広報人材を育成していくことも重要と認識してございます。

○**宮下准一委員** 今後の取組などについてでありますけれども、動画やSNSなどの積極的な活用も含め、今後、広報活動にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○**武田浩光副委員長** 知事室次長飯田滋君。

○**飯田知事室次長** 今後の取組などについてでございますが、道では、情報発信における様々な課題認識を踏まえ、今後とも、画像や動画を活用したホームページやSNSの推進のほか、より親しみやすい広報紙「ほっかいどう」のリニューアルに向けた広報コンテンツづくりに取り組むとともに、情報発信面でも、SNSや動画などの様々な広報メディアを集約したポータルサイトを整備するなど、引き続き、道民の皆様が利用しやすい環境整備を進めてまいりたいと考えております。

ます。

また、広報人材の育成につきましても、動画やSNSのノウハウを専門家から習得する研修会に加えまして、動画制作の庁内コンテストなども開催し、職員の意欲向上とスキルアップに努めてまいります。

道といたしましては、こうした取組を通じまして、絶えず内容の改善や手法の見直しを行い、情報技術の進化や世代間の価値観の変化などを捉えた広報に取り組んでまいる考えであります。

○宮下准一委員 ただいまの答弁にもありましたとおり、これからも広報人材の育成を行って、また、絶えず内容の改善を行い、広報活動に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

次に、産学官連携について伺いをいたします。

国は、今年の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2022で、新しい資本主義の実現に向けて、人材育成など、人への投資のほか、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーションの4分野を重点投資分野と位置づけ、成長のための投資と改革を行うとの考え方を示しております。

道でも、このような国の方針を踏まえ、科学技術の振興施策をこれまで以上に推進し、本道の経済や社会の発展を図っていくべきと考えます。

そこで、研究開発の推進や研究成果の実用化などを目指す上で重要な取組となる道の産学官連携について、以下、伺ってまいります。

まず、道の研究開発支援についてであります。

道では、道内の科学技術振興を目的に、大学と企業等の共同研究に対して支援を行っておりますが、この研究開発助成事業において、昨年度までどのような研究に支援を行ってきたのか、その実績と成果について伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 科学技術振興課長藤嶋泰道君。

○藤嶋科学技術振興課長 道による研究開発支援についてでございますが、道では、ノーステック財団を通じて、道内の大学等や中小企業における研究活動に対し支援を行っており、事業化に向けた基礎的、先導的な研究を支援する上限200万円のスタートアップ研究補助金と、既に一定の実績のある研究を新技術の創出や産業化につなげるための上限400万円の発展・橋渡し研究補助金の2区分を設けているところでございます。

支援対象につきましては、北海道科学技術振興計画の重点分野を中心としており、昨年度までの過去5年間では、食、健康、医療が全体の7割を占め、中でも、食分野が増加傾向にあるほか、次が環境・エネルギー分野であり、近年の道政課題との連携を図っているところでございます。

過去に採択を受けた、アイヌ民族伝承の食用植物に関する研究が、今年度の文部科学省による大型研究プロジェクトの採択を受けるなど、一定の成果も現れており、今後も、この事業によりまして、大学等の優れた研究シーズが社会実装につながる契機になるよう努めてまいる考えでござ

ざいます。

○宮下准一委員 次に、本道における産学官連携の取組についてであります。

研究推進や技術開発を進めるためには、大学、研究機関、事業者、支援機関などと一体となった、いわゆる産学官連携の取組が欠かせません。

国も、産学融合の研究開発や事業創出のため、地域における取組への支援を充実させていますが、本道における産学官連携の取組状況についてお伺いをいたします。

○藤嶋科学技術振興課長 産学官連携の取組についてでございますが、本道では、平成15年度から、北大やノーステック財団、道経連など、道内12機関が連携し、研究開発から事業化まで一貫した取組を進める北大リサーチ&ビジネスパーク構想を推進しており、ネットワークの形成や拠点の整備などを経て、現在は、技術やアイデア、ノウハウの交流を図るオープンイノベーションの展開に取り組んでいるところでございます。

また、令和2年度に、ノーステック財団を中心に、産学官連携プロジェクトの創出を目指すプラットフォーム——チャレンジフィールド北海道が、経済産業省の産学融合拠点に指定されたほか、昨年度は、北大を中心とする研究機関や自治体などにより組織された北海道プライムバイオコミュニティが、内閣府の地域バイオコミュニティ形成事業に採択され、農林水産業のスマート化などを通じた北海道ブランドの確立を目指しているところでございます。

道といたしましては、こうした産学官連携の枠組みに広域自治体として参画し、研究機関をはじめ、産業支援機関や関係事業者、自治体間の連携の強化に努めながら、成果の社会還元を進めているところでございます。

○宮下准一委員 次に、大学との連携についてであります。

国は、知と人材の集積拠点である大学の力を最大限活用し、地域の強みや特色を生かした大学と自治体、企業等による共同研究プロジェクトの推進を通じ、経済成長や社会課題の解決を図る取組を進めております。

道では、今年度から産学官連携室を設置し、このような国等の大型プロジェクトを視野に産学官連携の強化を図ることとしておりますが、道内の取組状況と道の果たすべき役割についてお伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 科学技術振興担当局長松田尚子君。

○松田科学技術振興担当局長 研究プロジェクトを通じた道と大学の連携についてであります。文部科学省では、地域の中核大学による研究事業の柱として、先進的な研究を通じ、産学官が共同して、地域の自立的、持続的な振興、発展を目指す、共創の場形成支援事業を実施しており、道は、産学官連携室を中心に、事業採択に向けた取組をはじめ、プロジェクトを積極的に推進しているところでございます。

道内では、昨年度、北大が、少子化対策に向けた若者に対するヘルスケアプロジェクトと、バイオマスを活用したエネルギーの地産地消プロジェクトの2件の採択を受けており、道は、幹事自治体として参画をし、事業の円滑な推進に向け、関係機関とのコーディネート役を担っている

ところでございます。

さらに、今年度、室蘭工業大学が、アイヌ民族伝承の食用植物の栽培により、農業の6次産業化を目指すプロジェクトの採択を受けたところであり、道では、本格実施に向け、大学や実施拠点の白糠町と連携をし、具体的な検討を進めており、今後もこうした国の研究プロジェクトを地域課題の解決や活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮下准一委員 それでは、今後の取組についてであります。国は、新しい資本主義による成長戦略の第1の柱として、科学技術立国の実現を掲げております。

科学技術への投資を効果的にイノベーションの創出につなげるためには、産学官が連携して取り組むことがますます重要と考えます。

道は、大学や産業界などと連携し、科学技術の振興をどのように本道の活性化につなげていく考えなのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君。

○中村総合政策部次世代社会戦略監 今後の産学官連携の取組についてでございますが、デジタル技術の進展や脱炭素化の加速、国際情勢の変化による食料安全保障の重要性の高まりなど、社会が大きく変化する中で、本道の持つ1次産業やエネルギーなどのポテンシャルを経済や社会の発展につなげていくためには、産学官の連携が大変重要であると認識しております。

道では、これまで、道内の研究活動に対する各種支援や、オープンイノベーション、スタートアップをはじめとした多様な主体による連携の強化、国の大型研究プロジェクトの獲得と推進などに取り組んできており、今後も、時代の潮流と地域のニーズを的確に捉え、大学をはじめとした研究・教育機関と産業経済界や自治体との連携を一層密にしながら、科学技術を生かした本道の活性化に積極的に取り組んでまいります。

○宮下准一委員 ただいまの答弁にありましたとおり、今後も、大学をはじめとした研究・教育機関と産業経済界や自治体との連携をより強化して、本道の活性化に積極的に取り組むことをお願いいたします。

次に、地域づくり総合交付金についてお伺いをいたします。

道では、人々が将来にわたり安心して暮らすことができる個性豊かで活力にあふれた地域社会の実現に向け、これまで、市町村等が行う取組に対して、地域づくり総合交付金により支援をしておりますが、以下、この交付金に関し、数点伺ってまいります。

まず、地域づくり総合交付金の決算額についてであります。

令和3年度の地域づくり総合交付金については、45億8000万円の予算が計上されておりますが、事業区分ごとの決算額についてお伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 地域政策課長笹森穰君。

○笹森地域政策課長 地域づくり総合交付金の事業区分ごとの実績についてでございますが、市町村等による地域課題の解決や地域活性化を目的とした取組を支援する地域づくり推進事業は38

【第1分科会 11月9日 第4号】

億4921万3000円、全道的な観点から特に重点的な支援を行う特定課題対策事業が2億円、新型コロナウイルス感染症対策推進事業が9315万3000円、広域連携加速化事業が1940万円となっております。決算額の合計は41億6176万6000円となっております。

○宮下准一委員 次に、地域づくり推進事業の実績についてであります。令和3年度の地域づくり総合交付金のうち、地域づくり推進事業について、ハード系事業、ソフト系事業のそれぞれの決算額、合計件数、交付を受けた市町村数、また、コロナ拡大前と比較した場合の傾向などについて伺いをいたします。

○笹森地域政策課長 地域づくり推進事業の実績についてでございますが、施設整備などのハード系事業につきましては、一部事務組合による事業も含め、決算額は29億1027万6000円、件数は232件、市町村等の数は103団体となっております。コロナ禍前の令和元年度の30億7620万7000円と比較をいたしますと、令和3年度は1億6593万1000円の減、率ではおよそ5.4%の減となっております。

他方、ソフト系事業につきましては、民間団体が実施したものも含めまして、決算額は9億3893万7000円、件数は826件、市町村等の数は180団体となっており、令和3年度から新たな事業区分で措置をした新型コロナウイルス感染症対策推進事業の分も合算した比較では、令和元年度の10億2523万2000円に対し、令和3年度は10億3209万円と0.6%の増となっております。

そのうち、例えば、イベント開催事業では、道内各地でイベントの中止などが相次いだことから、件数では、令和元年度の216件に対しまして、令和3年度は123件となり、43%の減、決算額は、同じく、2億7464万円に対しまして、1億8949万2000円となり、31%の減少となっております。

○宮下准一委員 それでは、次に、地域における新型コロナウイルス感染症対策への対応についてであります。

道内の市町村では、新型コロナウイルス感染症やその感染防止対策などによって、住民生活や地域経済に大きな影響を受けております。

地域づくり総合交付金を活用して、地域に寄り添った支援を積極的に実施すべきと考えますが、感染症に関わる地域での取組に対し、道はどのような対応を行っているのか、伺いをいたします。

○笹森地域政策課長 新型コロナウイルス感染症対策への対応についてでございますが、道では、令和3年度から、国の地方創生臨時交付金を活用し、新たな事業区分として、新型コロナウイルス感染症対策推進事業を設け、振興局長の裁量による上限額の要件の緩和など、柔軟な対応を可能としたところでございます。

本事業では、感染症の影響を受けた地域経済や住民生活の支援を通じた地域活性化の取組に加えまして、行事の中止や延期などに伴い、学校生活に影響が生じていた当時の状況に鑑みまして、子どもたちの学びと安全を守るための取組につきましても交付の対象とするなど、地域の実情に応じたきめ細かな支援に努めてきたところでございます。

○宮下准一委員 次に、新型コロナウイルス感染症対策推進事業の実績及び内容についてですが、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策推進事業の決算額と実施件数、その事業内容についてお伺いをいたします。

○笹森地域政策課長 新型コロナウイルス感染症対策推進事業の実績についてでございますが、感染症対策が長期化するなど、地域が厳しい状況にある中、感染症の影響を受けた地域経済や住民生活の支援を通じた地域活性化を図るため、合計58件の事業に9315万3000円を交付いたしました。

その主な事業といたしましては、地域経済の活性化に向けた観光情報の発信や観光誘客プロモーション、地場製品の消費拡大PRの取組のほか、行事の中止や延期などに伴い、学校生活に影響が生じていたことから、中高生を対象としたオンラインによる国際交流事業や小中学生向けの芸術文化鑑賞の取組など、地域における様々な取組を支援したところでございます。

○宮下准一委員 それでは、今後の対応についてであります。新型コロナウイルス感染症への対応など、制度の見直しを行っているとのことですが、道内のそれぞれの地域が課題解決や活性化のために行う取組がより効果的に行われるように、今後、道としてどのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 総合政策部地域振興監北村英則君。

○北村総合政策部地域振興監 今後の対応についてであります。個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的といたしまして、道では、これまで、地域づくり総合交付金により、市町村等が行う取組に対して支援をしてきたところであります。

本道におきましては、人口減少が進行する中、これまでも、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、胆振東部地震からの復興や脱炭素化の推進への支援など、その時々における地域の課題やニーズに対応できるよう制度の見直しを重ねてきておりまして、道といたしましては、今後も、地域づくり総合交付金がそれぞれの地域において有効に活用されるよう、地域の皆様の御意見を伺いながら、制度の不断の見直しと必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下准一委員 ただいま答弁にございましたとおり、交付金が有効に活用されるよう、また、制度の不断の見直しと必要な予算の確保に努めていくことをお願い申し上げます。

続きまして、ほっかいどう応援団会議についてお伺いをいたします。

官民連携による取組は、地域課題の解決につながる非常に重要な課題であり、知事公約の大きな柱にもなっております。

北海道における官民連携の基礎となるほっかいどう応援団会議の取組状況について、以下、伺ってまいります。

まず、応援団会議への参加状況についてであります。

令和元年9月にほっかいどう応援団会議が立ち上がり、3年が経過しましたが、現在までの企

【第1分科会 11月9日 第4号】

業や団体、個人の参加状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 官民連携推進室参事福山琢也君。

○福山官民連携推進室参事 ほっかいどう応援団会議の参加状況についてでございますが、令和元年9月にほっかいどう応援団会議を立ち上げて以降、企業、団体は、令和元年度末で302団体、令和2年度末で464団体、令和3年度末で506団体、直近の令和4年10月末では603団体となっており、元年度比で約2.0倍に増加しております。

個人の方につきましては、令和元年度末で2812名、令和2年度末で6451名、令和3年度末で1万692名、直近の令和4年10月末で1万2983名となっており、元年度比で約4.6倍に増加しております。

○宮下准一委員 次に、取組と成果についてでありますけれども、コロナ禍においては、人と人との対面での交流が制限されておりましたが、こうした制約がある中で、応援団会議では、支援の輪を広げるため、これまでどのような取組を行い、どのような成果があったのか、お伺いをいたします。

○福山官民連携推進室参事 コロナ禍における取組や成果についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、知事や市町村長が応援団参加企業等へ直接支援を呼びかけるほっかいどう応援セミナーをオンラインで開催するほか、ポータルサイトやSNSを活用した情報発信を行うなど、様々な機会を通じて協力や連携を働きかけてきたところでございます。

こうした取組により、応援団会議の参加数は着実に増加しているほか、道内市町村を含む北海道へのふるさと納税額は、市町村の方々の御努力と応援してくださる全国の方々の思いが一つになった結果、令和3年度のふるさと納税額は、個人版で約1217億円、企業版で約39億円と、個人版、企業版ともに3年連続で全国一となるとともに、コロナ禍の影響を受けた道産品の首都圏スーパーにおけるフェアの開催、ワーケーションや関係人口拡大に向けたウェブセミナーの実施など、様々な連携や協働の取組につながっているものと考えております。

○宮下准一委員 次に、市町村に対する応援についてであります。

ほっかいどう応援団会議の取組は、道だけではなく、市町村も応援していただくことが大事だと思いますが、市町村を応援していただくために、応援団会議をどのように活用してきたのか、お伺いをいたします。

○福山官民連携推進室参事 市町村における取組への支援についてでございますが、複雑多様化する地域課題の解決に向けては、市町村においても官民連携の取組を推進することが重要と考えております。

このため、市町村が企業に支援を求めるプロジェクトについて、ほっかいどう応援セミナーにおいて道内の市町村長からトップセールスを行っていただくとともに、応援団会議のポータルサイトやSNSにおいては、プロジェクトの内容を具体的な事例を用いて紹介するなど、積極的に情報を発信してきたところでございます。

また、地方創生につながる民間のノウハウについて、応援団参加企業が講師となって市町村向

けのオンラインセミナーを開催するほか、市町村や企業からの個別の相談に応じ、双方の橋渡しを行うなど、応援団会議のネットワークを最大限に活用しながら、市町村への支援の拡大に取り組んできたところでございます。

○宮下准一委員 今まではほっかいどう応援団会議についてお伺いをしてきましたが、参加者も増加しており、一定の成果も見られますが、今後は、この応援団会議を通じて、民間資金の活用はもとより、人材の派遣など、より踏み込んだ官民連携の取組を一層深めていく必要があると思います。

道は、今後、ほっかいどう応援団会議の取組をどのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○北村総合政策部地域振興監 今後の官民連携の取組についてであります。官民連携の推進に当たりましては、資金面はもとより、包括連携協定の締結や協働の取組など、民間の方々の知恵やノウハウを取り入れながら、多様な連携が重要でございます。

このため、道では、金銭による寄附のほか、企業が専門的知識やノウハウを有する人材を地方公共団体へ派遣し、その人件費等を含めた事業費を合わせて寄附を行う人材派遣型の企業版ふるさと納税制度を活用し、本年8月、食品卸売企業から人材を受け入れ、民間の方々との連携拡大や地域資源を生かした商品開発、流通に関するアドバイスなどを頂いているところでございます。

今後も、北海道ファンのさらなる拡大を図るため、あらゆる機会を通じて応援団会議への参加を働きかけるほか、地域課題の解決に向け、人材派遣型制度を含む企業版ふるさと納税について積極的にPRし、有効に活用してまいります。

また、企業によって関心の高い分野が異なることから、共感を得られるような道や市町村のプロジェクトを分野別に取りまとめ、効果的な情報発信を行うことにより、企業とのマッチングを進め、より多くの連携事例の創出を図るなど、官民連携の一層の推進に取り組んでまいります。

○宮下准一委員 ただいま、地域振興監から今後の取組について御答弁をいただきましたが、ほっかいどう応援団会議は、知事の公約事項でもありますので、これまでの成果や今後の取組に関する認識などについて、知事に直接お伺いをしたいと考えますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に、公営企業会計の適用推進についてお伺いをいたします。

公営企業を取り巻く環境は、人口減少や施設の老朽化等により、急速に厳しさを増しております。こうした中、総務省からは、市町村の簡易水道事業と下水道事業を人口規模に応じて段階的に公営企業会計へ移行するよう要請されていると聞いております。

そこで、以下、公営企業会計の適用等について、数点、伺ってまいります。

国は、人口3万人未満の市町村の簡易水道事業と下水道事業を令和5年度末までに公営企業会計に移行するよう要請しており、国が示した期限まで残すところ1年程度となっておりますが、公営企業会計の適用に向けた国の要請は、どのような趣旨で行われたものなのか、お伺いをいた

します。

○武田浩光副委員長 公営企業担当課長内藤敏徳君。

○内藤公営企業担当課長 公営企業会計の適用の背景についてでございますが、簡易水道事業や下水道事業などの公営企業は、住民生活に欠くことができないサービスを提供する重要な役割を担っておりますが、人口減少などに伴う料金収入の減少や、高度経済成長期に集中的に整備された施設設備の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しているところでございます。

こうした中であって、各公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、資産を含む経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくことが求められており、国からは、人口3万人未満の市町村の簡易水道事業及び下水道事業について、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表の作成、固定資産台帳の整備などを行い、令和5年度末までに公営企業会計に移行することが要請されているところでございます。

○宮下准一委員 次に、公営企業会計の適用の取組状況についてであります。昨年度において、簡易水道事業及び下水道事業の公営企業会計への移行に向けどのような取組が行われ、現状としてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○内藤公営企業担当課長 市町村の取組状況についてであります。要請期限である令和5年度末までの公営企業会計の適用に向け、関係部局との調整、条例や規則の制定、改正、財務諸表の作成などの事務手続、固定資産台帳やシステムの整備などの取組が行われているところでございます。

こうした取組により、令和4年4月1日時点において、人口3万人未満の市町村の簡易水道事業につきましては、110事業のうち、26事業が既に企業会計へ移行済み、79事業が令和5年度までに移行するよう取り組み中であり、残りの5事業は検討中となっているところでございます。

また、同じ人口3万人未満の市町村の下水道事業につきましては、263事業のうち、56事業が既に移行済み、206事業が令和5年度までに移行するよう取り組み中であり、残りの1事業は検討中となっているところでございます。

簡易水道事業と下水道事業を合わせた373事業のうち、既に移行済みの事業を含め、約98%に当たる367事業が令和5年度までに移行するよう取り組んでいるところでございます。

○宮下准一委員 それでは、道の取組についてでありますけれども、規模の小さい市町村では、職員も限られており、公営企業会計を適用している事業も少ないため、公営企業会計の知識や経験が不足していることなどから、対応に苦慮している団体も少なくないと聞いております。

公営企業会計への移行に困難を抱えている市町村が円滑に移行事務を進められるよう、道としては、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○武田浩光副委員長 地域行政局長清水目剛君。

○清水目地域行政局長 道におきます今後の取組についてでございますが、道では、これまでも、取組の遅れている市町村や公営企業会計のノウハウのない市町村の意見を伺いながら、公営

企業会計適用の取組の進捗度に応じた研修会の開催や、財務諸表の作成などの経験者をアドバイザーに登録し、質問や相談に電話にて対応する体制を構築するなど、市町村の取組を支援してきたところでございます。

要請期限であります令和5年度末まで残り1年余りとなりましたことから、今後は、これまでの支援に加えまして、移行後の事務に不安を抱えている小規模市町村を対象に、人材育成に重点を置きつつ、個別の課題に対応したより実務的な研修会を開催するなど、引き続き、必要な支援を行ってまいります。

○宮下准一委員 ただいま答弁にありましたとおり、市町村の意見を伺いながら、そして、市町村に必要な支援を行うことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○武田浩光副委員長 宮下委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中川浩利君。

○中川浩利委員 それでは、通告に従いまして、知事の政治姿勢のうち、地域訪問について伺います。

知事自らが直接、道内の各地域に出向いて、様々な層の皆さんから地域の声を聞くことが重要だということについては、言うまでもないことであります。

そこで、令和3年度の知事による地域訪問の延べ日数、訪問市町村数について伺います。

また、このうち、特に、市町村長らとの直接対話の場であるスクラムトークは何か所で実施をしたのか、令和元年度から令和4年度までの比較も含めてお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 地域戦略課長馬場俊哉君。

○馬場地域戦略課長 地域との対話についてであります。地域における様々な課題や特色ある取組について、知事が現地に赴き、市町村長や地域の方々等から直接お話を伺う機会として、スクラムトークや「なおみちカフェ」と称して実施をしております。令和3年度には、これらを合わせて5日間、12市町村を訪問させていただいたところでございます。

このうち、スクラムトークにつきましては、釧路管内において1回実施したところであり、ポストコロナを見据えた地域活性化をテーマとして、管内の市町村長等と地域の課題や振興方策などについて意見交換を行ったところでございます。

なお、スクラムトークは、令和元年度には6回開催いたしましたが、令和2年度には、コロナ禍の影響もあり、実施しなかったところであり、今年度につきましては、これまで、「なおみちカフェ」として各市町村を積極的に訪問しており、現時点でスクラムトークは実施していないところでございます。

○中川浩利委員 コロナ禍の影響があった令和2年度、3年度については、分かる面もあります。しかし、影響のなかった令和元年度に市町村を訪れた数も23市町村というふうに伺っております。179市町村を4年間で全部回ろうと思ったら、ペース配分として、まず、もう駄目です

よね。

そういったことなどもありまして、今、この段階で精力的に回られているようでありますけれども、政策へ反映させるという観点からいったら、やはり、遅過ぎると。そういった中では、これからの残された期間で、スクラムトークなどをしっかり行っていったほうがより有益かなということについては指摘をさせていただきます。

次に、令和3年度において地域訪問で聞き取った市町村の声は、道政運営にどのように反映をされたのか、具体的な事例も含め、お伺いいたします。

○馬場地域戦略課長 地域の取組などについてであります。地域の方々から様々な課題や取組について知事が直接お話を伺い、道の施策に反映していくことは、地域創生を推進していく上で大変重要と認識してございます。

このため、これまでも、感染症の状況を見極めながら、できるだけ知事の地域への訪問の機会を設けるよう努めてきたところでありまして、昨年度につきましては、室蘭市での官民連携によるゼロカーボン北海道の実現に向けた取組や、登別市による関係人口創出に向けたワーケーションの取組など、コロナ禍の中、地域の将来を見据え、創意工夫を凝らしながら懸命に進められている様々な取組について伺ってきたところでございます。

道といたしましては、訪問先の先進的な取組を庁内で共有し、関連施策の推進につなげるとともに、地域の魅力や取組を道内外の多くの方々を知っていただけるよう、SNS等を活用した情報発信を行っているところでございます。

○中川浩利委員 実際にそうやって地域を回って伺ってきたことが、果たしてどのぐらい全道的に波及したのかが重要だと思いますので、そこら辺は、担当課のほうでしっかり把握されるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に、地域振興条例第6条に基づいて、地域づくり連携会議などで出された市町村長の意見等を踏まえ、振興局が地域課題に即した政策の提案を行い、道の施策や予算に反映する仕組みがあるということ承知しております。

令和3年度においては、どのような提案があって、道の施策にどのように反映をされたのか、これについても、具体的な事例も含め、お伺いいたします。

○武田浩光副委員長 地域創生局長和田弘之君。

○和田地域創生局長 振興局からの政策提案についてでございますが、道では、これまで、地域課題の解決に向けて、地域づくり連携会議などで把握した地域の意見につきまして、振興局自らが実施する地域政策推進事業に反映するとともに、振興局から本庁各部に対し、地域の意見を踏まえた提案を行い、本庁予算や施策への反映に努めてきたところでございます。

令和3年度には、環境への負荷が少ないツーリズムの推進や地域における担い手対策などについて提案があったところでございまして、例えば、石狩振興局や十勝総合振興局からのサイクルツーリズムの推進に係る提案を踏まえ、今年度、サイクルラックの設置など、自転車利用環境の整備に向けた取組を進めているほか、日高振興局からの1次産業における繁忙期の一時的な業務

への兼業に係る提案を踏まえ、職員が地域貢献活動等に取り組みやすい環境整備を図ったところでありまして、引き続き、地域づくりの拠点である振興局と本庁が連携しながら、地域の意見の道政への反映に努めてまいります。

○中川浩利委員 担い手対策とかは、非常にいいかなと思います。ただ、ここで答弁を伺っている限りにおいては、ツーリズムなどの目新しい施策についての提案というものが目立っておりまして、知事の地域訪問においても、人口減少対策であるとか、交通弱者対策であるとか、あるいは災害対応など、持続可能性を脅かす意味での最重要課題的なものについて、地域意見の聴取というものがどれだけされているのかというのは、疑問があるところです。

こうした点も含めて、知事に直接お伺いをしたいというふうに思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、コロナ対策について伺います。

昨日の感染者数は9136人でした。報道ベースでは、今日も過去最多を超え、9000人台となる、そのように報道されております。

令和3年度、本道では、4月以降にアルファ株が猛威を振るって、まず第4波、7月以降にはデルタ株で第5波、そして、今年の2月がマックスになりましたが、オミクロン株で第6波となり、その都度、対策は講じているものの、残念ながら根本的な収束というところには至らず、ウイルスの株の変異と対策がいたちごっこを繰り返しているような状態なのかなというふうには思っております。

振り返りますと、昨年2月、知事は、定例記者会見において、その当時、大きな期待もあったということで、ワクチン接種はコロナの感染対策の決め手である旨、述べられています。結果としては、感染再拡大というのがいまだに繰り返されており、波が繰り返されるたびに新規感染者数が大きくなっているわけでありまして、果たしてワクチンが感染対策の決め手と言えたのかどうか、道の認識についてお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 政策局参事藤原和道君。

○藤原政策局参事 ワクチン接種についてでございますが、ワクチンは、高い発症予防とともに、感染や重症化予防効果があるとされておりますが、時間の経過とともに感染や発症予防効果が徐々に低下するとの指摘があります一方、重症化予防については比較的高いとされますことから、道といたしましては、より多くの皆様に接種いただくことが重要と考えてきたところです。

また、本年9月から供給が始まりましたオミクロン株対応ワクチンにつきましては、従来のワクチンを上回る効果が期待されており、引き続き、周知を進めていくことが必要と考えております。

このため、道といたしましては、これまで、ワクチン配分量の調整など、接種に関して中心的な役割を担う市町村におきまして、円滑な接種が行われるよう支援するとともに、感染拡大防止に向けた道民の皆様への呼びかけを行う際には、基本的な感染防止行動の実践に加えて、ワクチン接種の検討につきましても、一体的に働きかけを行ってまいりました。

【第1分科会 11月9日 第4号】

加えて、道としても、接種センターを開設し、接種機会のさらなる確保に努めてきたほか、接種効果や副反応に関する正しい知識など、接種を検討する際に必要となる情報につきまして、様々な媒体を活用し、広く周知を図ってきたところでありまして、今後とも、こうした取組を通じ、感染拡大の防止につなげてまいります。

○中川浩利委員 昨年、一時期、私の身の回りでも、ワクチンを打ったから大丈夫なのみたいなの、べらんめえな方がいっぱいいましたが、やはり、そうではないのだと。ワクチンには当然効果があるのだけれども、それを打ったから万事大丈夫なのだというものではない。だからこそ、様々な対策を皆さんも取られているわけでありまして、やはり、ワクチンというものは、効果はあるのだけれども、決定的なものではなかったということは素直に認めて、その上で対策を打っていただきたいというふうに思います。

次に、去年は、ワクチン接種以外についても、とりわけゴールデンウィーク前後のまん延防止等重点措置に代表される対策の遅れ、延長が繰り返されて効果が見えづらくなった集中対策期間、あるいは、事業者等により不公平を指摘された時短要請等々、これは一部として、様々な指揮室としても考えるべきところがあったと思われませんが、昨年度の道におけるコロナ対策の反省点、率直な表現で、これは失敗したかなと思われるようなことについて教えていただきたいと思っています。

○武田浩光副委員長 政策局参事菅原伸一君。

○菅原政策局参事 道の対応についてであります。新型コロナウイルスは、頻繁に変異を繰り返すなど、新たな科学的知見が積み重ねられている状況にあり、道では、これまで、アルファ株、デルタ株、さらには、オミクロン株といった新たな変異株の特性を踏まえながら、国の基本的対処方針の下、道民の皆様や事業者の方々に御理解、御協力をいただきながら、その時々に取り得る効果的な対策を講じるよう努めてきたところでございます。

こうした中、新たな変異株による感染拡大が繰り返し発生し、対策が長期にわたり、道民の皆様の間に疲れや慣れが広がってきたほか、若年層のワクチン接種率が低い水準にとどまるといった課題も生じ、道の有識者の方々からも、対策への理解と協力を得られるよう分かりやすい情報発信が重要、若年層のワクチン接種促進に向けた取組を推進すべきといった御意見を頂いたところであり、道といたしましては、こうした御意見を踏まえまして、道民の皆様などが道の取組により一層、御理解、御協力をいただけるよう、道民の皆様や事業者の方々への呼びかけ手法を工夫するなどの改善を行ってきているところでございます。

以上です。

○中川浩利委員 今ほどもありましたけれども、知事は、その都度、道民に対して、繰り返し、3密の回避などの基本的な感染対策の徹底といったものを要請してまいりましたけれども、その効きがどうであったのか、要請の出し方などに問題はなかったのか、併せてお伺いいたします。

○藤原政策局参事 道民の皆様への情報発信についてでございますが、新型コロナウイルスは、変異を繰り返すウイルスではありますものの、三つの密の回避や手指消毒、会話の際のマスク着

用といった基本的な感染対策は、新たな変異株においても有効とされてきておりまして、道では、こうした感染防止行動の実践を繰り返し呼びかけてきました。

加えまして、感染症の影響が長期化する中、道民の皆様には、継続して御協力をいただくことが重要となりますことから、例えば、「ふだんから」や「飲食では」といった生活の具体的な場面を示しつつ、場面に応じた行動であります三つの行動の呼びかけや、感染された方の体験やメッセージを紹介するアニメーションによる、より若い年代を意識した発信、さらに、この夏の感染拡大時には、住民の方々に感染対策への協力要請を行う枠組みとしまして、国が新設しました「BA・5対策強化宣言」も活用するなど、要請内容や手法などについても工夫に努めてきたところでございます。

今後とも、道民の皆様に取り組む必要性について御理解をいただきながら、実際の行動につながるよう、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 この件に関しては、いろいろあったのだろうけれども、様々、工夫しながらやってきたということかなというふうに思います。

道は、道内における新型コロナウイルス対策について、札幌市を含む全道各自治体や道民に対しての、いわゆる司令塔としての機能を十分に発揮できたというふうに考えているのか、自己評価になると思いますが、見解をお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 政策局参事石井順一郎君。

○石井政策局参事 道の取組についてであります。この感染症は、道民の皆様の生活や教育、地域産業など、幅広い分野に影響しておりますことから、感染状況に応じて、庁内各部署が連携を図りながら、必要な対策に取り組むことが重要でありまして、これまで、指揮室を中心に全庁的な連携を図りますとともに、庁内各部署で構成する道の対策本部におきまして、基本的対処方針の下、その都度、有識者等の方々から幅広い御意見を伺いながら対策や取組の内容を決定し、その実施に当たりましては、市町村や関係団体と共に、道民の皆様や事業者の方々に、感染リスクが高まる場面における感染拡大防止を呼びかけるなど、その時々に取り得る効果的な対策を講じるよう努めてきたところでございます。

現在、本道において新規感染者数の増加傾向が続く中、道といたしましては、感染拡大をできる限り抑え、医療への負荷を低減するよう、引き続き、庁内はもとより、市町村や関係団体との連携を一層強化しながら、必要な対応を行ってまいります。

○中川浩利委員 今、道の自己評価を伺ったわけでありましてけれども、これを道庁以外の第三者が客観的に、道の指揮がどうだったかということについて評価をした際には、今の答弁とは全く違うものになる可能性もあるわけでありまして。

今後の感染症危機対策に多くの示唆を与える、あるいは、糧となることを期待して、この際、第三者機関による評価を受けてはいかがでしょうか。道職員の皆さんも忙しいと思いますので、シンクタンクに依頼するなど、多くの知見により過去の分析をするべきだというふうに考えます。

が、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 政策局長天野紀幸君。

○天野政策局長 感染症対策についてでございますが、このウイルスは、これまで頻繁に変異を繰り返し、その特性等に関する科学的知見が日々更新される中、新規感染者数の増減理由について、どの要因がどの程度寄与したのか、国においても現時点において明確な結論は出ていない状況でございます。

こうした中におきましても、道では、これまで、節目節目におきまして、緊急事態措置などの対策の実施と新規感染者数の動向、ワクチンの接種状況と病床使用率の推移といった関係の分析を行いまして、幅広い分野により構成された有識者会議におきまして御意見を頂いてきたところでございます。

有識者の方々からは、対策の長期化による疲れや慣れへの対応をはじめ、道民の皆様への御理解や納得感を得ながら進めることの重要性などにつきまして御指摘をいただき、その後の対策に生かしてきたところでございまして、今後とも、可能な限り情報やデータを分かりやすくお示しながら、適時適切に有識者の方々に御意見を伺ってまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 それでは不足だということで質問しているわけでありましてけれども、2020年9月の中間取りまとめ、その後についてしっかりやっていただきたいということでもあります。

この件については、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長の取り計らいをよろしく願います。

次に、ほっかいどう応援団会議について伺います。

令和3年度は、約3億3300万円の官民連携推進費が予算化されていますが、決算額は約2億3300万円と、約1億円余の執行残がございましてけれども、その理由についてお伺いいたします。

○武田浩光副委員長 官民連携推進室参事福山琢也君。

○福山官民連携推進室参事 官民連携推進費についてでございますが、令和3年度の官民連携推進費の予算は、補正を合わせて約3億3000万円となっており、その内訳としましては、ふるさと納税ポータルサイトの収納手数料、返礼品やその配送料、返礼品の受発注や受領書の発行、コールセンターなどの業務委託料といった経費のほか、赤潮支援に寄せられた代理受付、寄附金の基金への積立て、さらに、ほっかいどう応援団会議に要する経費などとなっております。

決算額は約2億3300万円となりましたが、その要因といたしましては、寄附金の増額を最大限見込んで補正予算による措置を行ったものの、想定していた寄附額が見込みに届かなかったことから、業務委託料等も連動して不用額が発生したものでございます。

○中川浩利委員 状況は分かりました。

次に、令和3年度の道におけるふるさと納税の実績とその評価について、見解を伺います。

○福山官民連携推進室参事 ふるさと納税による寄附実績とその受け止めについてでございますが、令和3年度の個人の方から道に対して寄せられた寄附は2261件、約2億4090万円で、企業版

ふるさと納税として企業の方から寄せられた寄附は25件、約8700万円となっております。

個人の方からの寄附につきましては、市町村に対する喫緊の課題への対応として、赤潮被害支援のため、いち早く寄附の代理受付を行い、市町村と一体となってPRをしたほか、コロナ禍で大きな影響を受けた地域経済の活性化に向け、農産品や旅行クーポンを追加するなど、状況に応じた対応を行うことにより、寄附が寄せられたものと認識しております。

企業版ふるさと納税につきましては、コロナ禍においても、ほっかいどう応援セミナーをオンラインで開催し、支援をいただきたいプロジェクトを呼びかけるほか、ポータルサイトやSNSなど、様々な機会を通じまして情報発信することで、赤れんが庁舎改修事業や「エールを北の医療へ！」のほか、脱炭素化や若者の人材育成に向けた取組などについて共感いただき、寄附が寄せられたものであり、個人版、企業版ともに、市町村を含めた関係者の皆様の御努力と北海道を愛する多くの方々に御支援やお力添えをいただいた結果であるものと認識しております。

○中川浩利委員 道は、ふるさと納税の実施に当たって、その支援委託業務について、公募型プロポーザル方式により民間にお願いをしておりますが、令和3年度の相手方との契約内容と業務手数料の総支払い額について伺うとともに、全道の自治体におけるインターネットのポータルサイト経由の寄附のうち、サイト側に流れた手数料は幾らで、寄附全体の何%に当たるのか、お伺いいたします。

加えて、ふるさと納税は、自治体に充てた特に公益性が高い寄附として、税の仕組み上、優遇されているものと考えますが、そうした寄附の一部が自治体に届かずに、業者に利益をもたらしている状況には、率直に疑問を感じるところでありますが、見解について伺います。

○福山官民連携推進室参事 ふるさと納税に係る経費についてでございますが、道は、令和3年度、ふるさと納税による寄附金を受け入れるに当たり、セキュリティ対策と様々な業務を効率的に管理運用するため、寄附情報をはじめ、返礼品の調達や発注、品質保持等に関する管理業務のほか、寄附者への返礼品配送や証明書等の発行に加え、コールセンターによる各種問合せに関する業務を一括して、株式会社JTBに委託しており、その業務手数料は約1500万円となっております。

また、総務省の調査によりますと、全道の自治体における民間ポータルサイト利用料や、ふるさと納税専任職員の人件費等の事務費用の給付額に占める割合は、約8%となっております。

民間ポータルサイトにつきましては、自治体の魅力や情報をSNSなどの各種媒体により広く効果的に発信しているほか、多様な決済や検索のしやすさなど、寄附者の利便性を図る機能を多数備えていることが特徴でありまして、制度で規定される経費割合の範囲内で運用されているものと認識しております。

○中川浩利委員 その8%をどう見るかというところはあると思いますが、おおむね許容範囲という認識でしょうか。

それで、ちょっと変化球的な質問になりますけれども、道が寄附を受けるに当たって、その申込みを断ったり、寄附金を返還する場合がある旨、ホームページに記載があります。

【第1分科会 11月9日 第4号】

寄附者が、暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する場合とされていますが、この確認作業がどう行われているのか、また、これまで本事例に沿っての返還実態はあるのか、お伺いいたします。

さらに、対象を暴力団関係のみに絞っておりますけれども、それは昨今の状況を考えたらやや不適切であって、社会的に、ちょっと表現は難しいのですけれども、グレーな団体も多いということから、例えば、対象を、反社会的勢力と認められる個人、法人、団体などと、速やかに修正を図ってはどうかというふうに考えますが、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 官民連携推進室長佐藤秀行君。

○佐藤官民連携推進室長 ふるさと納税の注意事項の記載についてでございますが、道では、北海道暴力団の排除の推進に関する条例に基づきまして、道の事務事業から暴力団等の排除を推進することとしておりまして、ふるさと納税につきましても、その趣旨を踏まえ、寄附をする際の注意事項として記載しているところでございます。

暴力団関係者の介入をあらかじめ牽制することを主眼としておりますことから、寄附者情報につきましては、事前の確認は行っておらず、これまで暴力団関係者を要因とする返還事案は発生しておりません。

また、反社会的勢力といった注意事項への追記につきましては、反社会的勢力の明確な定義が困難との国の見解もありまして、あらかじめ排除対象として明記することは困難であります、引き続き、国の動向も注視してまいります。

以上です。

○中川浩利委員 別に反社会的勢力という表現を使えというふうには言っておりません。

長野県は、ウクライナ難民の方を支援するというクラウドファンディングをやっている、8月31日に、訴訟をいっぱい提起されている某団体からの寄附を返還したといったこともございます。そういった事例なども踏まえて、道としても早急にガイドラインなどをつくるように動くべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤官民連携推進室長 反社会的な者とか勢力とか、そういったものの注意事項への追記というか、対応についてでございますけれども、国の見解として、反社会的な勢力といったものにつきましても、その形態が多様でございます、また、その時々々の社会情勢に応じて変化していくものということで、あらかじめ限定的かつ統一的になかなか定義が難しいといったことで、困難だという見解が示されておりますので、道としましても、現時点では、ふるさと納税におきます寄附の排除対象としては、そういった反社会的な者といったものを明確に定義することは難しいというふうに考えております。

以上です。

○中川浩利委員 表現はいろいろできると思うのですよね。社会的に問題が報道されている団体とか、工夫次第でいろいろと。別に国の認識にそろえなくてもいいわけでありまして、ほかの自治体だってそんなふうに行っているわけですから。

これについては、知事に直接聞こうと思いますが、後でそれは表明します。先に進みます。

次に、官民連携について伺います。

道は、民間企業との協働を応援団会議の柱の一つとしております。協働はよいのですが、私は、応援団の在り方について多少疑問がありまして、応援される側の道が、いつまでも応援団を仕切っているという今の状況ではなくて、例えば、サッカークラブとサポーターの関係のように、応援したい者たちが主体的に積極性を持って支援の形をつくっていくといった発展形を期待したいのですが、そういったことを追求する考えはないのか、見解を伺います。

○佐藤官民連携推進室長 応援団会議の在り方についてでございますが、応援団会議は、道内外から寄せられます北海道を応援したいといった声を受け止めまして、そういった思いとか取組を見える化するネットワークとして、ほっかいどう応援団会議として立ち上げたところでございます。

その趣旨としましては、道のみならず、市町村を含めた北海道全体への応援を呼びかけ、具体的な支援につなげるため、支援を求める各種プロジェクトの取りまとめや情報発信、それから、個別に双方の橋渡しを行うなど、広域自治体としての道が担うことが多いものと認識しております。

道としましては、今後も応援団会議へ多くの方に安心して御参加いただき、末永く北海道を応援していただけるよう、参加いただく皆様との連携をさらに拡充し、本道の活性化の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○中川浩利委員 「連携をさらに拡充し、」という言葉の含みの中で、期待をさせていただきたいというふうに思います。よろしく御検討ください。

次に、ボランティアについて伺います。

道は、北海道への応援の形は様々であるということで、仮に、お金を出す、資金の提供というものは困難だけれども、何かしらお手伝いできる、そうした人向けにボランティアの募集も行っていったというふうに承知をしています。

これまでの実績と今後の本活動の展開方針について見解を伺います。

○福山官民連携推進室参事 ボランティアの取組についてでございますが、北海道への応援の形は様々であり、ふるさと納税による資金面での応援はもとより、企業との包括連携協定の締結や協働の取組、道内への事業所の設置や道産品の販路拡大のほか、専門的なスキルを活用した人材派遣やボランティア活動なども応援の一つと考えております。

各種イベント等におけるボランティアにつきましては、各部や振興局で個別に募集をしているほか、応援団会議のポータルサイトにおいても、各部局へ内容の追加、更新等について確認した上で掲載しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、人々の往来やイベントの開催などが制限される中、イベントそのものが少なくなったことなどの影響もあるものと認識しております。

【第1分科会 11月9日 第4号】

このため、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、ボランティアについても、改めて、各部局に対し、ポータルサイトの活用について周知してまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 このボランティアというのは、発展性がいっぱいあるというふうに思っています。例えば、鳥インフルエンザが発生して、道職員が対応に当たっているわけですが、そういうところも、最初は大変だけれども、そういう仕組みをつくれれば、案外、皆さんの御苦労も含めて、難しい面をクリアしなきゃならないところがいっぱいあるというのは承知していますが、様々な活用を検討していただきたいというふうに思います。

この項目の最後になりますけれども、現在、専用ホームページのトップ画面に、「北海道のふるさと納税受入額は3年連続全国1位」と記されております。

資金面の獲得に力点が多く置かれていることを否定するつもりはございませんけれども、もっと日常的に道の施策に協力してくれるファンを増やすこと、具体的には、今ほど言った道民のボランティアの参加を促していくとか、ワーケーションとか、移住、定住、あるいは、若者の結婚支援とか、発展的に様々な課題に柔軟に活用していくことを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

この項目の最後に、今回指摘をさせていただいた様々な課題への対応を含め、どのように進めていくのか、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 総合政策部地域振興監北村英則君。

○北村総合政策部地域振興監 応援団会議の今後の活用についてであります。複雑多様化する地域課題の解決に向け、北海道に思いを寄せる多くの方々の知恵と力を結集し、官民連携を推進していくことが重要でございます。

これまで、ワーケーションや移住、定住、デジタルや脱炭素化など、道や地域における喫緊の課題解決に向けた取組につきまして、応援セミナーでの知事や市町村長によるトップセールスのほか、応援団会議のポータルサイトやSNS、メルマガなどにより、情報発信に努めてきたところでございます。

今後も、北海道ファンのさらなる拡大を図るため、あらゆる機会を通じて応援団会議への参加を働きかけるほか、ボランティアを含め、より多くの皆様から幅広い手法により御支援をいただけるよう、共感を得られるような道や市町村のプロジェクトを分野別に取りまとめ、効果的な情報発信をすることにより、企業や個人の方々との連携事例をより多く創出するなど、道内各地域での課題解決に向けて、官民連携の一層の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○中川浩利委員 それでは、次に、広報活動の促進について伺います。

道は、道民参加の開かれた道政を推進していくためとして、広報活動を行い、道政に対する道民の意向の把握に努めたとしております。

具体的に、広報広聴活動促進費として約200万円の事業が実施されておりますが、中身と成果

について伺います。

○武田浩光副委員長 広報広聴課長鞠子宜紀君。

○鞠子広報広聴課長 広報広聴活動促進費についてでございますが、この事業は、道民意識調査と振興局長による広聴活動に係る取組であり、昨年度の道民意識調査については、新型コロナウイルス感染症をはじめ、SDGsや森林づくりなど、五つの項目について調査を実施し、感染拡大防止に向けた効果的な情報発信の在り方や、各種計画の見直しなどに反映したところでございます。

また、振興局長の広聴活動といたしましては、振興局長と市町村長をはじめ、農業者、漁業者、地域おこし協力隊員の方々との意見交換会など、延べ37回実施をし、政策提案や独自の事業をはじめ、各振興局の様々な取組に反映されているところでございます。

○中川浩利委員 委員長、大変申し訳ございません。先ほどの質問について、知事に直接お伺いしたい旨、委員長にお願いするのを忘れてしまいましたけれども、お取り計らいを改めてよろしくお伺いしたいというふうに思います。

それで、広報活動について、今ほど答弁がございましたけれども、道民意識調査の項目について、どのようなプロセスで項目が決定されていくのか、また、調査項目は、各部局から調査希望のあったものに限られるのかについて、お伺いいたします。

○鞠子広報広聴課長 道民意識調査の調査項目についてでございますが、道民意識調査は、全道における道民の皆様の道政に対する意向や意識について、地域別や年齢層別といった属性別に、定量的に把握する主要な調査でございます。

この調査の項目選定に当たりましては、各部局から調査希望のあった項目の中から、その時々々の全庁的な行政課題や、他の調査手法でのニーズ把握の可能性などを踏まえつつ、道政における優先度や各種計画の見直しへの活用など、重要性や緊急性の高いものを庁内で協議し、実施しているところでございます。

○中川浩利委員 今ほどありましたとおり、令和3年度については、五つの調査項目で29問の設問がなされておりますけれども、重要性や緊急性の高いものを選定しているというふうにするのであれば、私的には、ほかにふさわしい項目が幾つもあったように思います。

例えば、我が会派では、道民への影響が大きい、核のごみの最終処分場の問題については、当該自治体の住民のみならず、北海道全体で考える重要な課題であるから、概要調査への移行前にしっかりと道民の意識を把握すべきだというふうに指摘させていただいております。

知事は、市町村や道民の皆様の御意見も踏まえて、適切に対応してまいるというふうにご答弁しておりますけれども、こういったことも含めて、令和4年度において道民の意向を把握しようとしていないのですけれども、これはなぜなのか、お伺いしたいと思います。

○鞠子広報広聴課長 今年度の調査項目についてでございますが、道では、今年度の調査実施に当たっては、今後、計画の見直しを予定しておりますが、がん対策や、新たな計画を策定する予定のケアラー支援といったテーマを調査項目として選定し、調査を実施したところでございます。

【第1分科会 11月9日 第4号】

道民の意向の把握につきましては、パブリックコメントのほか、企業、関係団体へのアンケート調査や個別ヒアリング調査など様々な手法があり、こうした観点から、各部局においては、調査の対象範囲や実施時期、手法などを勘案し、道民意識調査の活用是非を判断しているところでございます。

特定放射性廃棄物の最終処分場の選定につきましては、担当部局から、今年度の道民意識調査の項目として希望がなかったものでございます。

○中川浩利委員 担当部局からの希望のあるなしだけで判断するというのは、今後やめていただきたいかなど。大事なものというのは、それぞれあるというふうに思います。例えば、経年的に調査して押さえておかなきゃならないことについては、いろいろ調整もされているというふうに伺っていますから、本当に本道にとって必要なことについては、部から要望が上がってこなかったとしてもやっていただきたい、そして、その検証もしていただきたいというふうに思います。

それで、年に1回が基本の住民意識調査ではありますけれども、やっぱり、役割が大変大きいというふうに思っています。もっと調査項目そのものを増やすことを検討すべきです。

令和3年度についても、各部から十何項目の要望が上がってきて、五つに絞られたというふうにも伺っております。これは質問本数に限界がありますから、これは1500サンプルでやっていますけれども、1グループだけではなくて、2グループでやるとか、それにしたって200万円が400万円になるという事業規模の話でございます。

ですから、これは、回収率を上げるとか、いろんな細かい取組もありますけれども、もっと拡充していく、そのようにしていただきたいというふうに思いますけれども、見解を伺います。

○武田浩光副委員長 知事室次長飯田滋君。

○飯田知事室次長 道民意識調査の手法などについてであります。道では、道民意識調査において、調査の信頼性確保を前提に、費用対効果の観点から、これまでも、回答率向上に向けた分かりやすい設問の作成や、郵送に加えて、ウェブを活用した回答方式の追加など、段階的に改善を図ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、より効果的な調査の実施に向けて、各部局の調査ニーズの把握や必要なテーマの選定、さらには、調査方法の見直しなど、北海道広報広聴推進会議といった外部の有識者の御意見や他県の事例も参考にしながら、引き続き、改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中川浩利委員 最後の質問になりますけれども、調査項目の決定に際しては、知事もよく口にしています、道民の皆様代表である道議会での御議論を踏まえていくといった言葉どおり、各議員の皆さんからの指摘もしっかりと踏まえて、課題設定を行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

先ほど例示した課題のほかに、今日的な課題としては、例えば、物価高騰による道民生活への影響がどうなのかとか、オリパラに対する道民の考え方はどうなのかとか、メディアの調査はそれはそれであって参考としつつも、道としてもしっかりと把握をした上で、今後の政策に反映さ

せるべきこととあります。

本来は令和4年度の調査で行われるべきであったと考えますが、残念ながらそうはなっておりません。より充実した調査となるように、今後は、議会議論なども踏まえて調査項目を決定する仕組みとするよう求めますが、最後に見解を伺います。

○飯田知事室次長 道民意識調査についてであります。より実効性の高い政策展開を図っていくためには、様々な政策分野において、客観的なデータや根拠を把握し、それらを政策に反映させていくことが必要と考えておりました。道民意識調査は、このための重要な手法の一つと認識しております。

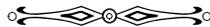
道といたしましては、今後とも、道民意識調査の実施に当たっては、様々な行政課題について、重要性や緊急性などに関する議会等での御議論や、本調査として実施する必要性などの観点から、担当部局とも十分に協議の上、調査項目を選定するなど、道民の皆様の意向の適切な把握と道政への反映に努めてまいります。

○中川浩利委員 この項目についても、知事に直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願ひし、私の質問を終わります。

○武田浩光副委員長 中川委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時49分休憩



午後4時10分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。

星克明君。

○星克明委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、デジタル人材の確保についてであります。

デジタルワークなど働き方の多様化や、遠隔教育、遠隔医療をはじめ、社会の様々な場面でデジタル技術が活用され、デジタル化が急速に進んでいる一方、デジタル人材は、質、量ともに不足していると言われており、地域での人材確保がますます厳しさを増しているところであります。

そうした中、デジタル人材の確保は、道庁をはじめ、地域全体の課題となっており、道においても、令和4年3月には、「Smart道庁の推進に向けたデジタル化取組方針」を策定し、「デジタル人材の育成・確保等」を取組方針の3本柱の一つとして位置づけております。

また、北海道職員のデジタル人材の育成に関する計画の案では、高度な技術を持つ外部人材の活用や確保が重要な位置づけを与えられているところであります。

そこで、外部のデジタル人材の活用等について、以下、伺ってまいります。

【第1分科会 11月9日 第4号】

まず、外部人材の活用状況についてであります。

道庁の様々な取組のデジタル化を進めるためには、それを担う高度なデジタル人材を外部から招き入れるなどして活用する必要があるとございます。

道のデジタル分野における外部人材の昨年度までの活用状況について、まず、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 デジタルトランスフォーメーション推進課長小林靖幸君。

○小林デジタルトランスフォーメーション推進課長 外部人材の活用状況についてでございますが、デジタル技術の導入、活用を進め、道の業務の効率化や行政サービスの向上を図るためには、内部での人材育成はもとより、デジタルに関し、高い知識、技術を持つ人材を外部から確保していくことも重要です。

このため、昨年度は、特別職非常勤として、デジタル技術に精通し、国の政策にも助言等を行っている慶應義塾大学の村井純教授を顧問に任命したほか、一般任期付職員として、主幹級のデジタル推進幹を1名採用するとともに、ICT関連企業から職員の派遣の受入れも1名行っておりまして、それぞれ専門性を生かし、デジタル化の推進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○星克明委員 今回策定されるデジタル人材の育成に関する計画でも、高度な知識、技術を身につけたデジタル人材の確保に取り組むものとされております。

効果的に進めるためには、これまでの実績や成果をしっかりと踏まえる必要があります。

任期付職員や企業からの派遣受入れによる成果について、どのように認識しているのか、お伺いいたします。

○小林デジタルトランスフォーメーション推進課長 これまでの成果などについてでございますが、任期付職員であるデジタル推進幹は、市町村のデジタル化支援業務として、行政のオンライン化やシステムの標準化、共同化を担当しており、DX推進計画の策定に関する助言や相談対応などを行い、市町村のデジタル化を促進しているところでございます。

また、ICT関連企業からの派遣職員は、ドローンをはじめとした新技術の活用や、道庁内のデジタル人材の育成に向けた施策の立案などに、その専門性を生かして取り組んでいるところでございます。

いずれも、一般の道職員にはないノウハウやスキルを有しており、本道のデジタル化の推進に一定の役割を果たしていると認識してございます。

以上でございます。

○星克明委員 デジタル分野では、ノウハウを有する民間企業との連携は、非常に有効なものと考えているところであります。

ほっかいどう応援団会議の参加企業にも、デジタル関連企業も多く見られ、企業の支援により様々な課題解決が期待されるところであります。

今後も民間のデジタル人材を活用した取組を積極的に進めていくべきと考えますが、今後どの

ように取り組んでいくお考えなのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 次世代社会戦略局長所健一郎君。

○所次世代社会戦略局長 民間企業の人材の活用についてでございますが、様々な分野で官民連携の取組が進む中、専門性が高く、また、変化の速いデジタル分野におきましては、最新のICT技術を持ち、行政とは異なる視点から提案のできる民間人材の活用は、今後ますます重要になるものと認識をしております。

このため、道では、これまでの取組に加えまして、ICT関連企業の協力を得て、専門的見地から各部局の相談に対応する相談窓口を新たに設置することを検討しております。今後、試行を踏まえまして、運営方法などを検証の上、本格実施へとつなげていく考えでございます。

道といたしましては、こうした官民連携の取組を通じまして、デジタル技術の導入、活用を効果的に進めてまいります。

○星克明委員 今後、デジタル人材の育成に関する計画の着実な推進に向け、特に、当面の間、人材育成・確保の方向性として、このような外部人材の確保は重要な位置づけになってくるものと考えるところであります。

外部人材の確保に関する今後の対応についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 総合政策部次世代社会戦略監中村昌彦君。

○中村総合政策部次世代社会戦略監 外部人材の確保に向けた今後の対応についてでございますが、あらゆる分野でデジタルの活用が求められる中、道としても、DXを牽引するための高度なデジタル人材が不可欠となっております。

庁内での人材の育成には一定の時間を要し、また、技術の変化も極めて速いことから、今年度よりスタートする道職員のデジタル人材育成計画においても、外部のデジタル人材の確保を併せて進めていくこととしております。

道といたしましては、引き続き、高度な知識や技術を有する人材の任用や派遣の受入れなどを行うとともに、民間企業の人材を活用した相談体制の整備も進めるなど、今後も、様々な手法を検討しながら、民間の持つ知見を最大限に活用し、本道のデジタル化を一層推進してまいります。

○星克明委員 今の答弁で、例えば、道職員の方にはないノウハウやスキルを有し、行政とは異なる視点から提案できると、外部人材の方を評価されているわけですがけれども、外部人材の活用を否定するものではなく、本当に歓迎するところでございますが、私は、道職員の方のポテンシャルは本当に高いと思うのですよ。ですから、今、計画されているデジタル人材育成計画では、ぜひ、スピード感を持って対応していただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、庁内業務のデジタル化についてであります。

道では、本年3月に、第3期の「Smart道庁の推進に向けたデジタル化取組方針」を策定し、庁内業務のデジタル化に向けた取組を一層進めることとしております。

【第1分科会 11月9日 第4号】

そこで、庁内業務のデジタル化に関し、以下、数点伺ってまいります。

まず、スマート道庁がスタートした令和元年度以降、道庁の業務効率化のため、ICTツールの導入を進めているところであります。

具体的にどのようなツールをどのような業務に導入してきているのか、まず、導入状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 情報政策課長鈴木昭弘君。

○鈴木情報政策課長 ICTツールの導入状況についてでございますが、道では、令和元年度以降、定型的な事務処理等を自動化するRPAのほか、全庁で共有しているファイルを検索できる全文検索システム、会議や打合せを録音した音声データをテキストデータに変換する会議録等作成システム、複数職員で共有する台帳などのデータベースを簡単に作成できる統合汎用台帳システム、よくある問合せ等に自動応答するAIチャットボット、スキャナーで読み取ったデータから文字情報等を抽出するAI-OCRといった、計6件のICTツールをこれまで導入してまいりました。

こうしたツールにつきまして、例えば、昨年度、RPAにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る疫学調査票の作成など19業務で、AIチャットボットについては、職員等採用試験の情報提供など7業務で新たに導入をしたところでございまして、順次、利用される業務が増えてきております。

○星克明委員 ICTツールを導入して業務の省力化や効率化を図ることは、極めて重要であります。そのことが道民にとって具体的にどのようなメリットをもたらすのかという視点も重要であると考えます。

道は、ICTツール活用の意義について、どのように認識をされているのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 ICT推進担当局長西本佳史君。

○西本ICT推進担当局長 ICTツールの活用の意義についてでございますが、ICTツールは、専用のシステム開発と比較しまして、高度な知識や豊富な経験がなくても、低コスト、短時間でアプリケーションの作成や修正を行うことができますことから、迅速かつ柔軟な道民サービスの提供につながるものと考えております。

例えば、先般の新型コロナ陽性者登録センター設置の際には、検査キット配付希望者の申請受付、それから、結果が陽性であった方からの登録受付、さらには、受付後の事務処理につきまして、先ほど御紹介いたしましたRPAや統合汎用台帳システムなどのICTツールを組み合わせることで活用することにより、専門の事業者に委託した場合には、入札なども含めれば数か月間を要するところ、2週間程度でシステムを構築することができたところであります。

○星克明委員 これまで、約3か年にわたって、計画的にICTツールの導入を進めてきているとのことですが、これまでにどのような課題が見えてきているのか、お伺いいたします。

○鈴木情報政策課長 ICTツール導入の課題についてでございますが、道では、これまで、I

ICTツールを比較的単純な業務で活用してきたところですが、複数のICTツールが必要な複雑な業務におきましては、活用に向けたさらなる工夫が必要であるというふうに考えております。

こうした業務においては、ICTツールや業務に関する理解に加えて、業務プロセスの見直しに関する専門的な知見も必要となりますことから、業務を所管する各部局において、担当者のみでICTツールを活用した複雑な業務改善を図ることは難しい面もございますので、活用に向けた組織的な支援体制が必要であると考えております。

○**星克明委員** 道庁の業務のデジタル化を進めることで、今後どのように道民サービスの向上につなげていく考えなのか、お伺いいたします。

○**中村総合政策部次世代社会戦略監** 今後のデジタル化の取組についてでございますが、暮らしや経済の様々な分野でデジタル技術の活用が進む中、道においても、今後、庁内の各部局が、ICTツールの導入などを通じて、一層の業務改善を図っていく必要があると認識しております。

このため、次世代社会戦略局が中心となり、外部の専門的な知見も活用しながら、具体的な改善策を担当部局と共に検討するなど、より効果的なサポート体制づくりに努めてまいります。

また、スマート道庁の推進に重要な役割を持つ公用スマホにつきましては、年内をめどに、チャット機能や電話帳登録の簡略化といった新たな機能を追加するなど、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

こうした業務のデジタル化により、電子申請やキャッシュレス化の推進など、道民の利便性の向上につながる取組を実施することや、業務の効率化、省力化で新たな時間を生み出すことなどにより、道民の皆様が実感できるような行政サービスの質の向上につなげてまいります。

○**星克明委員** デジタル化についてでございますが、まず、職員の皆さんの研修体制をしっかりとやっていくこと、そして、その研修の中で、例えば、実践的に何らかのアプリを作成してみるとかというのが、やはり、スキルアップ、ボトムアップになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、今の御答弁にありました公用スマホに関しては、先般、新聞でも若干批判めいたことが載っておりましたが、先進的に道として導入された公用スマホは、さらなる活用等、まだまだ拡大できると思うのですよね。

職員の方からアイデアを募集するだとか、あとは、広く公募することとかも考えて、今後、本当に有効に活用していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、交通事業者利用促進支援事業など、昨年度に取り組んだ様々な交通政策について、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、JRの維持困難線区に関する認識等についてお伺いをいたします。

先日、JRが単独では維持困難とする道内8線区沿線の取組を国が検証するアクションプラン検証報告会が開催されました。

報告会終了後の記者会見で、国土交通省の鉄道事業課長からは、令和5年度の総括的な検証を見据えた上で、JRの維持困難線区においては、国が検討している実証事業を活用しながら徹底

的な取組を行うよう、強い期待感が示されておりました。

こうした発言の背景には、地域の熱意ある様々な利用促進策を推進しても、アクションプランに掲げる基本的数値目標がこれらの線区で達成できなかったという現実を直視しながらも、北海道の鉄道が有する価値を見詰め直し、改めて利用促進を中心とする地域目線からの徹底的な取組を期待したいとの国の考えがあったのではないかと考えるところであります。

道は、国が発出した監督命令以降の地域の取組にどのような認識を持っており、今後の取組に対して、どのような役割を果たしていくお考えなのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 鉄道企画担当課長佐藤寿志君。

○佐藤鉄道企画担当課長 鉄道に関しまして、地域の取組などについてでございますが、宗谷線や石北線など、いわゆる黄線区の沿線地域では、北海道交通政策総合指針における各線区の方向性を踏まえつつ、JRに対する国の監督命令に基づきまして、利用促進やコスト削減の取組をJRと共に進めておりました、つい先日、10月30日ですが、釧網線におきまして、自転車折り畳まずにそのまま列車内に積み込む形でのサイクルトレインのモニターツアーが実施されるなど、需要の創出を目指した新たな取組も見られるところでございます。

また、道といたしましても、地域の皆様の理解と協力をいただき、鉄道の利用促進に資する設備投資に対する地域独自の支援や、観光列車としても活用可能な車両の導入に対する支援のほか、鉄道活性化協議会を通じまして、北海道高速鉄道株式会社が取得しました多目的特急車両のラベンダー編成を活用した、宗谷線、石北線でのキャンペーンですとか、首都圏でのプロモーションの実施など、全道的な鉄道の利用促進に取り組んでいるところでございます。

こうしたことを踏まえますと、道といたしましては、コロナ禍が長引く中であって、線区ごとのアクションプランに掲げる数値目標の達成には至らなかったものの、JRと地域が一体となって、路線の維持・活性化に向けて懸命に取り組んでいるものと認識をしております。

こうした中、国におきましては、有識者検討会の提言を踏まえて、地域公共交通の再構築のために地域が行う実証事業を支援するために必要な予算の検討が進められているところでございまして、道といたしましては、今般、鉄道事業課長が述べられた期待を十分受け止めるとともに、国の予算も活用した各線区における実証事業の実施を念頭に置きまして、各線区の取組を一層強化しつつ、令和5年度に行われる総括的な検証に向けて、沿線自治体と協議を進めていく考えでございます。

以上でございます。

○星克明委員 ぜひ、しっかりと御対応をお願いしたいと思います。

次に、交通事業者利用促進支援事業についてであります。

コロナ禍における公共交通の利用者減少は、JR北海道をはじめとする公共交通事業者の経営環境の悪化にとどまらず、将来にわたる交通体系の維持さえ不安視せざるを得ない状況を招いております。

こうした状況は、道内に限らず、全国的な傾向であり、この間、国は、補正予算に盛り込まれ

た地方創生臨時交付金を地域に交付することによって、様々な支援が可能となるよう最大限の対応を行ってきたところでございます。

道は、この臨時交付金を活用し、一昨年度から、交通事業者利用促進支援事業、いわゆる「ぐるっと北海道」を展開し、失われた交通需要の回復に取り組んできたところであります。

事業期間中には、新型コロナウイルスの新規感染者数の増加や感染拡大の防止のため、幾度も販売の中断を余儀なくされたと聞いておりますが、今年度に入ってから、政府における行動制限もなく、この「ぐるっと北海道」の販売が堅調であったとのこととあります。

道は、「ぐるっと北海道」の推進によって、各交通機関の利用者動向にどのような変化が見られ、その結果についてどのような認識を持たれているのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 公共交通支援担当課長小林達也君。

○小林公共交通支援担当課長 「ぐるっと北海道」についてであります。本事業は、令和2年7月の事業開始以降、感染拡大により、令和2年12月28日から令和3年10月31日までの間と、令和4年1月27日から令和4年3月21日までのおよそ1年弱の販売休止はあったものの、「北海道スタイル」の実践を働きかけながら、本年9月末までの約2年間において、販売総数で約56万セット、販売売上額で約75億円の販売実績を上げております。

こうした中、JR北海道の道内6日間周遊パスや、北海道ハイヤー協会の割引クーポンが、予定していた販売期間の終了前に完売するなど、想定を上回る好調な販売となったことで、各交通事業者が期待していた交通需要の喚起に一定の役割を果たしたものと認識しております。

また、公共交通機関の利用状況としては、コロナ禍前の令和元年度と比較した直近の乗車率が、JR北海道で71.2%、バスで78.3%まで堅調に推移していますが、インバウンドをはじめとする道外からの観光需要が十分に回復していないこともあり、コロナ禍前の水準には達していない状況にあるものと認識しております。

○星克明委員 国の補正予算を活用することによって、「ぐるっと北海道」の実現や持続性が確保され、その成果として、交通需要の回復はもとより、交通事業者の収支改善といった効果をもたらしていることは明らかであります。

道は、交通環境を取り巻く厳しい現状を踏まえ、道民の暮らしや産業に不可欠な公共交通の利用促進をさらに加速させ、着実な施策展開を図る必要があると考えますが、今後の見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 公共交通の需要喚起についてでございますが、長引くコロナ禍の影響によって、いまだ利用者の回復が十分とは言えない中、「ぐるっと北海道」による割引乗車券を販売している交通事業者の方々からは、本事業による一定の効果があったという一方、需要回復に向けた人の動きを確実なものにするためには、引き続き、同様の取組を推進することが必要といった多くの声を頂いているところでございます。

道といたしましては、今般の施策展開により利用者の回復が見られた交通事業者からの声をし

【第1分科会 11月9日 第4号】

っかり受け止めつつ、本道における様々な公共交通の利用促進によって、日常の利用をはじめとする底堅い交通需要が着実に回復するよう、その利用者の推移や国による経済対策の動向などを踏まえながら、引き続き、事業者の皆様と一体となって、知恵と工夫を凝らした様々な取組を展開してまいります。

○星克明委員 公共交通利用促進事業については、このコロナ禍の中で、国内需要をメインとしたところで一定程度の成果があったものと理解させていただきました。

今、御答弁のありましたとおり、ぜひとも、今後とも知恵と工夫で利用者の皆さんの期待に応えていていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地域公共交通計画についてお伺いをいたします。

この計画は、令和2年度の地域公共交通活性化再生法の改正により、地方公共団体による策定が努力義務化され、道内においては、昨年度に、後志、北空知の2地域、そして、本年度には、上川やオホーツク、十勝など、7地域において、広域エリアでの法定協議会が設置され、策定作業が進められているところであります。

策定された計画の内容等を見ますと、地域交通を支える上で重要な役割を担ってきたバスを中心とする交通体系が描かれておりますが、他方、地域においては、市町村単位での計画策定も行われているところであります。

地域公共交通計画の策定支援も担っている道として、現在進められている計画の策定状況をどのように認識されており、今後どのように対応していくお考えなのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 地域交通計画担当課長千代紳君。

○千代地域交通計画担当課長 地域公共交通計画の策定についてでございますが、広域分散型社会を形成する本道におきましては、人口規模や輸送資源の有無などにより、様々な交通環境があるものと認識しております。

このため、市町村が単独で策定した地域公共交通計画におきましては、主として、住民に最も身近な輸送手段を活用した域内の移動ニーズを確保するといった観点から、計画が策定されているものと承知しております。

一方、通院や通学といった市町村の範囲を超える広域的な移動実態も見られる地域におきましては、こうした移動ニーズに応える方向性を示していくことが必要でありますことから、複数の自治体などで構成する協議会を設置し、広域的なバスルートなどを網羅的に位置づける地域公共交通計画の策定を推進しているところでございます。

道では、市町村が単独で策定した計画と広域的な計画の整合性が図られることが重要と考えており、それぞれの計画が相互に補完することによりまして、地域住民の方々における利便性の確保はもとより、北海道交通政策総合指針に掲げる、より広範な交通ネットワーク形成圏が構築できるよう、幅広い施策展開に取り組んでいく考えでございます。

○星克明委員 11月6日に、後志地域における北海道新幹線の並行在来線後志ブロック会議が開催されました。

この会議では、鉄道に代わるこれからの地域交通の方向性として、バスによる交通体系の構築が検討されておりますが、後志地域では、既に地域公共交通計画が策定されており、この並行在来線の検討と地域公共交通計画との関係性が地域住民から見て分かりづらいものとなっている可能性があります。

法定協議会が策定した地域公共交通計画は、地域にとって重要な位置づけを与えられるものであることを考えれば、並行在来線の地域協議で代替交通が確定しつつある今の段階において、地域交通のマスタープランである地域公共交通計画との整合性を図っていく必要があるものと考えます。

並行在来線に関する議論が進められている後志地域における地域公共交通計画の見直し等について、道としてどのように対応していくお考えなのか、お伺いいたします。

○千葉交通政策局長 後志地域における公共交通計画についてでございますが、後志地域公共交通計画は、住民の方々の生活や観光などを支える持続可能な交通体系の構築に向けた今後5年間の後志地域における交通政策のマスタープランとして、本年7月に策定したところでございます。

一方、並行在来線後志ブロック会議におきましては、この計画の策定と同時期に、長万部から小樽間の鉄道に代わるバスルートなど、新たな交通体系の在り方について、速達性や利便性の確保といった観点を優先しつつ、様々な検討が深められているところでございます。

道といたしましては、こうした新たな交通体系の構築に向けた取組が円滑に進むよう、今後、法定協議会において、計画の意義や内容が地域の皆様にとって分かりやすい地域公共交通計画となるよう、住民ニーズを踏まえつつ、不断に見直しを行うなど、柔軟な対応を図りながら、より持続性の高い地域交通の確保に向けて、関係者間で連携した取組を進めてまいります。

○星克明委員 ぜひ、地域の皆さんのニーズに対応していただきたいと思います。

次に、北海道の物流についてであります。

道は、物流事業者や関係団体で構成される北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループで、北海道における安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けた検討を令和3年度の持続的物流体制構築検討事業の一環として実施し、本年5月に検討報告書を取りまとめております。

道では、昨年度までの取組を踏まえ、今後、北海道交通政策総合指針とともに、この検討報告書に示された検討の視点や具体的な方策に基づいて、持続的な物流の確保に向けて取組を進めていくものと考えますが、以下、北海道の物流について伺ってまいります。

まず、北海道物流の中核を担っているトラック輸送においては、ドライバーの不足や、今後導入される時間外労働の上限規制による輸送力の確保などの課題に加えて、燃料価格の高騰など、事業者を取り巻く環境は厳しくなっているものと認識をしております。

検討報告書においては、対応が必要な方策として、鉄道やトラックといった輸送モード間の連携強化や人材の確保育成が位置づけられておりますが、昨年度においてどのような取組を進めてきたのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 物流企画担当課長白戸則幸君。

○白戸物流企画担当課長 トラック輸送の取組についてでございますが、道では、これまで、北海道運輸局や宅配事業者と共に、地域物流効率化検討会議を設置し、中継輸送や共同輸送などの検討を進めてきたところでございまして、昨年度は、取組のさらなる拡大に向けて意見交換を行いましたほか、トラック協会と連携して、運送事業者に対するアンケート調査を行い、中継輸送、共同輸送の実施状況や、実施に当たっての課題などを把握したところでございます。

また、人材の確保育成に向けましては、国やトラック協会などの関係者と一体となりまして、大型免許の取得に対する助成を行いましたほか、荷主や運送事業者に対しまして、取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの普及などを進めてきたところでございます。

以上でございます。

○星克明委員 私は、たまたま昨夜のテレビ番組でトラック輸送の特集をやっているのを見ただけですけども、本当にトラックによる物流についての様々な問題を認識させていただきました。道内において、ドライバーに優しい就業環境がつくられれば、逆に、北海道のドライバー不足の中で、道内にトラックドライバーを呼び込むようなことも可能ではないかと思っておりますので、ぜひとも、荷主や運送事業者さんと、しっかりとそのような環境づくりに向けて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、北海道と本州間の物流において本当に重要な役割を担っている鉄道貨物輸送については、これまでの議会議論の中で、その重要性や関係者による協議の必要性などについて、様々な御答弁をいただいているところでありますが、現在の状況を含めて、改めて、道として、鉄道貨物輸送についてどのように取り組んでいくお考えなのか、お伺ひいたします。

○白戸物流企画担当課長 鉄道貨物輸送についてでございますが、道では、昨年度、物流対策ワーキンググループにおきまして、鉄道貨物輸送の実態や災害時の代替輸送方法などについて議論を行い、必要な設備の増強やモーダルシフトのさらなる推進など、鉄道貨物輸送の強化に必要な方策を取りまとめたところでございます。

また、北海道と本州間の鉄道貨物輸送の維持に向けましては、先般、国、道、JR貨物、JR北海道の実務者レベルで、論点整理のための意見交換を開始したところでございまして、今後、必要な条件や課題の整理などを行っていくことを確認したところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係者と一層の連携を図りながら、持続可能な鉄道貨物ネットワークの維持に向けまして、必要な議論を行っていきますとともに、トラック輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトの推進や、鉄道と船舶が連携した災害時の代替輸送の確保などに取り組んでまいります。

以上でございます。

○星克明委員 物流は、道内外の経済活動はもとより、道民の暮らしを支える重要な社会インフラであり、トラック輸送や鉄道貨物輸送など、安定的な物流の確保に向けた取組が不可欠でございますが、検討報告書にもあるように、中長期的な道内産業の動向などを見通しながら検討してい

く必要があるものと考えるところであります。

本道の物流に対する道の認識をお伺いするとともに、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 物流担当局長野口正浩君。

○野口物流担当局長 今後の取組などについてであります。本道の物流を持続的に確保していくためには、物流を取り巻く環境の変化を見通しつつ、トラックや鉄道、船舶など、それぞれの輸送手段の維持や強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、道といたしましては、今年度、将来的な輸送品目や輸送量などについて調査を行うとともに、引き続き、物流対策ワーキンググループなどで必要な対策について議論しながら、物流事業者や荷主、関係団体、行政が一体となって、共同輸送などのトラック輸送の効率化に向けた取組や、災害時の代替輸送の確保、モーダルシフトの推進など、様々な情勢の変化に対応した物流ネットワークの形成に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○星克明委員 本道は、御存じのとおり、広域分散型であること、積雪寒冷地であること、そして産業構造の違いなど、様々な課題を抱えているところではありますが、ぜひ、北海道にふさわしい物流の形というものを構築していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、北海道管理空港における脱炭素化についてであります。

道では、昨年度から、道が管理する空港における航空灯火のLED化を進めていると聞いておりますが、まず、事業の実施状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 空港港湾担当課長表谷吉恭君。

○表谷空港港湾担当課長 LED化事業の実施状況についてでございますが、夜間や視界不良時における目視のための施設であります航空灯火につきましては、国際基準に対応するため、令和12年度までのLED化を国から求められており、道では、昨年度から道管理空港のLED化に着手しております。

事業の実施に当たりましては、当該施設の老朽化の程度や事業の平準化等を考慮し、昨年度は、紋別空港において、国庫補助事業採択に向けた基礎資料を作成するため、1105万5000円を執行し、基本計画を策定したところでございます。

以上です。

○星克明委員 航空灯火のLED化は、空港の安定運用はもちろん、脱炭素の観点からも、離島を含めて、全ての空港において着実に進めていく必要があると考えるところであります。

今後、道としてどのように取り組んでいかれるお考えなのか、お伺いいたします。

○表谷空港港湾担当課長 LED化の推進についてでございますが、道では、令和2年度に、空港別、年次別の整備目標を立て、国が求めている令和12年度までのLED化に取り組んでいるところです。

【第1分科会 11月9日 第4号】

空港別では、昨年度、基本計画を策定した紋別空港におきまして、現在、詳細設計を実施中であり、今後、工事に向けた調整を進めていくほか、利尻空港についても、本年度、基本計画の策定を進めており、来年度以降に詳細設計を実施し、工事に着手する予定としております。

また、中標津空港、奥尻空港につきましても、令和5年度以降、同様の手順で、順次、LED化に取り組むこととしておりますが、女満別空港につきましても、運営を委託している北海道エアポートにおきまして、来年度に基本計画の策定に着手する予定となっており、令和12年度までに全ての道管理空港でLED化が完了する予定となっております。

以上です。

○**星克明委員** 国では、空港の温室効果ガス排出量削減として、2030年度までに各空港で46%以上の削減を目標に掲げております。

道は、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組として、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で48%の削減を目指すとともに、道有施設については、50%の削減目標を掲げております。

今後、空港の脱炭素化に向けて、どのように取り組んでいくお考えなのか、お伺いいたします。

○**久保秋雄太委員長** 航空港湾局長清水茂男君。

○**清水航空港湾局長** 空港の脱炭素化に向けた今後の取組についてでございますが、国は、航空分野の脱炭素化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本年6月に航空法等を改正し、国が実施すべき施策や関係者が講ずべき措置などを定めた航空脱炭素化推進基本方針を策定することとしております。

このため、道では、こうした国の動向を注視しつつ、全国の自治体をはじめ、空港関係者などと情報共有を行いながら、必要な情報収集に努めてきたところでございます。

道といたしましては、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、今後とも、地元自治体をはじめ、航空会社、電力会社、空港管理者などと連携を図りつつ、航空灯火のLED化など、空港施設の省エネルギー化を進めるとともに、規模や立地など各空港の特性をしっかりと把握した上で、再生可能エネルギーの導入などについても検討してまいります。

○**星克明委員** 空港においても、今後、様々な分野でのカーボンニュートラルの取組が進められていくものと思いますので、ぜひ、継続的な対応をお願い申し上げたいと思います。

なお、この交通政策に関しては、多くの課題がございますので、改めて知事の考えをお伺いしたいと思います。委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○**久保秋雄太委員長** 星委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。須田靖子君。

○**須田靖子委員** それでは、通告に従いまして、質問してまいります。

ふるさと納税と企業版ふるさと納税について、収入増の観点で質問してまいります。

まず、市町村のふるさと納税についてですが、地域振興の貴重な財源として、自治体は、税の確保に力を注いでいます。

しかし、近年は、返礼品の価格の上昇、また、地場の物品と無関係なものが送られたりと批判が出始めて、法改正されているところです。

2022年の総務省の発表では、道内のふるさと納税ランキングの1位は紋別市で約153億円、2位が根室市で約146億円、3位は白糠町で125億円となっております。非常に驚異的な金額と考えますが、この地域の返礼品の魅力のほかには、どのような手法で寄附額を確保しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 財政担当課長森越誠君。

○森越財政担当課長 ふるさと納税に係る市町村の取組についてでございますが、これまでにより多くの寄附額を確保している道内の市町村におきましては、新たな返礼品の開発や取扱品目の拡充に加え、複数のポータルサイトでのPRの実施、また、寄附者が参加するイベントの開催や寄附金の使途の公表、メールマガジンなどの活用による寄附者との交流といった、寄附受入れ後のフォローアップなどに取り組んでいるところでございます。

○須田靖子委員 PRやイベントの開催ということも行っておりますが、やはり、フォローアップというのは大変重要なことではないかと思えます。寄附された方とのいろいろな交流といったフォローアップに取り組むというのは本当に重要なことではないかと思えます。

続いて、道のふるさと納税についてですが、道に寄附するふるさと納税は、2016年は278万円、2021年は2億4000万円と、地方自治体の納税額と比較すると、80位という金額となっております。

振興局の独自事業や地域振興の貴重な財源となるよう、寄附の増収を図ることが求められます。自治体の取組を参考に対策を練ることも必要ですが、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 官民連携推進室参事福山琢也君。

○福山官民連携推進室参事 道のふるさと納税についてでございますが、道では、これまで、コロナ禍で大きな影響を受けている地域経済の活性化に向け、返礼品に農産品や旅行クーポンを令和3年度から追加し、需要喚起につなげるとともに、首都圏での北海道物産展などのイベントに加え、ポータルサイトやSNSなどを活用し、道や道内市町村のふるさと納税の積極的なPRに取り組んでまいりました。

道といたしましては、こうした取組を今後も着実に推進するとともに、広域自治体として道内市町村にも効果が波及するよう、市町村と連携し、道や市町村の返礼品の魅力はもとより、実際に寄附を活用した取組の紹介など、様々な機会を捉え、情報発信に努めてまいります。

○須田靖子委員 今の答弁でも情報発信に努めるとおっしゃっておられましたが、先ほどもお話ししたように、交流やフォローアップを図ることで、リピーターの方も増え、そして、自然と道へのふるさと納税額が増えてくると思えます。また、道独自の取組も必要と考えます。

続いて、企業版ふるさと納税についてですが、地方創生応援税制——企業版ふるさと納税

【第1分科会 11月9日 第4号】

は、納税先の自治体には有利でありますけれども、納税元の企業のある地元自治体には減税の仕組みであり、納税元の自治体にとっては不利な制度ではないかと考えます。

2021年度の道への企業版ふるさと納税額は、道内市町村へは38億円、道へは8700万円と開きがあります。

道内企業が他県への寄附を抑えて、全国の企業が北海道への納税を増やすことが求められますが、どう対策をするのか、伺います。

○福山官民連携推進室参事 企業版ふるさと納税の促進についてでございますが、道では、知事や市町村長が応援団参加企業等へ直接、支援を呼びかける、ほっかいどう応援セミナーを開催するほか、ポータルサイトやSNS等を活用した情報発信を行うなど、様々な機会を通じて協力や連携を働きかけてきたところでございます。

また、今年度は、企業版ふるさと納税制度につきまして、金銭による寄附に人材派遣がセットになった新たな制度を活用し、食品卸売企業から人材を受け入れたところでございます。

今後も、こうした取組はもとより、共感を得られるような道や市町村のプロジェクトを分野別に取りまとめ、応援セミナーや企業における各種会合のほか、個別の企業へのアプローチに活用するなど、効果的な情報発信や提案を行い、より多くの企業の皆様から御支援をいただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○須田靖子委員 新たな制度を活用して取り組んでいくと答弁がありましたが、新しい取組をどんどん取り入れて、展開を図っていただきたいと思えます。

道のふるさと納税、企業版ふるさと納税は、工夫によっては、直接、道の収入増につながっていきますので、このことは知事にも直接お聞きしたいと思えます。委員長の取り計らいをお願いいたします。

最後に、道庁のデジタル化についてです。

先ほども質問されておりましたが、コロナ感染症の感染拡大で、テレワークへの働き方が見直され、導入する企業が増えてきております。道でも、自宅や出先で働くテレワークを進めようとしております。

スマート道庁の一環で、業務効率化を図る目的で行われ、今年4月に全職員1万6000人を対象にスマホを貸与しました。

事業費は、スマホ購入代や回線設置、セキュリティー整備など、25億8000万円で、全額、国の新型コロナウイルス対策の地方創生臨時交付金を充てております。

しかし、公用スマホは、公用パソコンで使える業務用のチャット機能が導入できていない、また、内線電話としても使えないなど、機能に大変不満があり、非常に使い勝手が悪いと報道されております。

導入された公用スマホが使われていないということがないよう、無駄にしないよう、どのように対策するのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 情報基盤担当課長守山英男君。

○守山情報基盤担当課長 公用スマホの活用についてでございますが、公用スマホは、職員の働き方改革やコロナ禍における業務継続を図る観点から、スマホを介して職場のパソコンを道庁のネットワークにつなげることにより、全職員がテレワークを実施できる環境を整えることを主な目的として整備したものでございます。

また、公用スマホ単体でも活用ができるよう、内線電話機能を付加するとともに、スマホで写真撮影したデータ等を安全にパソコンに取り込めるような機能を追加するなど、これまでも、順次、機能向上に取り組んできたところでございます。

今後は、年内をめどに、チャット機能や電話帳登録の簡略化といった新たな機能を追加するなど、さらなる利便性の向上を図り、一層の活用の促進に取り組んでまいります。

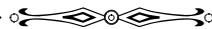
○須田靖子委員 これから日常的に公用スマホを使っていくわけですが、さらに使い勝手がよくなるよう、職員さんの声を聞きながら、これからも取り組んでいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○久保秋雄太委員長 須田委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後5時8分休憩



午後5時9分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑の続行であります。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、日もすっかり沈んでしまいましたが、通告しておりますので、順次質問させていただきます。

初めに、交通政策についてであります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、失われた交通需要の回復に向けた対応については、これまでも機会を見て議論を重ねてきておりますが、道は、この間の交通需要の動向をどう把握、分析し、見極めているのか、交通需要はコロナ禍以前と同水準まで回復しているのか、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 公共交通支援担当課長小林達也君。

○小林公共交通支援担当課長 交通需要の動向についてであります。コロナ禍前の令和元年度と比較した公共交通機関の直近の乗車率は、JR北海道で71.2%、バスで78.3%まで堅調に推移しているところであり、交通事業者からも、道の「ぐるっと北海道」による交通需要の喚起には、一定の効果があったといった声を頂いているところです。

一方、インバウンドをはじめとする道外からの観光需要が十分に回復していないこともあり、

【第1分科会 11月9日 第4号】

公共交通の利用は、コロナ禍前の水準には達していない状況にあるものと認識しております。

○赤根広介委員　そこで、10月から始まった全国旅行支援や入国制限の大幅な緩和により、徐々にインバウンドの姿を本道でも見かけるようになったわけではありますが、「ぐるっと北海道」の販売実績や予算の執行状況について伺います。

○小林公共交通支援担当課長　「ぐるっと北海道」の販売実績についてであります。本事業は、令和2年7月の事業開始以降、感染拡大により、令和2年12月28日から令和3年10月31日までの間と、令和4年1月27日から令和4年3月21日までのおよそ1年弱の販売休止はあったものの、本年9月までの約2年間において、販売総数で約56万セット、販売売上額で約75億円の販売実績を上げているところです。

また、予算の執行状況については、令和2年度予算は、14億円のうち約12億円、令和3年度予算は、22億円のうち約19億円を執行済みであり、今年度予算の11億円についても、各事業者からは、販売は好調であり、配分された事業費をおおむね執行できる見込みとの報告を受けております。

○赤根広介委員　今、交通需要の動向や「ぐるっと北海道」の販売実績を伺いました。

販売が再開されてからも、私もよくJRを利用して地元と行き来していますけれども、最近でも、みどりの窓口に行くと、「ぐるっと北海道」は完売しましたというようなものが出ていたりしますし、地元の交通事業者からも、何とか、さらに予算を増額して、切れ目ない需要喚起策をまだまだ継続していただきたいというお声もじかに頂いているところでもあります。

そこで、交通事業者の経営状況や現状について、どのように把握をしているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長　交通企画課長渡辺和隆君。

○渡辺交通企画課長　交通事業者の状況などについてでございますが、道では、JR北海道をはじめとした交通事業者や関係団体などと、様々な機会を通じ、交通を取り巻く諸課題等の把握に努めてきているところでございます。

事業者や関係団体の方々からは、コロナ禍前の乗車率まで回復していないことや、燃油価格高騰の影響などにより、交通事業者の経営は依然として大変厳しい環境にあるとの声を頂いているところでございます。

○赤根広介委員　今、交通企画課長から、大変厳しい環境にあるという声を頂いているということでしたが、道としてもそういう認識にあるという理解でいいのか、再度伺います。

○渡辺交通企画課長　交通事業者の状況についてでございますが、交通事業者を取り巻く環境というのは、コロナ禍等もございまして、大変厳しい環境にあるというふうに認識してございます。

○赤根広介委員　そこで、目下、本道をはじめ、全国的に感染再拡大の傾向にあり、今日も9545人、北海道でも感染者がいるということでもあります。

一方で、岸田総理は、さきの国会での議論でも、これまでの経験を踏まえながら医療提供体制を充実させていくとして、行動制限などを求めない方針を示しているわけでもあります。

また、先般、閣議決定された政府の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、コロナ禍からの需要回復、地域活性化が掲げられているものの、交通分野に関する記述は、「持続可能性と利便性の高い地域公共交通ネットワークの再構築に向けた取組を支援する」とあるだけでありまして、需要喚起策に当たる具体的な施策は、今のところは見当たらないわけでありまして。

道では、今後の需要喚起策の在り方をどう考えているのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 交通政策局長千葉繁君。

○千葉交通政策局長 今後の需要喚起策についてでございますが、長引くコロナ禍の影響によりまして、いまだ公共交通の利用者の回復が十分とは言えない中、「ぐるっと北海道」による割引乗車券を販売している交通事業者の方々からは、需要回復に向けた人の動きを確実なものにするためには、切れ目なく同様の取組を推進することが必要であるといった声を多数いただいているところでございます。

道といたしましては、こうした各交通事業者の方々からの声をしっかり受け止めつつ、公共交通の利用者の推移や国による経済対策の動向などを踏まえながら、引き続き、事業者の皆様と一体となって、日常利用による交通需要の確保はもとより、今後、観光やビジネスで増加が見込まれる来道者へのPRを積極的に行うなど、交通需要の段階的な回復に向けた各般の施策に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 そこで、当然、国の動向を見ながらということは否定しないのですけれども、先ほど答弁いただいた中で、残念ながら、令和2年度は2億円の執行残となってしまっていて、令和3年度は3億円ということでしたけれども、これは繰り越しているはずなので、まだ本年度も活用できると思うのですよね。

加えて申し上げますと、さきの第3回定例会の最終日で追加補正予算が上がりました新型コロナウイルス感染症及び物価高等への緊急経済対策については、その際の質疑でも指摘しましたが、国の臨時交付金の限度額168億円のうち、145億円しか予算を組んでいないわけで、限度額を23億円も下回っているわけでありまして。

緊急対策なのに限度額を下回るとするのは、今、道庁がいかに機能不全に陥っているかということの一つの表れだと思っております。それはそれとして、せつかく、まだ予算があるのですから、今、まだまだ利用が回復できていない、あるいは、事業者の経営も非常に厳しい状況にあるという認識であるならば、経済対策推進本部会議がおととも開催されたようでは、国の方針に倣って、国に要望を上げて、それがどう反映されているかを確認するという、ある意味、形式的な作業をやっていないで、今、本当に求められている経済対策、どんな対策を打たなきゃいけないのかという本質的な議論を、ぜひ、経済対策推進本部会議などで行ってほしいのですよね。その点、今後どのように取り組むのか、重ねて所見を伺います。

○千葉交通政策局長 「ぐるっと北海道」につきましては、交通需要の喚起に一定の役割を果たしているものと考えておりまして、道としては、現行の割引乗車券の販売状況を注視しながら、

庁内において状況に応じた適切な対応について検討してまいりたいというふうに思っております。

○赤根広介委員 ぜひ、スピード感を持って検討を深めて実行していただきたいということは指摘をさせていただきます。

先行きが不透明な物価高の影響、あるいは、新型コロナウイルス感染症の再拡大という状況がまだ続く中で、道民生活と本道経済の基盤である各モードの交通事業者に対して、引き続き、多面的な支援が必要と私は考えるわけでありますが、道の見解を伺います。

その上で、本道の持続可能な交通ネットワークの維持確保に、今後どのように取り組むのか、所見を伺います。

○千葉交通政策局長 今後の取組についてでございますが、全国を上回るスピードで進行する人口減少や高齢化、コロナ禍における行動変容の影響に加え、燃油価格の高騰など、交通事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しているものと認識しております。

道では、これまで、地方創生臨時交付金を活用した事業者支援のほか、「ぐるっと北海道」や道内航空需要回復支援事業など、公共交通の利用促進に係る様々な取組を進めてきており、こうした取組は、交通需要の喚起に一定の役割を果たしているものと考えております。

道といたしましては、公共交通は、地域の人々の暮らしや産業が結びつくことで、高い公益性を発揮するものと考えておりました。今後も、交通事業者をはじめとする関係者の方々と連携しながら、地域の実情やニーズに即した取組を進め、本道における持続可能な交通ネットワークの実現を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○赤根広介委員 交通政策については、知事にも直接お伺いしたく、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、地方創生について伺います。

初めに、道州制特区制度についてであります。

平成26年7月の提案以降、道民から頂いたアイデアについては、諮問機関である北海道道州制特別区域提案検討委員会の審議の結果、国への提案までには至っていないと承知をしております。

道では、地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲を先行的、モデル的に推進するとしておりますが、提案ができていない要因をどう分析しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 行政連携課長木下広君。

○木下行政連携課長 道州制特区推進法に基づく提案についてでございますが、道では、平成19年12月の第1回提案以降、計6回、33件の提案を行い、特区として実現した2件を含め、28件につきまして国において所要の措置がなされ、事務の効率化や地域の実情に応じた対応が可能になるなどの効果があったと認識しております。

平成26年7月以降、道州制特別区域提案検討委員会を計12回開催し、道民の皆様から頂いたアイデア40件につきまして御審議いただいたところでございますが、現行の制度で対応が可能であることや、外交や入国管理など、国が本来果たすべき役割であり、特区になじまないなどの理由により、国への提案までには至らなかったところでございます。

○赤根広介委員　そこで、道の政策評価では、これら道州制特区制度などの地方分権を推進するための制度の活用に向けて、より一層の制度周知等に取り組んでいくと、毎年、同様の対応方針が記されているだけなのですよね。そういう意味で、一向に改善の兆しも見えないわけでありませう。

もはや、制度の周知に努めるだけでは、何ら対応もしていないことに等しいと考えるわけでありませうが、今後の対応について伺います。

○久保秋雄太委員長　地域行政局長清水目剛君。

○清水目地域行政局長　地方分権に向けた今後の対応についてでございますが、権限移譲や規制緩和を進めるに当たっては、道州制特区提案のほか、地方公共団体の発意に基づき、地域の課題解決のため、制度の改革や運用の改善を進める提案募集方式、また、地域を限定し規制を特例的に緩和する構造改革特区制度などを活用してきたところでございます。

道といたしましては、新型コロナ対策やデジタル、脱炭素など、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、道のホームページへの掲載や道政広報コーナーへのチラシの設置、庁内各部や振興局宛ての通知など、引き続き、様々な手段で制度の周知に努めるとともに、道内市町村を対象とした研修会なども開催し、直接、道州制特区をはじめとする権限移譲や規制緩和の目的、効果を説明するなどして、積極的な提案につなげ、地方分権の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員　当然、提案する側の様々な努力、取組というのも必要ですし、全くやっていないと言うつもりはないのですけれども、一方で、やはり、国の対応というものを改めて地域の立場からしっかりと求めるといふことも、今後、必要なんじゃないのかなというふうに思いますので、その点も踏まえて、引き続き、しっかりと提案が実を結ぶように取り組んでいただきたいと思っております。

次に、広域連携についてであります。

道内各地域がこれから対峙する諸課題をしっかりと認識した上で、広域連携による対応を検討、実施していくため、振興局主導で広域連携推進検討会議を開催し、市町村間の連携、及び、道と市町村の連携による地域課題解決の方向性を検討するとともに、広域連携前進プランに基づく取組を展開するとしているわけでありませう。

道内各地域がこれから対峙する諸課題に対する道の認識を伺います。

○木下行政連携課長　地域が抱える諸課題についてでございますが、人口減少や少子・高齢化の進行など、社会経済情勢が変化する中、広域分散型で小規模な市町村が多い本道におきまして、行政運営面では、行政サービスや公共交通、医療、福祉の維持向上、防災体制の充実など、地域防

【第1分科会 11月9日 第4号】

災力の強化、地域を支える人材の確保育成など、さらに、財政運営面におきましては、生産年齢人口の減少に伴います税収の減、人口増加期に集中的に整備してきましたインフラの老朽化対策など、複雑多様な課題に直面しているものと認識しております。

○赤根広介委員 今答弁いただいたような課題等を踏まえて、令和2年度は、有識者を交え、地域課題連携対応研究会を振興局ごとに開催するとしておりましたが、この研究成果を何うとともに、その成果をどう活用しているのか、伺います。

○木下行政連携課長 地域課題連携対応研究会の成果についてであります。令和2年度、各振興局ごとに、市町村の職員や外部有識者の方々による地域課題連携対応研究会を開催し、より効率的な行政運営の手法を含めた、今後の連携の方向性や取組などの研究を進め、その内容を基に、市町村長と振興局長で構成する広域連携推進検討会議におきまして、広域連携前進プランを取りまとめたところでございます。

現在、広域連携による対応方向を記載したこのプランに基づきまして、地域公共交通の維持や利用促進、地域医療の充実に向けた医師確保の取組などが実施されております。

○赤根広介委員 道では、広域連携推進検討会議の検討評価を踏まえ、必要に応じて広域連携前進プランの見直しを図るとしてありますが、具体的にどのような検討が進められているのか、伺います。

○木下行政連携課長 広域連携推進検討会議についてであります。この会議では、広域連携前進プランに基づく取組状況の進捗確認のほか、行政サービスの維持確保に関する懸案や対応の方向性などにつきまして意見交換を行っており、人口減少と高齢化が深刻化する2040年の未来予測に基づき、それぞれの地域において顕在化する、公共交通、医療、福祉、防災、人材確保などの諸課題に対しまして、地域の実情に応じて広域連携を図るべき事項を検討しているところでございます。

なお、この会議は、全ての振興局におきまして年1回以上開催され、また、広域連携前進プランにつきましては、令和3年度までに全ての地域で策定されております。

○赤根広介委員 先ほども申し上げましたが、この会議の検討評価を踏まえ、必要に応じて前進プランの見直しを図るとしてありますが、その状況について伺います。

○木下行政連携課長 広域連携前進プランの見直しについてであります。このプランは、それぞれの地域における課題を整理し、地域で暮らし続ける上で欠かせない行政サービスの維持確保を図るための広域連携による対応の方向性や具体的な取組を掲載したものでございます。

その内容につきましては、広域連携推進検討会議の検討結果を踏まえ、見直しできるほか、必要に応じて柔軟に追加や削除が可能であり、直近では、昨年度末に、根室振興局管内のプランにおきまして、次世代移動通信システム——5G等の利活用に向け、ICTの利活用に向けた連携、検討を新たな検討課題として追加したところでございます。

○赤根広介委員 次に、振興局・市町村協働ガバナンス事業についてであります。道が市町村への補完機能を発揮し、地域の行政サービスの持続的な維持、充実を図るため、振興局と市町村

の連携をモデル的に実施している檜山振興局管内の取組を推進するとしております。

どのような点がモデル的なのか、事業内容を伺います。

○木下行政連携課長 振興局・市町村協働ガバナンス事業についてであります。多様な行政サービスを継続的に提供していくためには、市町村間連携に加え、道と市町村の連携が重要でありますことから、道におきましては、地域づくりの拠点である振興局と市町村の間における共通、類似する事務の協働を検討するため、本事業を実施してきたところでございます。

事業の実施に当たりましては、14振興局の中でも人口が少なく、市町村間連携が難しいとされる離島を含む、檜山振興局管内をモデル地域に選定し、各町から提案のありました法制執務、情報システム、産業医・メンタルヘルス対策の3分野におきまして取組を進めているところでございます。

具体的には、情報政策会議の設置による将来的な情報システムの広域化の検討や、医師の少ない檜山管内における産業医の共同選任に向け、道と市町村間で情報共有を図るなど、連携関係の強化に取り組んできたところでございます。

○赤根広介委員 様々な取組をされているということは承知いたしましたけれども、やはり、こうした取組をしっかりと全道域で展開していくということが、今後は大事になってくると思いますが、その点、所見を伺います。

○清水目地域行政局長 広域連携の今後の取組についてでございますが、道では、国の定住自立圏構想や道独自の広域連携加速化事業などと併せて、連携の在り方の一つとして、檜山振興局における振興局・市町村協働ガバナンス事業のモデル的な取組についても他地域に周知するなどして、連携の検討が進められるよう取り組んできたところでございます。

現在まで、本事業による取組は、他地域に広がっていないところでございますが、人口減少が続く本道におきましては、市町村職員の成り手不足や、公共施設、インフラの老朽化に、地域が連携して取り組む必要がありますことから、道といたしましては、今後も、地域課題のより一層の把握に努め、それぞれの地域の事情などに応じた広域連携が進められるよう、市町村の皆様の御意見を伺いながら、人的支援や適切な情報提供、助言を行うなど、必要な支援に努めてまいります。

○赤根広介委員 せっかく取り組んでいるモデル的な取組が他地域に広がっていないというのは少し残念なところでありますが、檜山の取組をそれぞれの地域の実情に合った形にしっかりとアップグレードしながら、状況に応じて展開していくということが、今後の広域連携をより充実させていくためには必要だというふうに思いますので、ぜひ、取組に期待をしたいと思っております。

道では、令和2年度より、小規模自治体など国の施策が活用できない地域に対して、広域連携を推進するための支援制度を新たに創設するなどの取組を進めるとしておりましたが、これまでの取組状況及び成果を伺います。

○木下行政連携課長 広域連携に係る新たな支援についてでございますが、道におきましては、定住自立圏構想など国の広域連携制度の活用が困難な地域などに対しまして、令和2年度から、道

【第1分科会 11月9日 第4号】

の独自の取組であります広域連携加速化事業により、広域的な取組を支援してきているところでございます。

令和2年度は、南空知圏域の地域防災体制の充実に向けた調査、日高の地域公共交通の維持や利用促進に向けた取組、遠軽地区の地域医療の充実に向けた医師確保の取組などに対しまして、合計で2780万円、また、令和3年度は、この3地域の取組に加えまして、後志15町村や留萌中北部の合同職員研修の取組、根室の防災担当合同勉強会の開催など、連携して取組を実施した6地域に対しまして、合計で1940万円を支援したところでございます。

これらの取組により、地域公共交通の利用促進や地域関係者のネットワーク化、スケールメリットの獲得などが図られているものと考えております。

○赤根広介委員 先ほどの答弁にありましたように、人口減少と高齢化が深刻化する2040年の未来予測に基づき、広域連携などに取り組んでいく必要があるということで、今まさにその取組が始まって、少しずつ成果が上がってきているというのは、これまでの議論でも承知をしているところであります。

こうした地域の特性や強みを生かして、積極的に民間の知恵と活力を取り込むことも今後重要となってくるといふふうに考えるわけでありまして。

本道における持続可能な行政運営と道庁組織の在り方についても、もう少し、今後の2040年のこうした課題も踏まえながら、道庁としても主体的に議論していく必要があるということは、さきの一般質問でも議論を交わさせていただいたところでありますが、こうしたことも踏まえて、今後の地方創生にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 総合政策部地域振興監北村英則君。

○北村総合政策部地域振興監 地方創生に向けた取組についてであります。広域分散型で小規模な市町村が多い本道におきまして、住民に最も近い市町村が持続的に行政サービスを提供するためには、広域連携の推進がますます重要になっていると認識をしております。

このため、道では、振興局が市町村の皆様と共に地域課題の解決に当たっての方向性や取組をまとめた広域連携前進プランに基づき、各市町村が、定住自立圏など国の広域連携制度や、道の広域連携加速化事業を活用しながら、将来にわたって行政サービスを提供できる体制の確保に努めているところであります。

道といたしましては、地域のことは地域自らが決定できる分権型社会の実現に向け、広域連携の取組を加速させながら、振興局が市町村の補完的役割を果たすとともに、民間の方々の知恵や活力も活用し、デジタル化や脱炭素といった新たな潮流に対応するなど、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる地域づくりに、引き続き取り組んでまいります。

○赤根広介委員 2040年を見据えた様々な諸課題に対応すべく、広域連携を進めていく必要があるのですが、何か問題があるからそれに対応するために何かをしなきゃいけないというようなネガティブな発想ではなくて、今回、コロナ禍でも、DXの遅れなど様々な課題が新たに顕在化したのですけれども、一方で、北海道の広域分散型という、自然の豊かさ、食と観光の魅力に加え

て、本社機能だとかサテライトオフィスの移転、ワーケーションの誘致、または、知事も掲げているデータセンターの誘致など、新たな北海道の可能性、魅力というものも再発見できたのではないかと思いますので、広域連携で様々な機運を盛り上げていきながらも、こうしたポジティブな要素というのも地域と共有しながら、そこは道庁がリーダーシップを発揮して、それぞれの地域の魅力をさらに発揮していく取組というのもしっかり頑張っていたいただきたいというふうに思います。この点については知事にも直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

令和3年の政策評価では、事務事業を見直し、執行体制の簡素化、効率化を図るよう意見を付したものの中に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の企画運營業務について、状況を踏まえ、効果的、効率的な執行体制の構築を進めることとあります。

対策本部の運営の効率化については、これまでも議論をし、提案をしてきたところでありますが、こうした意見を受け、見直しにどう取り組んできたのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 政策局参事藤原和道君。

○藤原政策局参事 評価意見への対応についてでございますが、道では、特措法に基づき、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染状況について本部員の共有を図るとともに、重要事項の協議や必要な対策について決定するため、本部会議を開催してきておまして、昨年度の事務事業評価におきましては、会議の運営など、対策本部の企画運營業務の在り方について意見が付されたものでございます。

本部会議は、令和2年3月以降、これまで130回開催しておりますが、先月は2回、直近では11月2日に開催しますなど、道内の感染状況等を踏まえ、必要に応じ開催してきたところであります。本部員に出張などがあつた際にも、ウェブ会議を活用するなど、時期を逸することのないよう適切な開催に努めております。

新型コロナウイルス感染症を取り巻く様々な動向を踏まえ、今後とも、業務の見直しに努めて、対策本部の企画運營業務の効果的、効率的な執行を図ってまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 本道の感染状況は、その指標となる10万人当たりの感染者数が、昨日時点で855.5人、そして今日の感染者数が9545人と、過去最大の感染拡大の兆候を見せているわけですが、こうした状況を踏まえて、感染第8波に突入したという認識なのか、伺います。また、現在の感染状況の分析についても見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 政策局参事菅原伸一君。

○菅原政策局参事 道内の感染状況についてでございますが、北海道・東北地方をはじめ、全国的に感染が増加傾向に転じる中、本道の新規感染者数は、10月26日以降、10万人当たりで全国最多が続き、感染が再拡大の局面に入る状況となっており、こうした現在の全国的な感染拡大の要因について、国の専門家からは、夜間滞留人口の増加など人の動きの活発化や、気温が下がり換気

【第1分科会 11月9日 第4号】

しにくい時期となったことや、体調管理が難しくなっていること、ワクチン接種により獲得した免疫の低下などが指摘されております。

現在の感染拡大は、これまでの新たな変異株による拡大と異なり、この夏と同じオミクロン株の「BA・5」系統によるものであり、現在の状況が感染の波として、いわゆる第8波に当たるのかについては、科学的な知見の下、国が専門的な見地から判断する必要があるものと考えております。

以上です。

○赤根広介委員 次に、これまでも議論してはいますが、道のレベル分類についてであります。

感染症対策の根幹の一つでありますこのレベル分類は、昨年の12月から運用が開始されておりました、この間の新型コロナウイルス感染症のいわゆる変異株による感染の状況などにより、実態に即した運用に見直しを図るべきと、これまでも提案をしてきたところでありますが、道としては、国の議論や動向を捉え、適切に対応するとの考えにとどまり、今日まで特に変化が見られないわけであります。

措置の実効性の向上などについて、依然として考え方すら示さない国の対応について、道はどのように認識しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 政策局参事石井順一郎君。

○石井政策局参事 レベル分類についてでございますが、道では、これまで、国に対し、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持するといった考えの下におけるレベル分類見直しの考え方を明らかにするよう求めてまいりましたが、10月中旬に示された、季節性インフルエンザとの同時流行対策におきましても、医療の逼迫が生じる場合などには、行動制限を含む実効性の高い強力な感染防止措置等、状況に応じた対応を行うという考えが示されている状況でございます。

道としては、こうした措置を行うに当たっては、どういう状況になればどういう行動制限を講じるのか、あらかじめ明らかにしておくことが重要であると認識しておりまして、措置等の適用基準を含めたレベル分類の運用の考え方を速やかに明確にするよう、全国知事会とも連携し、国への緊急提言に盛り込むとともに、11月7日に開催された全国知事会議において、そうした考えの下、国に強く求めていただくよう発言したところでございます。

○赤根広介委員 先般の国への緊急提言は、相当多岐にわたって地方の声をしっかりと国に対して発信したという部分では、私も非常に評価はできるのですが、一方で、いまだにこうしたことを国に提言しなければいけない現状が非常に残念でなりません。

第6波までは、道庁の対応自体がちょっと後手後手じゃないのかなというふうに思って議論してはいたけれども、やっぱり、7波、8波に入ってくると、現場は最大限やれることをやっているが、国がどうも曖昧で、方向性をしっかりと打ち出しているようで、またころっと変わったり、現場としては非常に厳しい状況にあるのかなというふうに私も率直に感じております。

そこで、目下、感染再拡大の兆候が既に見られているわけでありますが、第7波の際に適用した「BA・5対策強化宣言」の枠組みを活用したような対策の必要性について、見解を伺います。

○菅原政策局参事 感染拡大への対応についてであります。国は、本年7月15日、基本的対処方針を変更し、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持していくことを位置づけたところであり、道としては、こうした国の考え方を踏まえ、この夏の感染拡大においても、社会経済活動を維持しながら感染拡大防止に取り組んできたところでございます。

また、本道の新規感染者数は、10月13日には、それまでの減少傾向から増加に転じ、10月26日以降、10万人当たりで全国最多が続くなど、増加傾向が続いている状況にあり、こうした感染状況への対応については、国の支援の枠組みや同時流行対策に関する国の動向などを注視しながら、今後の感染状況を慎重にモニタリングし、適切に対応してまいります。

以上です。

○赤根広介委員 感染状況を慎重にモニタリングし、適切に対応していくというのは、これまでと同じ対応で、これ自体はそのとおりだと思うのですが、今、ここまで2日も続けて過去最大の感染者数になれば、感染状況のトレンドというのはもう間違いないと思うのですよね。

それで、先般の知事会でも、基本的な感染対策の再徹底を国民に分かりやすい言葉で強く呼びかけることを政府に求めております。これは、当然、本当は政府が第一にやるべきことなのですが、やっぱり、今の政府の状況だと、またこうした取組も相当時間がかかって、その間にまた北海道の感染拡大というのはもっと広がっていくことも懸念されますので、やはり、ここは対策本部会議を今こそ速やかに開いて、北海道のリーダーは鈴木知事でありますので、知事から、道民、事業者に対して、改めて対策の徹底をお願いし、社会経済活動と両立させるため、ぜひ皆さん協力をお願いしますと、迅速に力強く発信する必要があると思うのですが、この点、今後の対応について、再度、所見を求めます。

○久保秋雄太委員長 政策局次長笠井敦史君。

○笠井政策局次長 感染拡大への対応についてでございますが、現在の感染状況への対応につきましては、国の支援の枠組みですとか、同時流行対策に関する国の動向なども見極めながら、感染状況を慎重にモニタリングし、対応してまいる考えでございます。

○赤根広介委員 この迅速な対応についても、やっぱり、知事に直接聞かなきゃ駄目なのかなと思いましたが、委員長の御取り計らいをお願い申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 赤根委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【第1分科会 11月9日 第4号】

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

11月10日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時51分散会